第5期志木市障がい者計画 第7期志木市障がい福祉計画 第3期志木市障がい児福祉計画



令和6年3月



「障がい」の表記について

市では、「障がい」を人の個性のひとつとして、積極的に捉えようとする考え方に立ち、「害」 の文字が持つマイナスイメージを払しょくしたいとの思いで、「障害」を「障がい」と表記して います。

障がいのある人を取りまく問題は多様ですが、本人やその家族の努力だけではなく、むしろその人を取り巻く社会のあり方によって大きく変わっていくということを深く受け止め、ノーマライゼーション*の理念に基づく地域社会の実現を目指していきたいと考えています。

○法律に定めのある名詞においては、法律と同様とします。

例:身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別障害者手当、障害児福祉手当など

○法律中は「害」の表記ですが、障がいが害であるような印象を与えてしまいかねないような名 詞については、ひらがなとします。

例:障がい者(児)、身体障がい者(児)、精神障がい者(児)、機能障がい、重度障がいなど

○「障がいがある」などと、障がいそのものを指す場合は、ひらがなとします。

例:障がいがある人

○その他、法律に明記されていないもので、市の施策についてはひらがなとします。

例:精神障がい者通院医療費、障がい者手帳、心身障がい者医療費など

○建物や団体名など、固有名詞についてはそのままの表記とします。

例:障がい者相談支援事業所、障害者自立支援審査支払等システム*、身体障害者福祉会など *印は、用語解説があります(143頁~)。

この計画書には、視覚障がいがある人のための音声コード (Uni-Voice) *を印刷してあります。 このコードには文字情報が組み込まれており、活字文書読み上げ装置もしくは、スマートフォン 等の活字文書読み上げアプリを通すと音声で内容を読み上げます。



はじめに

本市では令和5年4月に、本市に関係する皆さんが互いにつながり支え合うことで、安心して暮らし続けることができるよう、福祉施策の基本的な考え方を示す「志木市地域共生社会を実現するための条例」を施行いたしました。

この条例では、地域共生社会の実現にむけて 11 項目にわたる基本的施策 を掲げております。その施策の一例として、子ども手話教室の開催が取り

入れられており、学齢期から親子で手話に親しむことにより、障がいへの理解を促進するとともに、福祉 分野に興味を持つ次世代の育成に取り組んでいます。

また、障がいのある人もない人も、参加者全員がつながり相互理解を深めるために、地域共生型の芸術 文化推進事業(ワークショップ)を開催しております。これらの活動を通じて、みんなが個性や生き方を 尊重し合い、誰もが輝く「地域共生社会の実現」を目指しているところです。

近年、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を前に、障がい者だけでなく、介護者の高齢化や親なき後の課題も深刻さを増しており、障がい福祉サービスの利用者は年々増加傾向にあります。加えてケアラー・ヤングケアラーなどの介護者負担の増大や、介護者の孤立問題並びに子ども・障がい・高齢・生活困窮などの複合的な課題を抱える方も増加している状況に対して、障がい者だけでなく、家族をまるごと包括的に支援する仕組みが求められています。

このような背景のもとに、この度本市の障がい福祉施策の基本的な方針を示す「第5期志木市障がい者計画・第7期志木市障がい福祉計画・第3期志木市障がい児福祉計画」を策定いたしました。新たな計画では、すべての市民が持てる力を活かし、時に他を支え時に支えられながら、いきいきと安心してともに暮らすことのできる地域共生社会を推進するため、「みんなで支えあい 安心して心豊かに 暮らせる志木」を基本理念に掲げております。今後、本計画を軸としながら、基幹福祉相談センターや市民・事業者の皆様との連携・協力を通じて、各施策を展開してまいります。

あわせて、専門的な相談支援を担う福祉人材の確保・育成に向けた研修の充実や個々の意思を尊重した サービスの提供及び介護者を孤立させないための取組にも一層力を注いでまいります。これらの取組を通 じて、地域生活支援拠点の機能強化や個々のニーズを把握した障がい福祉サービスの充実に努めてまいり ますので、皆様のより一層のご理解とご協力、積極的な参画をいただきますようお願い申し上げます。

結びに本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様、ヒアリング調査 にご協力いただきました障がい者団体の皆様、また熱心なご協議とともに貴重なご意見・ご提言を賜りま した志木市地域自立支援協議会委員の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和6年3月



目 次

総 論		1
第1章	計画の策定にあたって	2
第1節	計画策定の背景と趣旨	. 2
第2節	本計画とSDGs (持続可能な開発目標)の関係	. 3
第3節	計画の根拠法令と内容	. 4
第4節	計画の位置づけ	4
第5節	計画の期間	. 5
第6節	計画の対象者	6
第7節	計画の策定体制と市民意見の反映	6
第2章 第	志木市の障がい者の現状	7
第1節	障がい者の推移	. 7
第2節	障がい福祉に関するアンケート調査結果と今後の課題	17
第3節	障がい者関係団体ヒアリング調査結果と課題	41
第4節	課題の整理	44
各論1第	5 期志木市障がい者計画	46
第1章	計画の基本的な考え方	47
第1節	基本理念	47
第2節	基本方針	47
第3節	計画の体系	48
第4節	第5期志木市障がい者計画に係る市の障がい福祉施策の方向性	49
第2章 7	施策の展開	52
第1節	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	52
第2節	安全・安心な生活環境の整備	56
第3節	情報アクセシビリティ*の向上と福祉サービスの充実	61
第4節	健康・医療の充実	64
第5節	自立した生活の支援と意思決定支援*の推進	67
第6節	雇用・就業、経済的自立の支援	77
第7節	教育の振興、文化芸術活動・スポーツ等の振興	ጸበ



		97期志木市障がい福祉計画 第3期志木市障がい児福祉計画	
第	1章	前計画における成果目標の達成状況と総括	. 87
第2	2章	令和8年度の数値目標の設定	. 94
第3	3章	障がい福祉サービス等の実績及び今後の見込量	107
資料	編		132
1	計画	画策定の経過	133
2	志才	大市地域自立支援協 議会 規程	134
3	志才	k市地域自立支援協 議会委 員名簿(令和5年5月)	137
4	志才	大市福祉施策庁内推進会議設置要綱	138
5	志才	ト市地域共生社会*を実現するための条例	140
6	市国	民意見公募の実施	142
7	用語	吾解謂 说	143





総論



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国は、平成26年1月に「障害者権利条約」の批准書を国際連合に寄託し、条約締結国になりました。

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」や「障害者の雇用の促進等に関する法律」が施行され、同年5月には「成年後見制度*利用促進法」が施行されました。

その後も、平成30年6月には文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和3年5月には障がい者に対する「合理的配慮*」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」、令和4年5月には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法」を施行するなど、障がい者に関するさまざまな法整備が進められてきました。さらには、令和4年8月、障害者権利条約について、国連の権利委員会による日本の審査が初めて行われ、医療機関や施設に入院・入所している障がい者が、地域に出て自立した生活を送る権利の保障、インクルーシブ教育*システム(障がいのある人もない人も共に学ぶ仕組み)の推進などについて勧告されたことから、障がい者の権利の実現に向けた取組を一層強化していく必要があります。

直近では令和5年4月に、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行され、同年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類」に移行し、感染症対策と地域の社会経済活動の両立の維持などの柔軟な対応が、障がい福祉施策にも求められています。

本市では、「わかりあい 支えあい 誰もが輝く社会」を実現するため、令和5年4月に「志木市地域共生社会*を実現するための条例」(以下「本条例」という。)を制定しました。本条例に定められた基本理念を遵守し、第5期志木市障がい者計画、第7期志木市障がい福祉計画、第3期志木市障がい児福祉計画(以下「本計画」という。)に定める施策や各福祉サービス等を推進することにより、障がい者、子ども、高齢者、生活困窮者など、誰もが必要な支援を受けながら自らの意思や価値観、ライフスタイルなど、個人の生き方や意思を尊重し合い、みんながつながり、支え合うことで、すべての人が安心して生活できるまちづくりを一層推進していく必要があります。このような障がい者を取り巻く法制度の改正や社会情勢の変化を踏まえるとともに、障がいの

ある人のニーズを的確にとらえ、誰もが自らの意思でいきいきと暮らすことのできる まちづくりを推進することを目的として、本計画を策定しました。



第2節 本計画と SDGs*(持続可能な開発目標)の関係

本市では、SDGs*の達成に貢献するため、市の総合的な計画である志木市将来ビジョン(第 五次志木市総合振興計画)後期実現計画において、すべての施策にSDGs*の考え方を反映する とともに、すべての分野で、「目標17パートナーシップで目標を達成しよう」の視点を取り入れ、 市民や企業などと連携した取組により、持続可能なまちづくりを進めています。

本計画においても、開発目標3,4,8,10を達成するために、さまざまな関係者が連携することや、目標達成に向けた進捗状況をデータや統計などにより確認することで、障がい者福祉の向上と地域共生社会*を推進し、SDGs*の達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE G ALS





































【関連する SDGs*の目標】













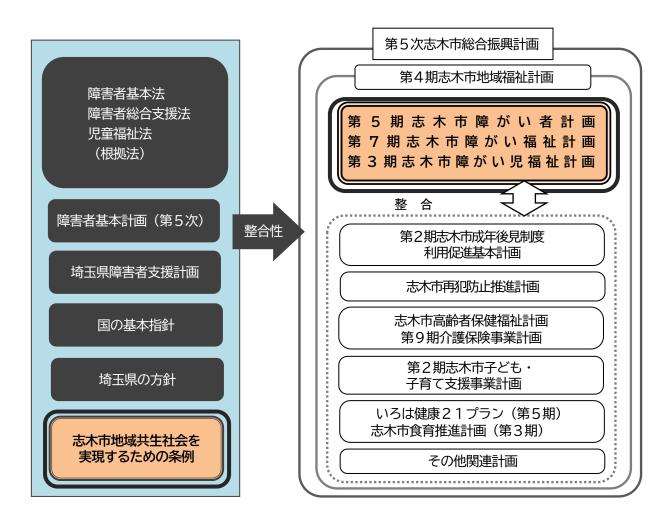
第3節 計画の根拠法令と内容

各計画の根拠法令と内容は、以下に示すとおりです。

計画名	根拠法令	計画の内容
第5期	障害者基本法	今後の障がい者施策の基本方針を定め、市民や関係
志木市障がい者計画	第11条第3項	機関・企業・団体などの活動の指針を示す計画
第7期	障害者総合支援法	各年度における障がい福祉サービス・相談支援等の
志木市障がい福祉計画	第88条第1項	必要な見込み量を盛り込んだ実施計画
第3期	児童福祉法	各年度における、障がい児を対象とした通所支援や
志木市障がい児福祉計画	第33条の20	相談支援等の必要な見込み量を盛り込んだ実施計画

第4節 計画の位置づけ

本計画は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体的に定めたものであり、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置づけ、市民、関係機関・団体、事業者、市(行政)が、それぞれの活動を行うための指針となります。





第5節 計画の期間

本計画を構成する「第5期志木市障がい者計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間を計画 期間とします。また、「第7期志木市障がい福祉計画」及び「第3期志木市障がい児福祉計画」について は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

計画名称	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和 10	令和 11
総合振興計画		平成 2	第5次 28~令和'	7年度					
地域福祉計画			4期 ~6年度						
障がい者計画	平成 30	第4期 ~令和5					第5期 ~11年度		
障がい福祉計画	令和	第6期 13~5年	度	令和	第7期 06~8年	拝度			
障がい児福祉計画	令和	第2期]3~5 ⁵	F度	令和	第3期 06~8 ^年	度			
成年後見制度*利用促進 基本計画		令和2~	2期 ~6年度						
再犯防止計画		令和2~	1期 ~6年度	1					
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	令和	第8期 13~5 ^年		令和	第9期 06~8 ⁵	度			
子ども・子育て 支援事業計画		-	2期 ~6年度						
いろは健康 21 プラン	令和	第4期 11~5年				第5 令和6~	 5期 ~17年度		
食育推進計画		第2期]1~5 ^年	度			第3 令和6~	3期 ~17年度		
歯と口腔の健康プラン	令和	第2期]1~5 ^年					-17年度		
自殺対策計画	令和	第1期 11~5章	-				2期 ~17年度		
埼玉県障害者 支援計画	令和	第6期 13~5 ^年	腰	令和	第7期 06~8年	腰			
(国)障害者基本計画	第 平成 30~4	4次 和4年度		令和	第5次 15~9年				
(国)障害福祉計画	令和	第6期 13~5年	腰	令和	第7期 06~8年	腰			
(国)障害児福祉計画	令和	第2期]3~5 ^年	F度	令和	第3期 06~8 ^年	腰			



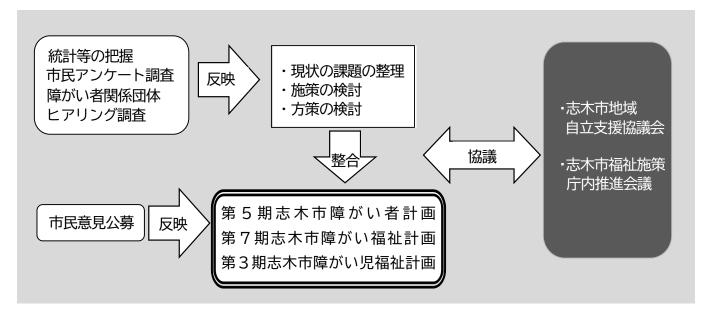
第6節 計画の対象者

本計画では、「障がい者」を、身体障がい、知的障がい、精神障がいのほか、「難病*等に起因する身体または精神上の障がいを有する人であって、継続的に生活上に支障がある人」及び発達障害者支援法の規定に基づき「自閉症スペクトラム障がい、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障がい*、学習障がい*、注意欠陥多動性障がい*のほか、これに類する脳機能障がい」のある人並びに高次脳機能障がい*及び認知症(若年性認知症を含む)の方も精神障がい者として、本計画の策定の対象とします。なお、「障がい児」は、児童福祉法で規定する障がい児を対象とします。

第7節 計画の策定体制と市民意見の反映

本計画の策定にあたっては、学識経験者や市内関係団体の代表、公募による市民を含めた多分野の 委員で構成される志木市地域自立支援協議会及び庁内の委員により組織される志木市福祉施策庁内 推進会議で協議を行うとともに、市民の意見を幅広く募って計画に反映させるため、市民意見公募を 実施しました。

◆計画策定の流れ





第2章 志木市の障がい者の現状

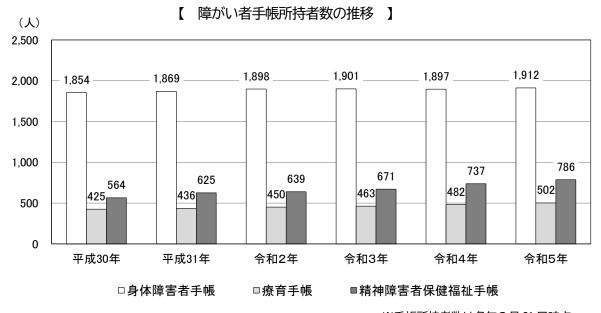
第1節 障がい者の推移

1 障がい者手帳所持者の推移

本市の障がい者数(令和5年3月31日現在 手帳所持者数)は、全体で 3,200 人となっており、総 人口に占める割合は 4.2%であり、平成 30 年と比べて、357 人(12.6%)増加しています。

また、障がい者数の内訳は、身体障がい者が 1,912 人、知的障がい者が 502 人、精神障がい者 が 786 人となっており、全体に占める割合は、身体障がい者は 59.8%、知的障がい者は 15.7%、精神障がい者は 24.6%となっています。

※以下、四捨五入の影響により、それぞれの割合を足し合わせても、100%にならない場合があります。



※手帳所持者数は各年3月31日時点

【 障がい者手帳所持者数と総人口 】

	松上□			障	がい者数(手帳所持者)		
	総人口 (人)	身体障害	害者手帳	療育	手帳	精神保健	福祉手帳	合	·==
	()()	(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	総人口比
平成30年	76,189	1,854	65.2%	425	14.9%	564	19.8%	2,843	3.7%
平成31年	76,365	1,869	63.8%	436	14.9%	625	21.3%	2,930	3.8%
令和2年	76,445	1,898	63.5%	450	15.1%	639	21.4%	2,987	3.9%
令和3年	76,601	1,901	62.6%	463	15.3%	671	22.1%	3,035	4.0%
令和4年	76,374	1,897	60.9%	482	15.5%	737	23.7%	3,116	4.1%
令和5年	76,463	1,912	59.8%	502	15.7%	786	24.6%	3,200	4.2%

※手帳所持者数は各年3月31日時点

※総人口は住民基本台帳各年3月31日時点

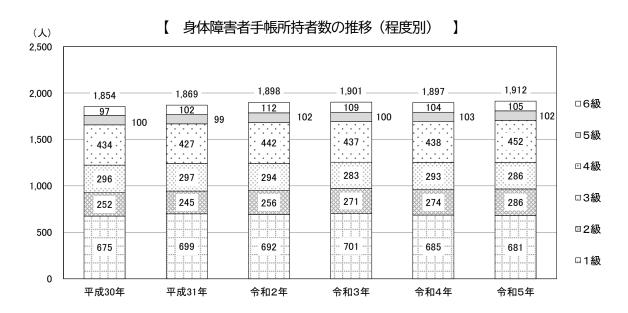


2身体障がい者の状況

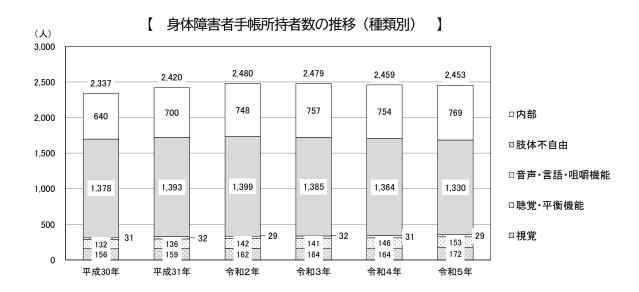
本市における身体障がい者(身体障害者手帳所持者)の数は、令和5年3月31日現在で 1,912 人となっており、平成30 年から 58 人(3.1%)増加しています。

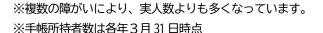
障がいの程度別では、「1級」が 681 人と最も多く、2級と合わせて重度の人が 967 人となり全体の約半数を占めています。

障がいの種類別では、「肢体不自由」が 1,330 人と最も多く、全体の 54.2%を占め、次に「内部 障がい」が 769 人で 31.3%を占めています。



※手帳所持者数は各年3月31日時点

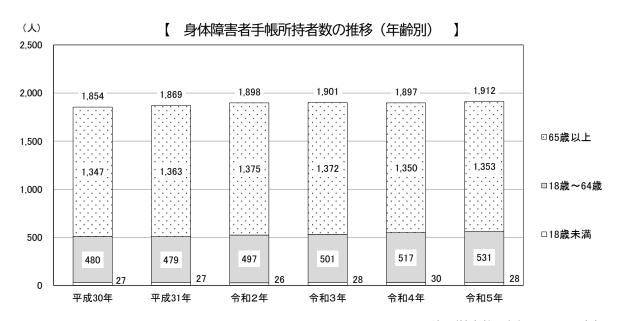




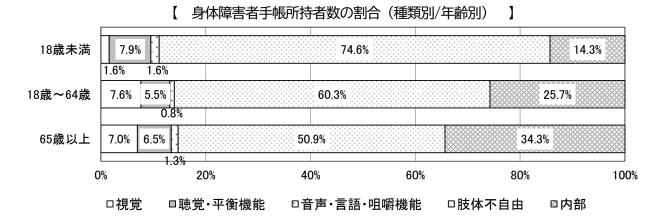


年齢別に見ると、18 歳未満は30 人程度とほぼ横ばいで推移しており、18 歳から64 歳までは令和5年で531 人と平成30 年から51 人(10.6%)増加しています。65 歳以上は令和5年で1,353 人と、平成30 年から同程度で推移しています。

障がいの種類別では、各年代とも「肢体不自由」が最も多く、18歳未満で 74.6%、18 歳から 64 歳で 60.3%、65 歳以上で 50.9%となっており、年代が上がるにつれその構成割合は減少しています。 一方、「内部障がい」は 18歳未満で 14.3%、18 歳から 64 歳で 25.7%、65 歳以上で 34.3%となっており、年代が上がるにつれその構成割合は増加しています。



※手帳所持者数は各年3月31日時点



※手帳所持者数は令和5年3月31日時点



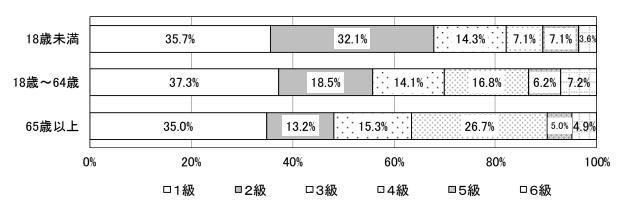
【 身体障害者手帳所持者数(種類別/年齢別) 】(令和5年3月31日時点)

(単位:人)

種類	18歳未満	18歳~64歳	65歳以上	合計
視覚障がい	1	54	117	172
聴覚障がい・平衡機能障がい	5	39	109	153
音声・言語・咀嚼機能障がい	1	6	22	29
肢体不自由	47	426	857	1,330
内部障がい	9	182	578	769
合計	63	707	1,683	2,453

障がいの程度別では、各年代とも「1級」が最も多く、18 歳未満で 35.7%、18 歳から 64 歳で 37.3%、65 歳以上で35.0%となっており、年齢による差はあまりみられません。一方で、18 歳未満 の若年層は「1,2 級」の重度の方が 67.8%で7割弱を占めており、65 歳以上の高齢者は「1,4級」の 方が 61.7%を占めており、重度の方と軽度の方の二極化傾向が見られます。

【 身体障害者手帳所持者数の割合(等級別/年齢別) 】(令和5年3月31日時点)



【 身体障害者手帳所持者数(等級別/年齢別) 】(令和5年3月31日時点)

(単位:人)

等級	18歳未満	18歳~64歳	65歳以上	合計
1級	10	198	473	681
2級	9	98	179	286
3級	4	75	207	286
4級	2	89	361	452
5級	2	33	67	102
6級	1	38	66	105
合計	28	531	1,353	1,912

※手帳所持者数は令和5年3月31日時点

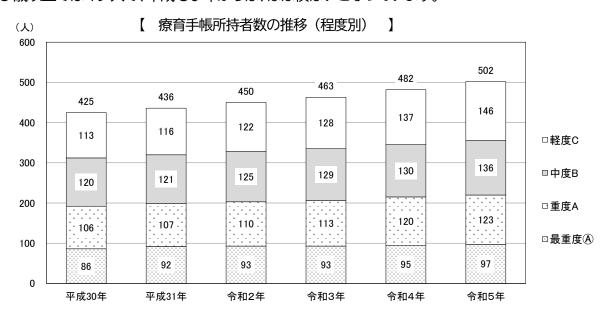


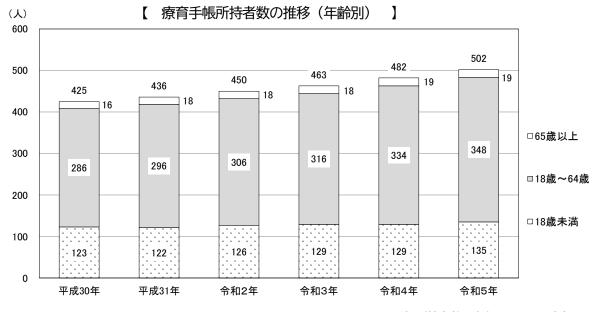
3 知的障がい者の状況

本市における知的障がい者(療育手帳所持者)の数は、令和5年3月 31 日現在で 502 人となっており、平成30年から 77 人(18.1%)増加しています。

障がいの程度別では、C(軽度)が 146 人と最も多く、次いで B(中度)が 136 人となっています。

年齢別に見ると、18 歳未満は 135 人となっており、平成 30 年から 12 人(9.8%)増加しています。また、18 歳から 64 歳までは 348 人となっており、平成 30 年から 62 人(21.7%)増加しており、65 歳以上では 19 人で、平成 30 年からは、ほぼ横ばいとなっています。









障がいの程度別では、18 歳未満は C(軽度)が 53 人(39.3%)と最も多く、次いで A(重度)が 34 人(25.2%)となっています。

18歳から64歳まではB(中度)が96人(27.6%)と最も多く、次いでC(軽度)が91人(26.1%)となっています。

65 歳以上では、B(中度)が 10 人(52.6%)と最も多く、次いでA(重度)が6人(31.6%)となっています。

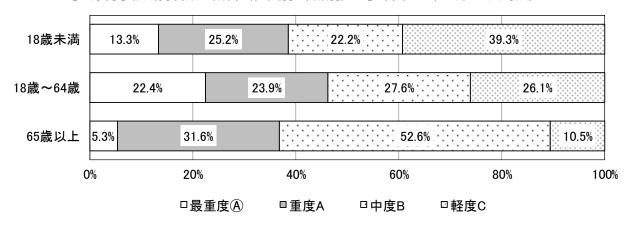
【 療育手帳所持者数(程度別/年齢別) 】(令和5年3月31日時点)

(単位:人)

等級	18歳未満	18歳~64歳	65歳以上	合計
最重度A	18	78	1	97
重度A	34	83	6	123
中度B	30	96	10	136
軽度C	53	91	2	146
合計	135	348	19	502

※手帳所持者数は令和5年3月31日時点

【 療育手帳所持者数の割合(程度別/年齢別) 】(令和5年3月31日時点)





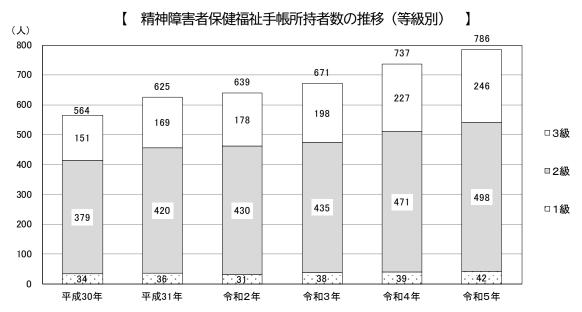
4 精神障がい者の状況

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

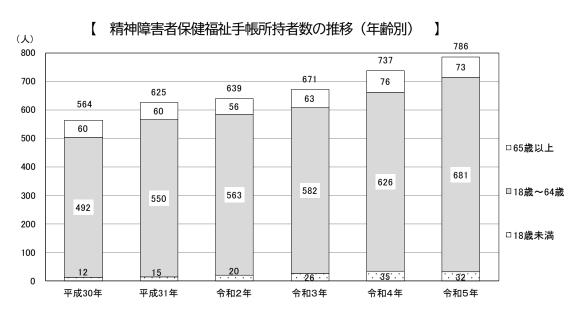
本市における精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)の数は、令和5年3月 31 日 現在で 786 人となっており、平成 30 年から 222 人(39.4%)増加しています。

また、障がいの程度別では、2級が 498 人と最も多く、平成 30 年から 119 人(31.4%) 増加しています。

年齢別に見ると、18 歳未満は、令和5年3月31日時点で32人となっており、平成30年から20人(166%)増加しています。また18歳から64歳までは令和5年3月31日時点で681人と、平成30年から189人(38.4%)増加しており、65歳以上は令和5年3月31日時点で73人と、平成30年から13人(21.7%)増加しています。



※手帳所持者数は各年3月31日時点





※手帳所持者数は各年3月31日時点

障がいの等級別では、18 歳未満は2級が 26 人(81.3%)と最も多く、次いで3級が5人(15.6%)となっています。

18 歳から 64 歳までは2級が 423 人(62.1%)と最も多く、次いで3級が 226 人(33.2%)となっています。

65 歳以上では、2級が 49 人(67.1%)と最も多く、次いで3級が 15 人(20.5%)となっています。

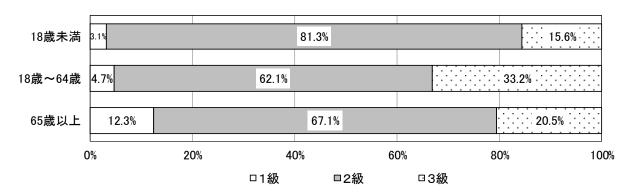
【 精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別/年齢別) 】

(単位:人)

等級	18歳未満	18歳~64歳	65歳以上	合計
1級	1	32	9	42
2級	26	423	49	498
3級	5	226	15	246
合計	32	681	73	786

※手帳所持者数は令和5年3月31日時点

【 精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合(等級別/年齢別) 】



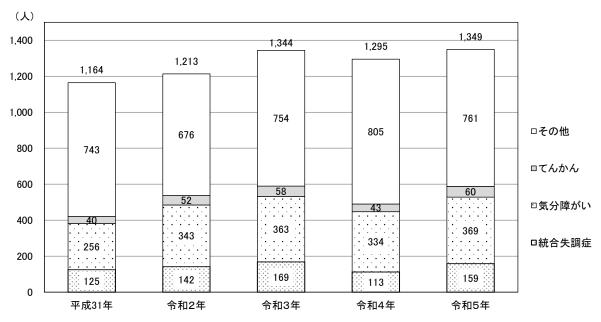


■ 自立支援医療(精神通院医療)*受給者数の状況

自立支援医療(精神通院医療)*の受給者の数は、令和5年3月31日現在で1,349人となっており、平成31年から185人(15.9%)増加しています。

疾患別では、その他を除くと気分障がいが 369 人と全体の 27.4%を占め、最も多くなっており、平成 31年から113人(44.1%)増加しています。

【 自立支援医療(精神通院医療)*の受給者数の推移 】



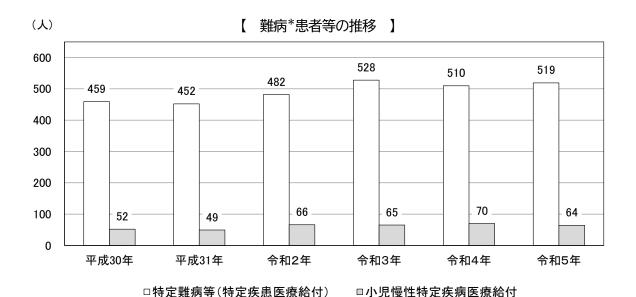
※各年3月31日時点の受給者数



5 難病*患者等の状況

本市で指定難病医療給付制度、特定疾患医療給付制度(先天性血液凝固因子欠乏症等を含む)を利用している難病*患者数は、令和5年3月31日現在で 519 人となっており、平成 30 年から 60 人(13.1%)増加しています。

小児慢性特定疾病医療*給付制度の利用者は、令和5年3月31日現在で64人となっており、平成30年から12人(23.1%)増加しています。



※各年3月31日時点の受給者証所持者数



第2節 障がい福祉に関するアンケート調査結果と今後の課題

本計画の策定に向け、障がいのある方々の日常生活の状況を把握し、課題や意向等を計画及び施策に反映していくために、アンケート調査を実施しました。

アンケート結果を集計・分析し、障がい者や介護者が困っていることや必要としていることなどのニーズを把握するとともに、意見や意向などを踏まえて今後のサービスの質の向上や必要量の把握に活用していきます。

1 調査の概要

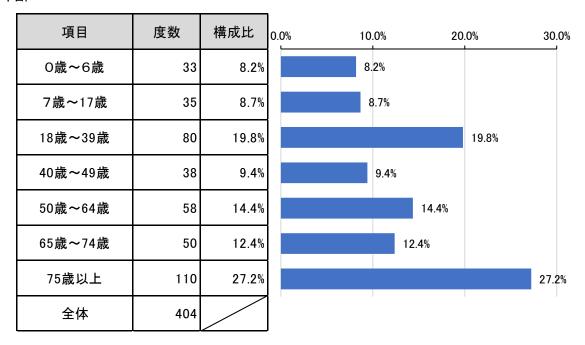
対象者	市内在住で、障がい者手帳(身体・療育・精神)所持者、自立支援医療(精神通院 医療)*受給者、難病*患者、発達障がい*者、高次脳機能障がい*者、障がい者 手帳未所持で障がい福祉サービス及び児童通所支援のみの利用者のうち、無 作為に抽出した 1,000 人の方			
調査方法	郵送による配布・回収			
調査期間	令和5年6月30日(金)~7月21日(金)			
	調査対象者数(a)	1,000人		
回収状況	回答者数	407人		
	有効回答者数(b)	405人		
	有効回答率(b/a)	40.5%		

- ・表、グラフ中の「n」は、各設問に対する回答者数を示しています。
- ・百分率(%)の計算は、「n」を分母とし、小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。
- ・四捨五入の影響により、それぞれの割合を足しても、100%にならない場合があります。
- ・障がい種別は、重複して障がいがある場合は、それぞれに計上しているため、全体の数より多く なります。



【回答者の属性】

■年齢



※有効回答者のうち、属性(年齢・障がいの種類)について不明の人(1人)がいるため、全体数と有効回答者数(b)の値は一致しません。

■障がい種別

項目	度数	構成比	0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0%	60.0%
身体	212	52.5%		52.5%
知的	95	23.5%	23.5%	
精神	73	18.1%	18.1%	
精神通院	106	26.2%	26.2%	
児童通所サービスのみ	30	7.4%	7.4%	
回答者数	404			

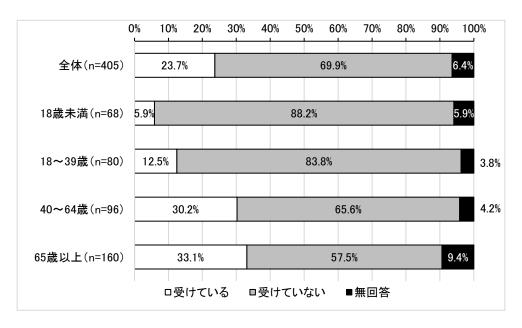
- ※うち、高次脳機能障がい*又は若年性認知症と診断された人(6人)
- ※有効回答者のうち、属性(年齢・障がいの種類)について不明の人(1人)がいるため、回答者数と有効 回答者数(b)の値は一致しません。
- ※複数の障がいを持っている人は複数回答しているため、各種別の合計が回答者数よりも多くなります。



2 主な調査結果

■ 現在、医療的ケア*を受けている人(年齢階層別)

現在、医療的ケア*を受けているかどうかの設問について年齢階層別にみると、年齢階層が上がるに従って「受けている」と回答した割合が高くなっています。

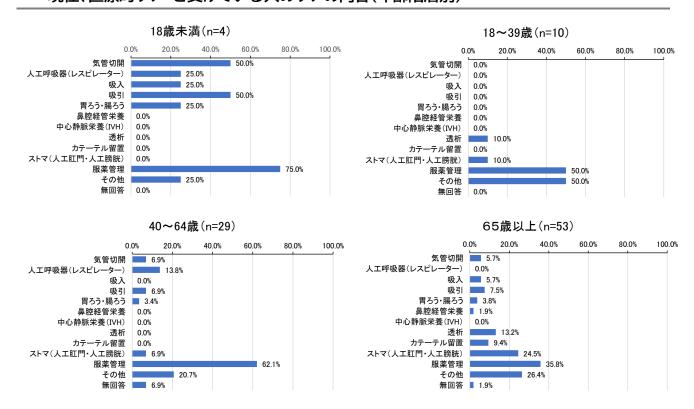


※有効回答者のうち、属性(年齢・障がいの種類)について不明の人(1人)がいるため、全体数と各年齢 階層の合計の値は一致しません。

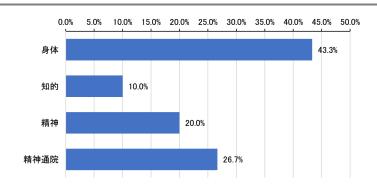


現在、医療的ケア*を受けている人のケアの内容を年齢階層別にみると、いずれの年齢階層においても「服薬管理」が最も多くなっています。また、服薬管理について障がいの種類別にみると、「身体」が最も多くなっています。

■ 現在、医療的ケア*を受けている人のケアの内容(年齢階層別)



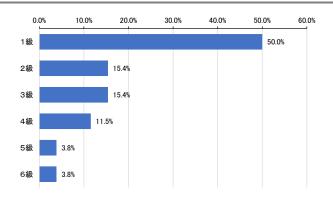
■ 服薬管理(障がいの種類別)



項目	度数	構成比
身体	26	43.3%
知的	6	10.0%
精神	12	20.0%
精神通院	16	26.7%
回答者数	60	

■ 服薬管理(等級別)





項目	度数	構成比
1級	13	50.0%
2級	4	15.4%
3級	4	15.4%
4級	3	11.5%
5級	1	3.8%
6級	1	3.8%
回答者数	26	

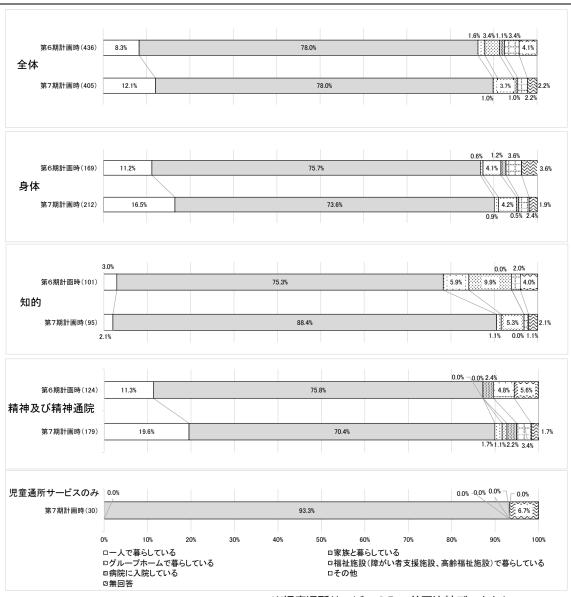
■ 地域での生活について

【現状】

現在の暮らし方(全体)では、「家族と暮らしている」が第6期計画時と変わらず 78.0%で最も多くなっていますが、施設入所者等の地域移行*が進んだことなども影響し、以下「一人で暮らしている」が第6期計画時より3.8%増の 12.1%となった一方で、「グループホームや福祉施設で暮らしている」が第6期計画時よりも 0.3%減少し 4.7%となりました。

障がい種別でみると、「グループホームや福祉施設で暮らしている」については、知的障がい者が他の障がいより高い割合となっていますが、第6期計画時と比較すると15.8%から9.4%減少し6.4%となっている一方で、「家族と暮らしている」は第6期計画時から13.1%増加し88.4%になるなど、福祉施設等を退所して、地域で家族と生活する人が増えていることがわかりました。

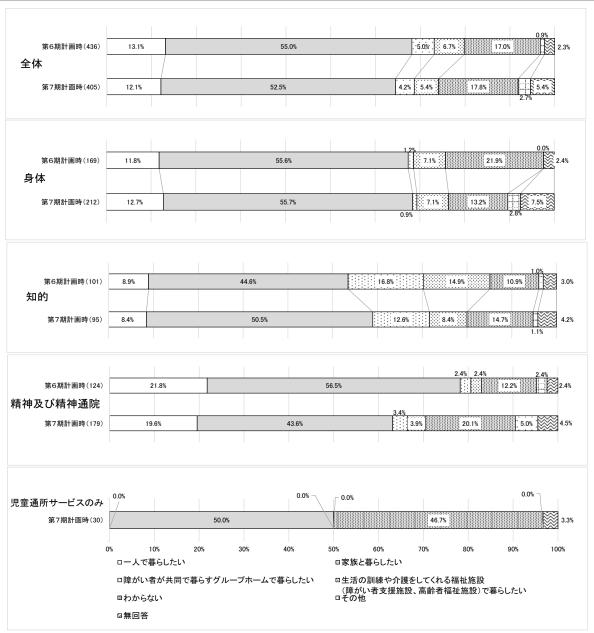
■ 現在の暮らし方・前期計画との比較(障がい種別)



※児童通所サービスのみ、前回比較データなし



■ 今後の暮らしへの考え・前期計画との比較(障がい種別)



※児童通所サービスのみ、前回比較データなし

今後の暮らしへの考え(全体)では、「家族と暮らしたい」が52.5%で最も多く、以下「わからない」の(17.8%)を除くと、「一人で暮らしたい」(12.1%)、「障がい者のグループホームや生活の訓練や介護をしてくれる福祉施設(障がい者支援施設、高齢者福祉施設)で暮らしたい」(9.6%)の順となりました。



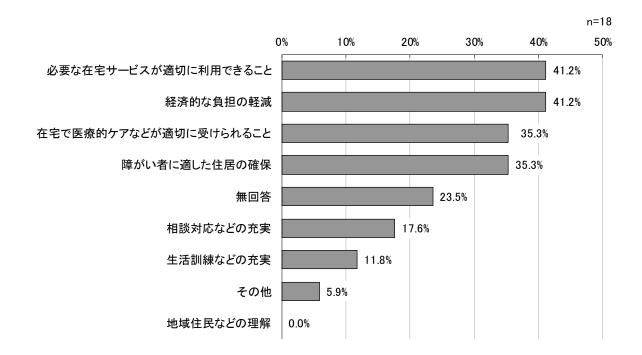
また、第6期計画時と比較して、「一人で暮らしたい」が 1.0%減、「障がい者が共同で暮らすグループホームで暮らしたい」と「生活の訓練や介護をしてくれる福祉施設(障がい者支援施設、高齢者福祉施設)で暮らしたい」の合計が 2.1%減となっているほか、「家族と暮らしたい」と答えた人も 2.5%減となっています。

障がい種別でみると、「障がい者が共同で暮らすグループホームで暮らしたい」と「生活の訓練や介護をしてくれる福祉施設(障がい者支援施設、高齢者福祉施設)で暮らしたい」の合計については知的障がい者が 21.0%で他の障がいより高くなっています。

■ 自宅や障がい者のグループホームで生活するために必要な支援

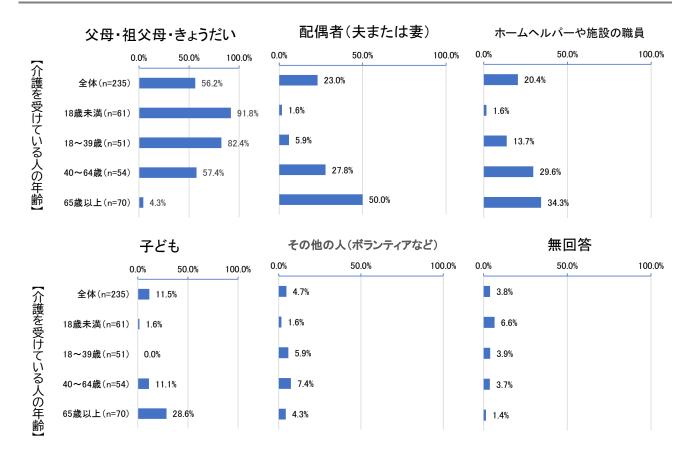
自宅や障がい者のグループホームで生活するために必要な支援では、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」と「経済的な負担の軽減」が 41.2%と最も多く、次いで「在宅で医療的ケア*などが適切に受けられること」と「障がい者に適した住居の確保」が 35.3%となっています。

一方で「地域住民などの理解」は 0.0%となっています。





■ 主に介護をしている人

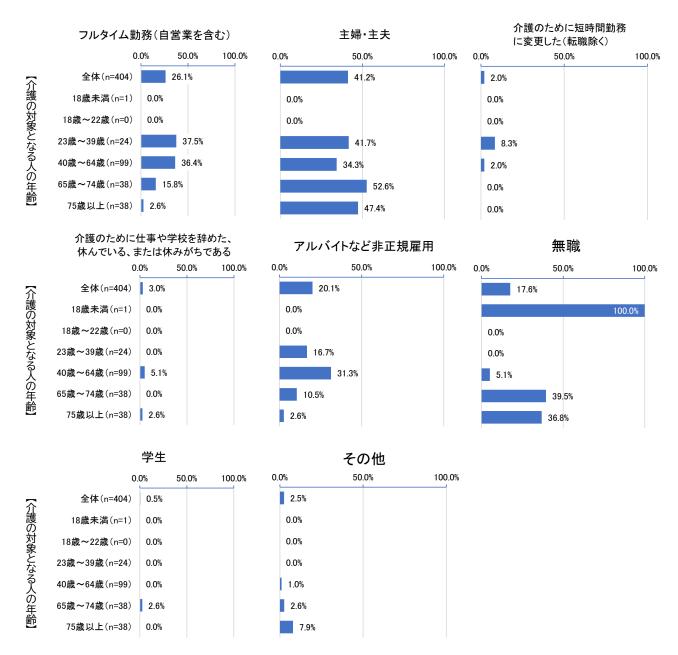


日常の生活で、何かしらの介護を受けている人に対して、主に介護をしてくれる人は誰であるかを聞いたところ、「父母・祖父母・きょうだい」が 56.2%で最も多く、次いで、「配偶者(夫または妻)」が 23.0%となっており、近親者の割合が高くなっていました。

年齢別でみると、65歳以上は配偶者に次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が34.3%と高くなっています。



■ 主に介護をしている人の就労等の状態と介護の対象となる人の年齢



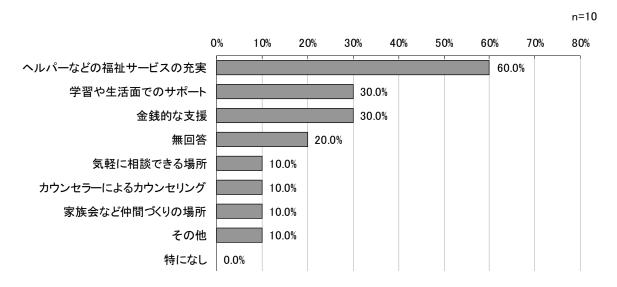
※重複で回答している方がいるため、全体(n)は100%より多くなります。

主に介護をしている人の就労等の状態について聞いたところ、「主婦・主夫」が 41.2%で最も多く、 次いで「フルタイム勤務(自営業を含む)」が 26.1%、その次に「アルバイトなど非正規雇用」が 20.1% の順となっており、フルタイム勤務とアルバイトなど非正規雇用を合計すると、「主婦・主夫」とほぼ同じ 割合となっています。



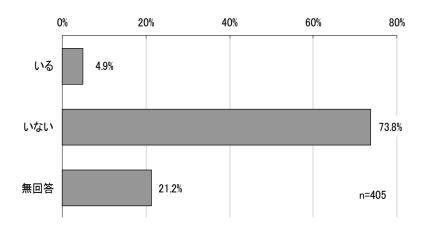
■ 主に介護をしている人が、安心して仕事や学業を続けるために必要なこと

主に介護をしている人で「介護のために仕事や学校を辞めた、休んでいる、または休みがちである」、「介護のために短時間勤務に変更した(転職除く)」を選択した方のうち、安心して仕事や学業を続けるために必要だと思うことは、「ヘルパーなどの福祉サービスの充実」が 60.0%で最も多く、以下、「学習や生活面でのサポート」・「金銭的な支援」(30.0%)、「気軽に相談できる場所」・「カウンセラーによるカウンセリング」・「家族会などの仲間づくりの場所」(10.0%)でした。



■ ひきこもり状態の人への要支援

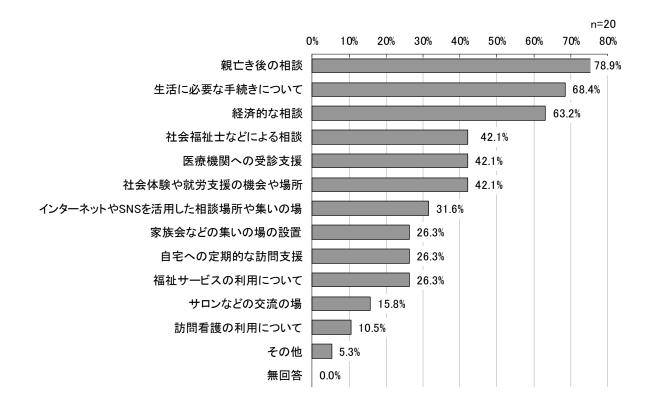
家族の中に、ひきこもり支援が必要な人がいるかについて、「いる」が 4.9%、「いない」が 73.8%となっています。





■ ひきこもり状態の人に必要なこと

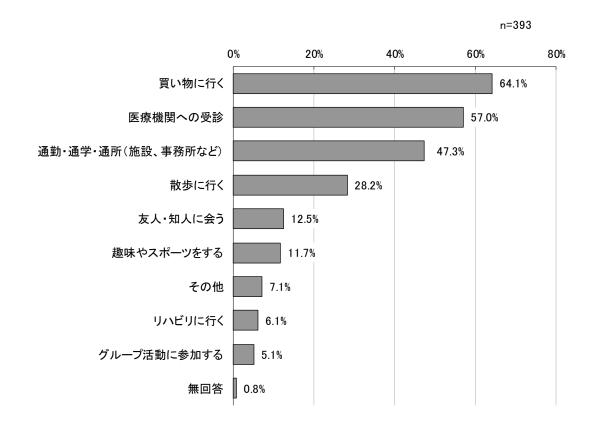
ひきこもり状態の人やその家族がどのような支援を受けたいかについては、「親亡き後の相談」という方が 78.9%と最も多く、次いで、「生活に必要な手続きについて(68.4%)」、「経済的な相談(63.2%)」が高くなっており、ひきこもり状態の人の状況と、希望に沿った支援が必要です。





■ 外出の目的

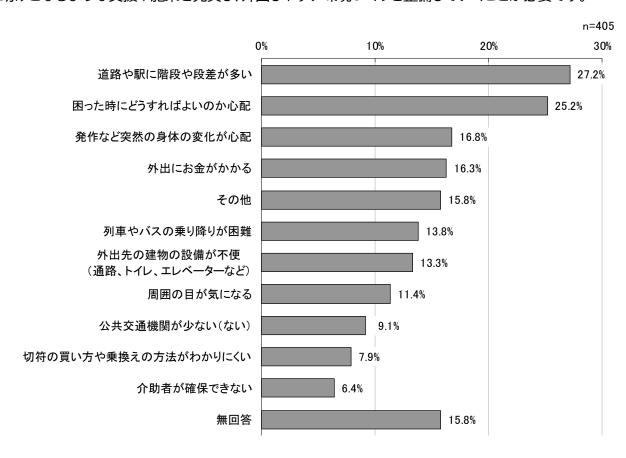
外出の目的は「買い物に行く(64.1%)」、「医療機関への受診(57.0%)」、「通勤・通学・通所(施設、事務所など)(47.3%)」といった日常生活における外出が多くを占め、「友人・知人に会う(12.5%)」、「趣味やスポーツをする(11.7%)」、「グループ活動に参加する(5.1%)」といった社会活動を目的とした活動は少ない状況となっています。従って、障がい者の外出の機会を増やすためには、生きがいの場や交流の機会を増やすなど、社会参加を促す取り組みが必要です。





■ 外出時に困ること

外出時に「道路や駅に階段や段差が多い(27.2%)」、「困った時にどうすればよいのか心配(25.2%)」といった回答が多く、人にやさしいまちづくりを引き続き推進していくとともに、移動の手助けとなるような支援や施策を充実し、外出しやすい環境づくりを整備していくことが必要です。

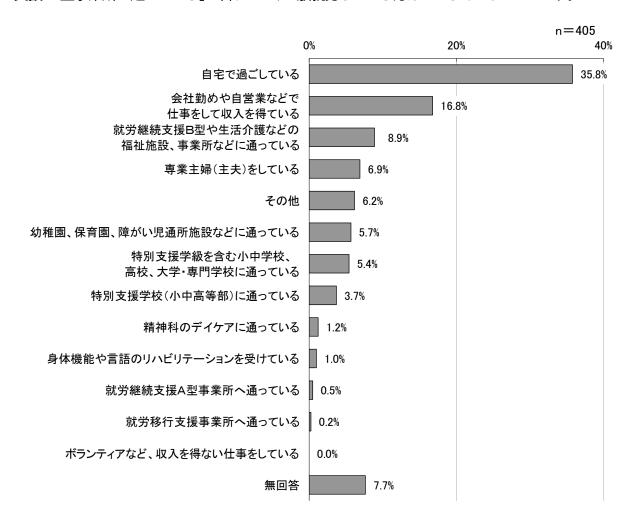




■ 平日の日中の主な過ごし方について

平日の日中の主な過ごし方は、「自宅で過ごしている」が35.8%と最も多くなっています。

一方で、「会社勤めや自営業などで仕事をして収入を得ている」が 16.8%となっており、「就労継続 支援 A 型事業所へ通っている」と合わせて、一般就労している方は 17.3%となっています。

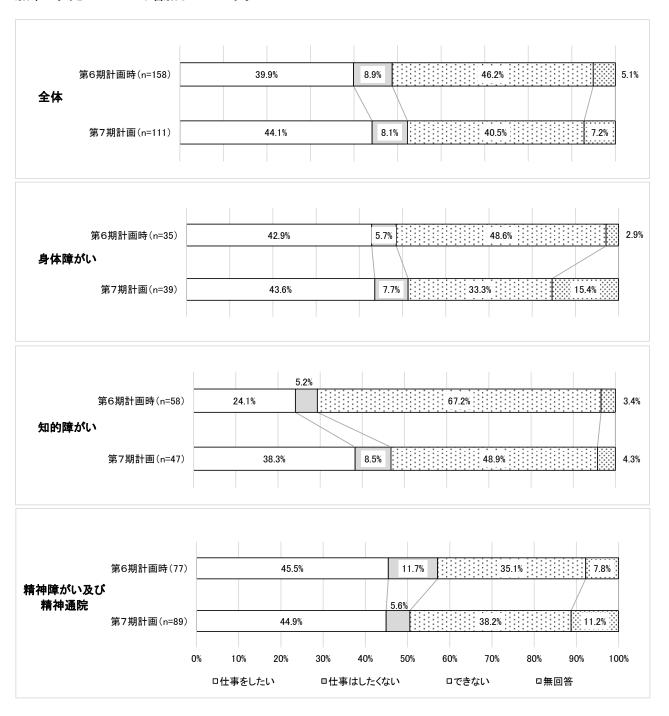




■ 18歳~64歳における企業等への就労意欲(障がい種別)

平日の日中の主な過ごし方について、「会社勤めや自営業などで仕事をして収入を得ている」以外を 選択した 18 歳から 64 歳のうち、企業等への就労意向について聞いたところ、「仕事をしたい」が 44.1%でした。

障がい種別でみると、知的障がい者は 38.3%となっていますが、第6期計画時と比べると最も増加率が大きく14.2%増加しています。



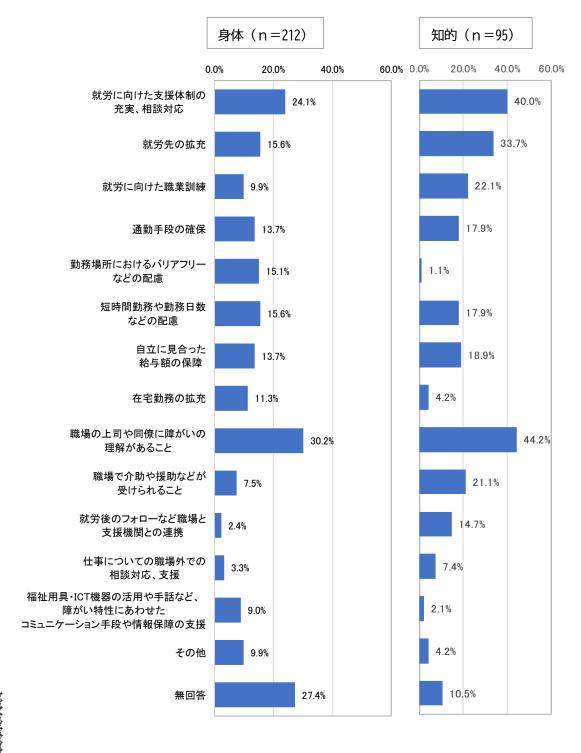


■ 障がい者が就労するために必要なこと

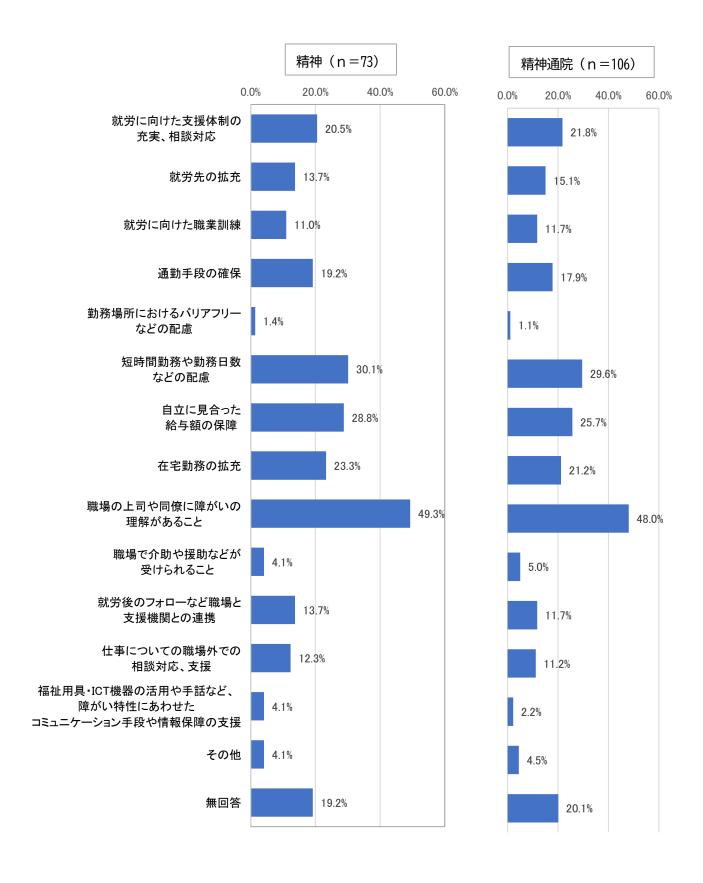
障がい者が就労するために必要だと思うことについては、すべての障がい種別において「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も高い割合になっています。

障がい種別でみると、身体障がいでは「勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮」、知的障がいでは「職場で介助や援助などが受けられること」、精神障がい及び精神通所では「短時間勤務や勤務日数などの配慮」や「在宅勤務の拡充」が、他の障がいと比較した際に、高くなっています。

障がい者が就労するためには、障がい者を受け入れる企業に対し、各々の障がいに対する理解の啓発とともに、環境や働き方などの配慮に関しても支援と相談の体制が必要です。



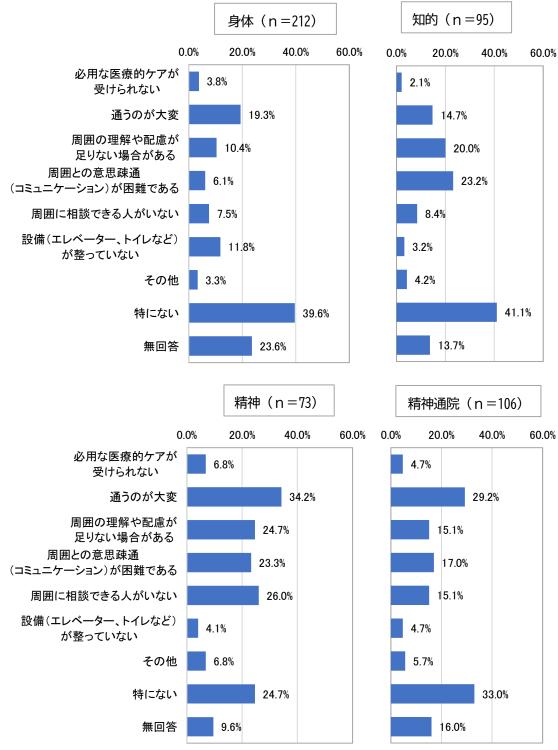






■ 幼稚園・保育所や学校、職場、病院など地域生活で困っていること(障がい種別)

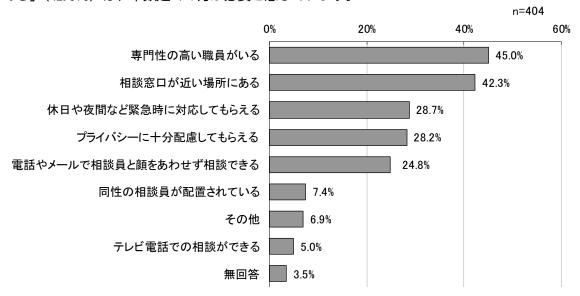
障がい者が地域生活で困っていることとして、身体障がい者と精神障がい者は、「通うのが大変」との回答が最も多くなっていますが、知的障がい者は、「周囲との意思疎通」や「周囲の理解や配慮」が最も多くなっており、障がい種別により困っていることや配慮が必要なことは異なっています。





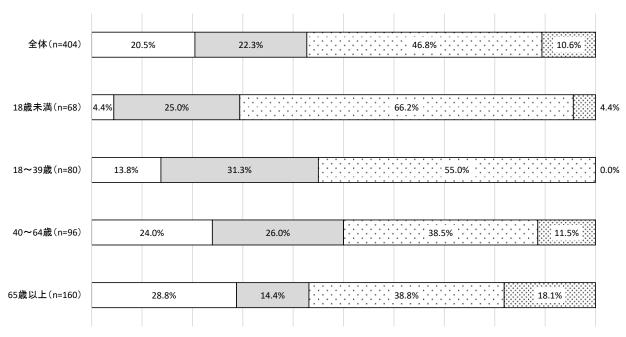
■ 気軽に相談できるようにするために必要な配慮

気軽に相談できるようにするために、「専門性の高い職員の配置」(45.0%)や「相談窓口が近い場所にある」(42.3%)は、半数近くの方が必要と感じています。



■ 自分の権利や暮らしを守るために取り組んでいることや考えていること、ご家族が亡くなったときに備えて準備していること(年齢別)

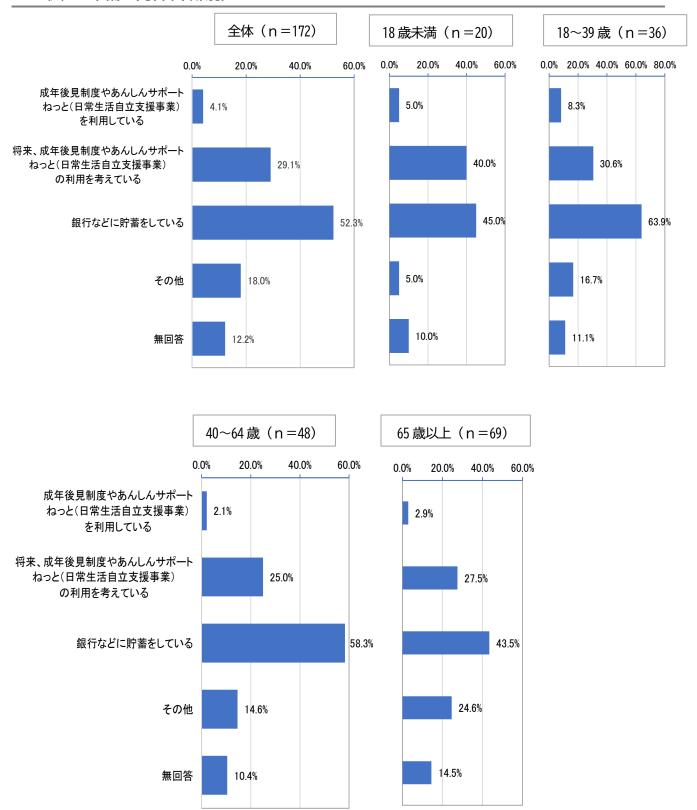
年齢が上がるにつれて、「今考えている」が高くなっています。また、18 歳未満では「何も考えていない(66.2%)」は 6 割を超えています。



□今考えている □これから考える □何も考えていない □無回答



■ 取組や準備の内容(年齢別)

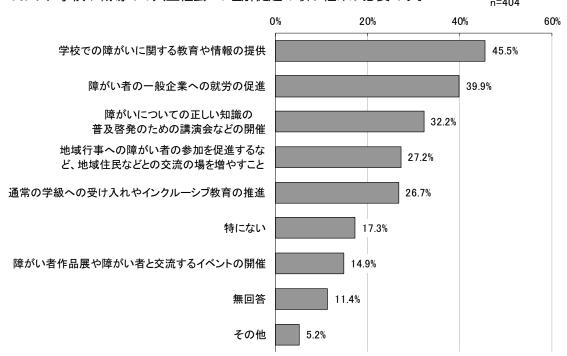




将来への備えとして「銀行などに貯蓄をしている」が全体で 52.3%と最も多く、次に「将来、成年後見やあんしんサポートねっと*の利用を考えている」が全体で 29.1%と多くなっています。

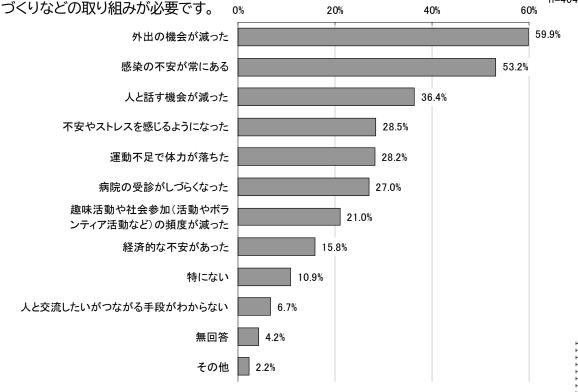
■ 共生社会*の理解のために力を入れるべき内容

共生社会*の理解のために力を入れるべき内容としては、「学校での障がいに関する教育や情報の提供」が 45.5%と最も必要と感じている人の割合が高く、次いで「一般企業への就労の促進」が 39.9%となっており、学校や職場での共生社会*の理解促進の取り組みが必要です。



■ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響

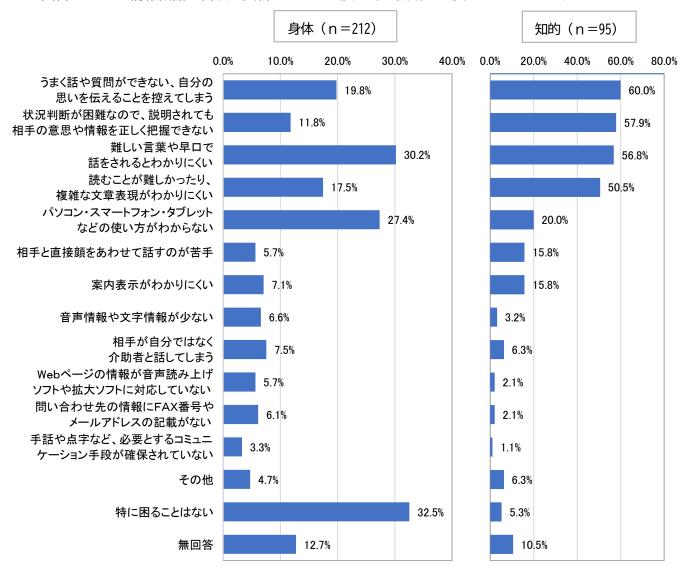
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響では、「外出の機会が減った(59.9%)」、「感染の不安が常にある(53.2%)」といった回答が多く、障がい者の外出の機会を増やすための支援やきっかけで、イルカンドのPRU 487.45 メエスナ



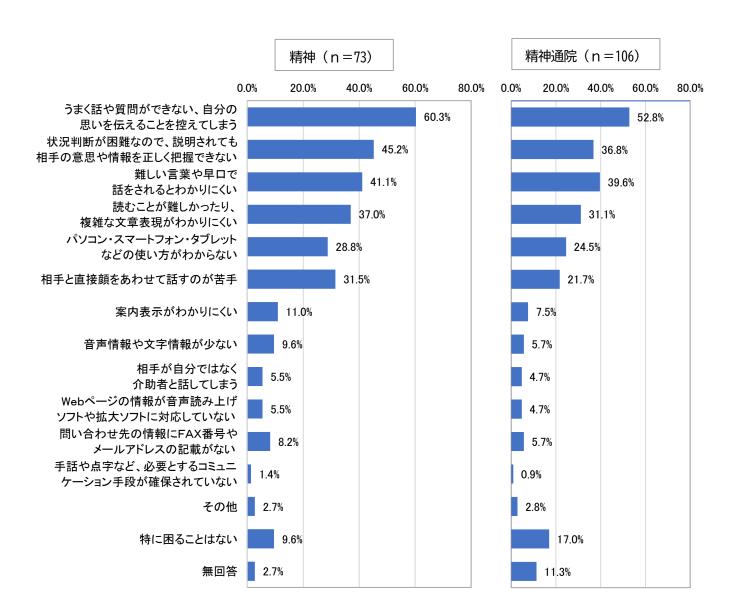
■ 情報入手やコミュニケーションで困ること(障がい種別)

知的障がい者、精神障がい者においては「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」が6割と高くなっています。身体障がい者においては「特に困ることはない」が 32.5%と最も高くなっていますが、次に「難しい言葉や早口で話をされるとわかりにくい」が 30.2%と高くなっています。

また近年は、情報入手や伝達のために、スマートフォンやタブレットなどが広く普及しており、すべての障がいにおいて2割から3割が、「パソコン・スマートフォン・タブレットなどの使い方がわからない」と回答しており、情報機器の普及や更新にあわせた使い方の説明も必要となっています。



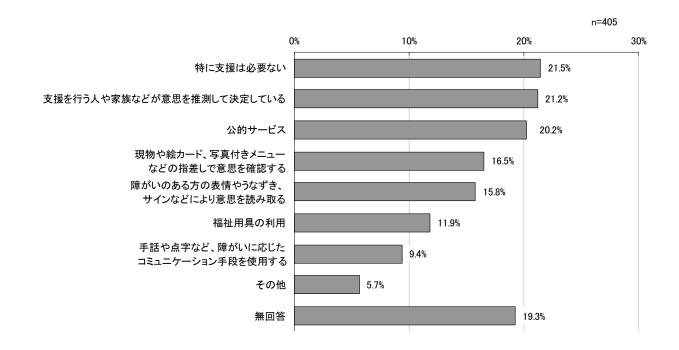






■ 意思決定支援*の方法

自分のことを自分で決めるために、必要と感じる支援の方法やサービスでは「特に支援は必要ない」
が 21.5%で最も多くなっていますが、「支援を行う人や家族などが意思を推測して決定している」
(21.2%)と「公的サービス」(20.2%)についても、ほぼ同程度の回答となっており、障がい者にあったニーズの支援が必要となります。





第3節 障がい者関係団体ヒアリング調査結果と課題

本計画の策定にあたり、アンケート調査では把握が難しい障がい者ニーズの把握とともに、障がい者施策を検討する基礎資料とするため、障がい者関係団体を対象にヒアリングを実施しました。

1 ヒアリング調査の概要

今回のヒアリングは、各団体の代表者等を対象に、ヒアリングを実施しています。また、障がい者団体アンケート調査票も事前に配布し、ヒアリング当日に回収しています。

実施団体	ヒアリング実施日	実施場所
志木市手をつなぐ育成会 志木市心身障害児者を守る会 志木市視覚障害者六星の会 志木市聴覚障害者の会	令和5年8月1日(火)	志木市役所 大会議室3-1
志木市身体障害者福祉会 志木市精神保健福祉をすすめる会	令和5年8月2日(水)	

2 ヒアリング調査における意見の概要

■ 障がい者が地域で自立した生活を送るために必要な支援について

- ▶ 一日の生活サイクルができること、人との交流ができること、日中の居場所があるということが大事。
- デジタルや IT の普及・発展から置いていかれることへの不安があるので、IT を扱うためのノウハウを発信してほしい。
- 福祉サービスなど未利用で、どの支援機関ともつながりのない障がい者に対しても、届くような支援が必要だと思う。
- ▶ 心のバリアフリー*の問題があるので、福祉のまちづくりは共生社会推進課だけではなく、市 全体で助け合いのまちづくりを進めてほしい。ハード面だけでなく、人材教育にも力を入れて、 当事者の意見を取り入れて進めてほしい。
- ▶ 本当に必要な人が利用できるよう、障がい者用駐車場を適正に皆が利用してほしい。スーパーなども含め、障がい者用駐車場が拡大していくとよいと思う。
- ▶ 駐車場だけでなく施設整備の際は、車いすの人なども快適に施設を使えるよう、 傾斜なども考慮して設計していただきたい。



- ➢ 深夜に体調不良になったときなど、24 時間、電話や SNS などで相談ができるとありがたい。
- 入院中から退院後を見据えた支援が必要。地域と医療機関が連携して、情報共有ができるようになるとよい。
- ▶ 急病など緊急事態に、どのくらい費用がかかるのか不安に思っている。
- ▶ 障がい福祉サービスを充実してほしい。

■ 地震等の災害時のことについて

- ▶ 団体として市の防災担当課や他の団体と一緒に研修を行った。福祉避難所の災害訓練は、それぞれの障がいによって特性が違うので、毎年定期的にやってほしい。
- ▶ 避難時でも静かなスペースや、パニックなどになった際の障がい者用の空間が必要。
- ≫ 災害の時は、身の安全を迅速に確保するために、個々の特性に合った支援や情報伝達が必要になると思う。避難所においても同様である。点字版防災マップや災害時の具体的な行動マップがあると良いのではないか。
- ▶ 以前、台風の時に団体として水やアルミシートを配布し、コロナ禍ではマスクと消毒液を配った。地域の中で助け合いの制度ができないか。
- ➤ 福祉避難所をもっと設置してほしい。職員だけでなく、看護師や手話通訳など専門的なボランティアを各避難所に配置していただきたい。

■ 障がい者の理解促進、地域交流などについて

- 障がいの特性に応じた合理的配慮*を皆ができるようになってほしい。(皆が集まる所には、必ず通訳者を配置(明るい場所での手話など)したり、わかりやすい日本語で書くようにすることなど)
- イベント等に参加するように声掛けはしているが、病気の特性や親が高齢になっていることもあり、行けないことが多く、本人も行きたがらない。
- ▶ 支援学校に行くと、地元に帰ってきた時に知ってる人がおらず、地域に戻りにくい。
- ▶ 障がいの種類によっては、他者から「見えない障がい」のため、理解されにくい。ヘルプカード *とあわせてバッチなどがあるとよい。また、イベントのポスターやチラシなどにも、配慮できること(手話通訳・要約筆記*あり、会場内すべてバリアフリーなど)を明記してくれると、参加しやすくなると思う。
- ▶ 駅からタクシー乗り場まで障がいの状況により、一人では行けないケースがある。駅の状況 (駅から乗り場までの距離など)によっては、駅員がタクシー乗り場まで連れて行ってくれ ることもある。ヘルパーを呼ぶほどの距離ではないため、どの駅でも駅員が誘導してくれ



るとありがたい。

- 障がいという切り口ではなく、趣味(スポーツ)などで地域交流が自然にできる場所があると良い。
- 孤独・孤立問題について、婚活やシェアハウスなどの機会があるとよいと思う。

■ インクルーシブ*遊具について

- ▶ 市民に馴染みづらいのではないか。
- ▶ 座って楽しめるものが良いのではないか。
- ▶ 触感で何かの形がわかるような遊具があるとよい。
- ▶ プライベート空間がある一方で、他の人とも共有している感覚もあるものが求められていると思う。

■ その他の意見

- ▶ 親子共に高齢になってきており、ひとり親も増えているため、親亡き後の心配をする声が増えている。ショートステイなどを体験的に利用するなど、親子が共に元気なうちから慣れておかないと、いざ急に施設等を利用しなければならなくなった時に、スムーズに預けられない。親が元気なうちでないと、どこにも連れていけない。
- ▶ 精神障がい者にとって、初めての場所は落ち着いて過ごすことができないため、医療的ケア* や移動の問題もあり、いざという時の備えが大事。ショートステイ等を事前に利用することで 使えるように準備している。
- ▶ 障がい者団体に、若い人は中々新規で入ってこないので、横の繋がりを持てるようなきっかけ、イベントをしてほしい。
- ▶ 障害者権利条約の考え方(特に国連から勧告されているところ)を取り入れ、計画を作成する ことが大切。どんな問題をどこまで達成できているのか、見える化した方がよい。
- 中学や高校で支援が切れてしまうと、そのままひきこもりになってしまう人達がいる。そのような人達への支援が少ないと思う。



第4節 課題の整理

- ① 医療的ケア*を受けている人の年齢階層別のケアの内容から、全年齢階層とも「服薬管理」が 最も多くなっています。また、18 歳未満に「気管切開」や「人工呼吸器」、「たん吸引、吸入」、 「胃ろう・腸ろう」などの医療的ケア*が必要な人の割合が高くなっています。
 - ▶行政と医療機関、福祉事業者が連携し、地域で医療的ケア児*を支える体制を充実させ、児童が病院から退院後、速やかに地域で安心して生活ができるよう、医療機関を含んだ地域生活支援拠点*の機能充実と登録事業者(地域支援者)の充実を図っていきます。
- ② 障がい種別でみると主に知的障がい者が、グループホームや入所施設で暮らしたいとの回答が他の障がい種別より多くなっています。
 - ▶入所施設の増加は、国県方針により今の所はないものと見込んでいますが、強度行動障がい者*や緊急時に受入可能な短期入所併設の日中支援型グループホームについては充実を図ります。
- ③ 介護のために離職や退学した人、または短時間の勤務に変更した人が、仕事や学業を継続するために必要と考えている主な支援の内容は、ヘルパーなどの福祉サービスの充実が過半数を占めています。さらには、学習や生活、金銭面のサポート、相談やサロンなど仲間づくりの場の設置に対する意見があとに続いています。
 - ▶介護者の休息や支援も含め、福祉サービスの充実を図っていきます。
- ④ ひきこもりの方について、中学や高校卒業後に支援が少なく、関係機関などとの繋がりが途切れてしまうという意見がありました。また、当事者や家族などから求められていることについては、専門的な相談場所(親亡き後や生活、経済面の相談など)や自宅への訪問支援、社会参加支援や集いの場(SNS による繋がりも含む)の設置などとなっています。
 - ▶障がい者基幹相談支援センター*や障がい福祉事業者と連携し、ひきこもりの相談支援や集いの場の設置に努めていきます。
- ⑤ 勤務先や学校において、必要と感じていることは、上司や同僚、周囲の人の障がいに 対する理解や配慮という回答が多数を占めています。
 - ▶民間事業者や学校などについても、障がい種別による必要な合理的配慮*について、周知啓発 を行っていきます。



- ⑥ 意思決定支援*について、現状は、家族や支援者が障がい者の意思をくみ取って代弁しているという回答が多数を占めており、障がい種別によって必要な配慮は異なっています。
 - ▶障がい当事者の意思表示やコミュニケーションを円滑にできる福祉用具やサービスについて、 多くの障がい者が適切に活用できるよう、家族や支援者なども含め周知や研修を行っていきます。
- ⑦ 災害時は障がい種別によって、困ることは異なっており、特に避難する際だけでなく 避難先でも障がい種別に応じた必要な配慮をして欲しいという声が多くあります。
 - ▶障がい種別により異なる合理的配慮*について、防災担当課と情報を共有しながら対応していきます。
 - ▶個別避難計画*の作成を進め、障がい者が必要な支援を受けながら安全に避難し、避難生活が 送れるよう支援していきます。



各論1 第5期志木市障がい者計画



第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

すべての市民が持てる力を活かし、時に他を支え、時に支えられながら、心のつながりを大切にし、いきいきと安心して共に暮らすまちづくりを推進するため、本計画の基本理念を次のように定めます。

みんなで支えあい 安心して心豊かに 暮らせる志木

第2節 基本方針

基本理念を実現するために、実施する主要施策について、その取組の方向性を示すため、 国や県における基本方針と整合を図りつつ、本市で実施したアンケート調査等における課題 を踏まえ、以下に示す5つの基本方針を設定します。

基本方針1. 共に支えあい助けあう地域共生社会*の意識の醸成と、 利用者の立場に立ったサービスの充実

基本方針2. 地域で安全で安心して暮らせるまちづくり

基本方針3. 地域の一員として、自らの意思で、自立して暮らせる社会の確立と継続を支援

基本方針4. 自分らしく生きるため、自らの選択で、社会参加を促進する体制の構築

基本方針5. 障がいのある子どもの健やかな育成とその家族への支援



第3節 計画の体系

基本理念	基本方針	基本施策	施策の展開
	1	1 差別の解消、権利擁護の推進	(1)権利擁護の推進と虐待防止
			(2)障がいを理由とする差別の解消推進
	共に支えあい助け合う地域共生社会の意	及び虐待の防止	(3)障がいに対する理解促進と啓発事業の推進
	識の醸成と、利用者 の立場に立ったサー		(1)歩道空間、施設などの整備
	ビスの充実		(2)交通環境の整備
		2 安全・安心な生活環境の整備	(3)災害対策等の推進
	2 地域で安全で安心し		(4)防犯、事故対策の推進
み	て暮らせるまちづく り		(5)福祉のまちづくりの総合的推進
みんなで支えあい			(1)ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組の促進
でも		3 情報アクセシビリティの向上 と福祉サービスの充実	(2)障がい特性に配慮した広報、情報提供の充実
ええ	2	と憧値リーに入り元夫	(3)コミュニケーション支援の充実
l'I	3 地域の一員として、 自らの意思で、自立	4	(1)精神保健・医療の適切な提供等
安	して暮らせる社会の 確立と継続を支援	4 健康・医療の充実	(2)疾病等の予防と、こころとからだの健康づくりの推進
し	正立これがたと又が		(3)安全・安心な地域の保健・医療の推進
安心して心豊かに		5 自立した生活の支援と意思決 定支援の推進	(1)障がい児の育成・療育の充実
豊か			(2)自らの決定による社会参加への支援
に			(3)コミュニケーションの支援と意思決定支援の推進
暮らせ	4 		(4)相談支援体制と地域移行支援、福祉サービス等の充実と家族支援
せる	自分らしく生きるた め、自らの選択で、 社会参加を促進する		(5)地域共生社会の推進
恙木	体制の構築		(1)障がい者の総合的な就労支援
/ N		6 雇用・就業、経済的自立の支援	(2)障がい者の雇用促進
	_		(3)経済的自立の支援
		,	(1)インクルーシブ教育システムの推進
	5 障がいのある子ども の健やかな育成とそ の家族への支援		(2)学校教育の充実と教育環境の整備
			(3)生涯を通じた多様な学習活動の充実
			(4)教育相談体制の充実と教育と福祉の連携推進
			(5)文化芸術活動、スポーツに親しむ環境の整備



第4節 第5期志木市障がい者計画に係る市の障がい福祉施策の方向性

第5期障がい者計画では、基本理念を実現するため、国や県の基本方針と整合を図りながら、5つの 基本方針を定め、以下の7つの基本施策を実施していきます。

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ○基幹福祉相談センター*を中心に、障がい児、障がい者、高齢障がい者と、さまざまな年齢やライフステージに応じた、重層的な支援体制により、困難事例への包括的支援*や、障がい者虐待の防止、障がい者差別の解消に努めます。
- ○障がい者虐待や差別の再発防止に向けて、自立支援協議会等により、検証や事例検討を行います。
- ○本人の意思決定を支援し、本人の意思によるサービスの選択や成 年後見等の適切な利用を推進します。

Point

障がい者権利条約の視点を入れる必要があり、「意思決定支援*」により本人の意思に基づく各種サービスや後見制度等の利用の推進を追加しました。

2. 安全・安心な生活環境の整備

- ○都市公園の整備や歩道快適化事業、パーキング・パーミット制度 (埼玉県思いやり駐車場制度)*の普及啓発により、障がい者を 含むすべての市民が快適に、安全・安心な生活ができる環境を整 え、バリアフリーな都市空間を推進します。
- 〇地域との連携による防災訓練や、市内各公共施設において定期的 な避難訓練を実施するとともに、福祉専門職と連携した個別避難 計画*の作成を進め、避難に福祉的な配慮が必要な障がい者の避 難支援体制の強化を図ります。
- 〇ホッとあんしん見守りネットワーク*事業などの、民間事業者と の協働による地域での見守り機能の充実を図り、障がい者が地域 で安心して生活できる環境を整えます。

Point

パーキング・パーミット制度(埼玉県思いやり駐車場制度)*の普及啓発、個別避難計画*の作成を追加しました。



3. 情報アクセシビリティ*の向上と福祉サービスの充実

- ○障がい者の情報通信機器や福祉用具、サービスの利用における情報アクセシビリティ*の確保及び普及啓発を図ります。
- ○災害発生時や事故発生時に障がい特性に配慮した多様な伝達手段 や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進します。
- ○子ども手話教室など、学齢期の早い段階から手話に興味を持つことで、若年層を中心とした将来的な人材の確保に努めます。

Point

アンケートや団体 ヒアリングの特見 から、じた情報伝達 の体制や環境の加 備の項目を追加しました。

4. 健康・医療の充実

- ○ひきこもり等の精神障がいに対する多職種連携「志木まるごと地域支援プロジェクト*」などによるアウトリーチ*を充実し、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム*を推進します。
- ○医療的ケア*が必要な障がい児及びその家族が、地域で安心して 暮らせるよう、医療・保健・福祉・教育などのさまざまな分野が 連携し、支援する体制の充実と災害時の支援体制の強化を図りま す。

Point

5. 自立した生活の支援と意思決定支援*の推進

- ○自らの自己決定を尊重する観点から、福祉事業者と協力し、福祉 用具等を活用しながら障がいの状況に応じた意思決定支援*を推 進します。
- ○障がい者の地域移行*を推進し、地域生活支援拠点*の充実を図る ことで、地域で暮らす障がい者を拠点に登録する事業者等が連携 して支援します。
- ○障がい者の家族支援について、相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供と利用促進を行い、ヤングケアラー*を含む家族介護者の負担軽減を図っていきます。
- 〇障がい者理解促進事業を、障がい者以外の事業と同時開催することで、より多くの市民や年齢層の方に障がいについて理解を促し、 相互理解と地域共生社会*の意識の醸成を図ります。

Point



6. 雇用・就業、経済的自立の支援

- ○一般就労を希望する障がい者に対して、障がい者等就労支援センターの利用を促進するとともに、ハローワークと連携し、障がい者のチーム支援体制を推進します。
- 〇障害者優先調達推進法*に基づき、障がい者就労支援施設等の提供する物品・サービスの周知を行うとともに優先購入を推進し、 コロナ禍で低迷した障がい者の工賃の向上を目指します。
- ○障がい者手帳の取得や高等学校等卒業時に、障害年金の受給について周知し、所得保障の充実を図り、障がい者の経済的自立を支援します。

Point

障害者優先調達推進 法*に基づき、引き 続き障がい者就労支 援事業所等の提供す る物品やサービスの 周知とともに優先購 入を促し、工賃の向 上を目指します。

7. 教育の振興、文化芸術活動・スポーツ等の振興

- ○共に学ぶための「合理的配慮*」に努め、インクルーシブ教育*システム構築のための特別支援教育を的確に進め、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えた連続性のある「多様な学びの場」の整備と「交流及び共同学習」を推進します。
- ○病気療養児の ICT*を活用した学習機会を確保します。
- ○障がいのある人もない人も一緒に楽しみ、相互理解を深めるため の、地域共生社会*の実現に向けた文化芸術活動の充実を図りま す。

Point

「インクルーシブ 教育*システムの構 築」や「病気療養 児の ICT*を活用し た 学 習 機 会 の 提 供」、「文化芸術活 動の充実」を追加 しました。



第2章 施策の展開

第1節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1 権利擁護の推進と虐待防止

■ 取組の方向性

① 権利擁護事業の推進

障がい等で判断能力が不十分な人に対する権利擁護体制として、成年後見制度*の普及啓発や制度利用相談などを行い、制度の利用につなげる取り組みを進めます。

また、社会福祉協議会の「あんしんサポートねっと*」をはじめ、埼玉県運営適正化委員会や 権利擁護センターなどの関連機関との連携を一層強化し、障がい者の権利擁護を今後も継続 的に推進します。

② 意思決定支援*の推進

自らの意思を決定することに困難を抱える障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの 選択・決定に基づき日常生活や社会生活を送ることができるよう、意思決定支援*の質の向 上や普及啓発を進めます。

③ 障がい者虐待防止体制の整備

障がい者に対する虐待を防ぐため、基幹福祉相談センター*、相談支援事業所等との連携を深め早期の発見に努めます。また、関係課、学校、事業所、医療機関、相談支援機関、民生委員・児童委員*などと緊密に連携することで虐待の予防と早期発見、事案への素早い対応を確保します。



事業名	事 業 内 容	関係課
障がい者の成年後 見制度*の適切な 利用促進に向けた 取組【新規】	成年後見制度*に関する普及啓発や制度利用相談を行うとともに、後見人候補者等の調整や市民後見人*の育成、選任後の活動を支援し、障がい等で判断能力が不十分な人に対する権利擁護体制を推進します。	共生社会推進課
意思決定支援*の 普及啓発【新規】	障がい者等の意思決定の支援に配慮し、必要とする障がい福祉サービスなどの支援を行うとともに、その自立と社会参加の実現を図ります。意思決定支援*の質の向上を目的とした研修に参加し、サービス提供事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及啓発をします。	共生社会推進課
障がい者基幹相談 支援センター*に よる人材育成、研 修【新規】	市内の障がい者相談支援事業所などの相談機関に対して、実地 支援や専門的な相談、指導を行うとともに、相談機関のスキル向 上と人材育成に向けた研修会や事例検討会を企画、開催し、障 がい福祉事業者の能力向上を図ります。	共生社会推進課
さいたま人権擁護 委員協議会との連 携	さいたま人権擁護委員協議会とともに人権擁護啓発活動を推進 します。	人権推進室
児童虐待ゼロをめ ざす運動事業	児童虐待とそのおそれのある家庭の相談・支援を行うとともに、 関係機関との連携を強化し、要保護児童対策地域協議会の機能 の充実を図ります。	子ども支援課
・障がい児虐待防 止体制の整備事業 ・児童虐待の防止 事業	・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、児童・生徒の保護・ 支援、保護者支援を基本に障がい者虐待防止体制の整備に努め ます。 ・担当課、教育サポートセンター、児童相談所、朝霞警察署他関係 機関と連携し、児童虐待の防止に努めます。	学校教育課
こんにちは赤ちゃ ん訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、親子の心身の状況や育児環境等の把握及び助言をし、虐待の予防及び早期対応を行います。	健康増進センター
志木市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議及び志木市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議	ドメスティック・バイオレンスの防止並びに被害者の保護及び自 立支援を、関係する機関及び団体と連携して行います。	子ども支援課
障がい者を含む女性・男性に対する配偶者暴力相談支援センター等の相談機能の充実 【新規】	女性・男性を対象に、性差別やDV等の悩みに対して公認心理師・臨床心理士による適切な助言等を行います。	子ども支援課



2 障がいを理由とする差別の解消推進

■ 取組の方向性

① 障がい者差別解消の推進

障害者差別解消法の制度についての周知・啓発を図り、地域協議会において相談事案を把握し、差別解消の取り組みに関する協議を行います。市職員には障がい者に適切な対応ができるよう障害者差別解消法職員対応研修を継続的に行います。

事業名	事 業 内 容	関係課
人権研修会	障がい者の人権を守るための研修会などを実施します。	生涯学習課
志木市地域自立 支援協議会の充 実	相談支援事業の運営及び実績等に関する評価等を基に本計画の検証を行います。また、障がい者差別解消支援地域協議会として位置づけ、障がい者差別の解消に関する対応について協議を行います。 市内障がい福祉関係者が情報を共有し、地域課題を協議できる体制を整えていきます。	共生社会推進課
職員研修の充実	志木市人材育成基本方針及び志木市職員研修計画に基づき、市 民から信頼される職員を目指すため、接遇研修の充実を図り、 職員の資質向上を図ります。 また、市職員が障がい者に対して適切に対応するための障害者 差別解消法職員対応研修を実施します。	人事課



3 障がいに対する理解促進と啓発事業の推進

■ 取組の方向性

① 障がいに対する理解の促進

障がいに対する理解を促進するため、「広報しき」や市のウェブサイトを活用し、各種講座やイベントを通じて、幅広い世代に対して正しい知識を発信するなど、各種取組を強化します。また、障がいのある人とない人が交流できる場を提供し、社会的な結びつきを促進します。さらに、市民団体が実施する障がい者理解を促進する事業を支援し、包括的な啓発活動を展開します。

② 啓発事業の推進

障がいのある人々への理解と地域共生社会*の理念を普及させ、福祉のまちづくりに寄与するための啓発事業に取り組みます。令和5年4月に「志木市地域共生社会*を実現するための条例」を施行し、障がいによりいろいろな意思疎通の方法があることなど、お互いの状況を理解し、尊重し、支え合うことで暮らしやすいまちづくりを進める事業を推進します。

事業名	事 業 内 容	関係課
障がい者理解促 進事業	市民を対象に障がい者理解の促進及び啓発等を実施し、障がい者の虐待防止、障がい者差別の解消を図ります。また、市内障がい者団体が障がい者理解の促進につながる事業を実施したときの補助を行います。	共生社会推進課
障がい者理解促 進事業	障がい者理解の促進のため、人権事業として「命を学ぶ」講座を 開催して、障がい者理解を深めます。	いろは遊学館
障がいに対する 理解の促進事業	福祉に関する調査・学習や福祉体験講座を通じて、障がいに対する理解を深めます。	学校教育課
手話普及事業	広報しきの紙面上にやさしい手話に関する連載記事を2か月に 一度のペースで掲載し、手話の普及・啓発を行います。	共生社会推進課
子ども手話教室 事業【新規】	小学校4年生から中学生までの児童・生徒とその保護者を対象 として、聞こえない当事者を講師に迎え、声を使わずに手話を学 びます。	共生社会推進課



第2節 安全・安心な生活環境の整備

1 歩道空間、施設などの整備

■ 取組の方向性

① 歩道の更新

歩道快適化事業を通じて、既存の歩道における段差の解消や平たん性の向上など、障がい 者や高齢者を含むすべての市民が安心して歩ける環境を整備します。計画的な改修を実施 し、バリアフリーな都市空間を推進します。

② 歩道環境の向上

駅前や商店街など、公共空間で通行の妨げとなる屋外広告物や放置自転車などの問題を解消し、歩道環境の改善を推進します。同時に、市民に対して啓発活動を展開し、公共スペースの適切な利用についての意識向上を図ります。

③ 公園の整備

公園の整備において、障がい者や高齢者にも配慮したバリアフリーな環境整備、コミュニティの交流と憩いの場としての快適な空間の構築、安全・安心に利用可能な環境整備の3つを整備の基本方針とし、計画的な公園の整備に取り組みます。

事業名	事 業 内 容	関係課
歩道快適化事業	ノルディックウォーキング・ポールウォーキングコースをはじめ、 市内の既存歩道における段差の解消や平たん性の確保など、誰 もが安心して歩きやすい歩道への更新を推進します。	道路課
放置自転車防止 指導·撤去等業 務	駅周辺の放置整理区域内における自転車等の放置による市民 生活環境の阻害を防止し、良好な環境を保持するため、日常的 に放置防止指導及び定期的な撤去作業を実施します。	都市計画課
県施行街路事業 促進事業	埼玉県が施行する都市計画道路中央通停車場線の整備に対し、 事業費の一部を負担し都市機能の充実促進を図ります。	都市計画課



2 交通環境の整備

■ 取組の方向性

① 公共交通の改善・拡充

鉄道交通について、輸送力の増強とともに、鉄道事業者にホームドアの普及を要請し、誰もが安全・安心に利用できる駅施設を促進します。また、バス交通については、バリアフリーへの配慮を重視して、安全かつ利便性の高い駅前広場やバス乗り場の改善、ノンステップバス*導入の補助を行うなど、交通手段の利便性向上を図ります。

② デマンド交通の実施

自宅と公共施設、商業施設などの共通乗降場間を低額でタクシーを利用できる志木市デマンド交通を実施し、交通弱者の移動手段の確保及び利便性の向上を図ります。

事業名	事 業 内 容	関係課
デマンド交通実 施事業	高齢者や障がい者、子育て世帯などの交通弱者の移動手段を確保するため、自宅や市内の病院・商業施設などの間において、低額でタクシーを利用できる志木市デマンド交通を実施します。	都市計画課

3 災害対策等の推進

■ 取組の方向性

① 防災知識の普及、防災用具の給付

障がい者のいる家庭に対して、地域の防災訓練や情報提供の機会を活用し、災害時の避難に関する注意事項や適切な避難場所、支援体制の普及啓発に力を入れます。さらに、火災の早期感知や避難が難しい障がい者に対して、日常生活用具制度を通じて火災警報器、自動消火器、視覚障がい者向けのデジタルラジオなどを提供し、安全を確保します。

② 避難訓練の実施

災害時の安全確保に向けて、各公共施設において定期的な避難訓練を実施します。また、 公共施設を防災拠点とする災害時情報ネットワークシステムの整備を進めます。



③ 避難行動要支援者*の個別避難計画*作成

災害発生時に自力で避難することが困難な災害時避難行動要支援者*の円滑な避難につなげるため、これまでのハザードマップの水害危険区域や避難する際の協力者などの項目に加え、個人に合わせた避難方法や避難場所などを具体的に記載する個別避難計画*の作成に取り組みます。また、必要に応じて計画相談員などの福祉専門職と連携を図りながら計画を作成します。

事業名	事 業 内 容	関係課
防災意識の啓発 事業	市民の防災意識の高揚を図り、災害時の連携を円滑に行うため、地域での防災訓練を推進します。 また、いろは楽学講座などの防災講座を通し、市民自らが災害に対処できるよう自助・共助の重要性と自主防災組織の必要性や活動内容について周知と啓発を図ります。	防災危機管理課
障がい者への防 災用具の給付	火災警報器等の日常生活用具の給付について周知するととも に、対象者からの申請に基づき給付を行います。	共生社会推進課
庁舎消防訓練の 実施	庁舎の火災発生を想定し、職員による初期消火活動、避難誘導、 通報訓練、応急救護訓練等を実施します。	行政管理課
避難行動要支援 者*名簿整備	新規の要支援者の登録及び更新作業を行います。	防災危機管理課 共生社会推進課 長寿応援課
NET119*緊急 通報システムの 周知	音声による緊急通報が困難な人に、埼玉県南西部消防局の、NE T119*緊急通報システムを周知し、利用を促進します。	共生社会推進課
マイタイムライン の普及啓発 【新規】	地区防災訓練や防災講座等を通じて、自分の住んでいる地区の 洪水リスクを知り、台風などの接近による大雨により河川の水 位が上昇する時に、「いつ」「誰が」「何をするか」自分自身がとる 行動を時系列的にあらかじめ整理しておくための一人ひとりの タイムライン(防災行動計画)の作成を啓発していきます。	防災危機管理課
福祉専門職と連携した個別避難計画*の作成と活用【新規】	志木市避難行動要支援者*名簿の対象者のうち、町内会や民生 委員・児童委員*等に名簿の内容を情報提供することに同意した 方で避難に福祉的配慮が必要な場合は、福祉専門職と連携をし て個別避難計画*を作成します。また、個別避難計画*は、災害発 生時だけでなく、平時からの声かけや見守り、防災訓練にも活用 していきます。	防災危機管理課 共生社会推進課 長寿応援課 生活援護課



4 防犯、事故対策の推進

■ 取組の方向性

① 防犯体制の整備・地域安全活動の推進

市民参加による自主防犯パトロールの定着を促進し、警察との緊密な連携を築きながら、市民が事件や事故に巻き込まれないよう環境整備に取り組みます。

② 交通安全の普及啓発

障がい者や高齢者などを交通事故から守るため、交通ルールやマナーの普及啓発を図るための交通安全活動を実施します。同時に、通行の障害となる屋外広告物などを撤去して、事故防止に取り組みます。

③ 消費生活相談等の充実

判断力が十分でない消費者(障がい者や高齢者など)が、振り込め詐欺などに巻き込まれないための啓発活動や、消費者教育の機会の場を設けるなど、消費生活相談の充実を図ります。

事業名	事 業 内 容	関係課
自主防犯体制の 整備、意識啓発 活動助成事業	自主防犯パトロール活動等を効果的に支援します。 市役所内における防犯対応体制の整備を図ります。	市民活動推進課
交通安全推進 事業	交通関係団体とも連携しながら、交通安全街頭キャンペーン等 の交通安全啓発活動を実施します。	都市計画課
消費者生活対策 事業、消費者教 育事業	消費者トラブルの多様化・複雑化に対応した消費者相談を実施するため、消費生活センターの相談員の研修機会を確保し、相談員のスキルアップを図ります。 また、消費者意識向上のために、セミナーを開催し、啓発グッズの作成、配布を行います。	産業観光課
屋外広告物撤去 事業	良好な道路環境を確保するため、通行の妨げとなっている埼玉 県屋外広告物条例に違反している看板等の撤去を行います。	道路課
安全·安心に暮 らせるまちづく り	市と市民、自主防災組織などの地域の団体が協働して、災害対策に取り組みます。 また、「犯罪に強いまち志木」のスローガンのもと、市民が安全・安心に暮らせるよう市内要所に設置した防犯カメラを管理運用し犯罪抑止に取り組みます。	防災危機管理課市民活動推進課



5 福祉のまちづくりの総合的推進

■ 取組の方向性

① 「埼玉県福祉のまちづくり条例」の推進

障がい者にとって住みやすく、障壁(バリア)のないまちづくりを一層進めます。「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及・啓発を推進し、公共施設だけでなく、広く人々が利用する施設のバリアフリー化を進め、すべての市民が安心して、快適に暮らせる環境を築きます。

② 障がい者の視点を活かしたまちづくりの推進

まちづくりの各分野において、計画策定段階から障がい者や関係機関の参画を得ながら、 人権が保障され、すべての市民が安心して生活できるまちづくりを推進します。

事業名	事 業 内 容	関係課
「埼玉県福祉の まちづくり条例」 の推進	障がい者をはじめ、すべての市民が安心して生活し、社会参加することができる地域社会づくりに向け「埼玉県福祉のまちづくり 条例」の普及・啓発に努めます。	建築開発課
「埼玉県福祉の まちづくり条例」 の推進	誰もが住みやすいまちづくりを推進するため、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づいた施設のバリアフリー化の推進に努めます。	共生社会推進課
パーキング・パー ミット制度*の推 進【新規】	埼玉県では、高齢者や障がい者等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、これらの駐車施設を優先的に利用できる者を明確にし、利用証を交付する「埼玉県思いやり駐車場制度」の運用を実施します。本市では協力市として本制度を推進していきます。	共生社会推進課 長寿応援課 子ども支援課 健康増進センター
高齢者等買い物 支援事業【新規】	民間事業者との協働による移動販売を行い、徒歩圏外の買い物 が困難な高齢者等の自立や地域での見守りの促進を図ります。	長寿応援課



第3節 情報アクセシビリティ*の向上と福祉サービスの充実

1 ウェブアクセシビリティ*の向上等に向けた取組の促進

■ 取組の方向性

① 市政情報へのアクセシビリティ*向上

視覚や聴覚に障がいがある人などが円滑に情報の取得・利用等ができるよう、令和4年度に市公式ホームページを全面的にリニューアルし、操作性や機能性を向上させ、ウェブアクセシビリティ*を意識したページ構成としています。引き続き、市公式ホームページを活用して市政情報へのアクセシビリティ*の向上を推進します。

事業名	事 業 内 容	関係課
ホームページ事業	朗読ボランティアの協力により、広報しきの音声版を作成するとともに、災害などの緊急情報をはじめとする情報の発信について、有効な方法のさらなる検証などをすすめ、情報バリアフリー化を推進します。	市政情報課
ウェブアクセシビ リティ*の向上等 に 向 け た 取 組 【新規】	市公式ホームページ作成担当職員に対し、ウェブアクセシビリティ*の重要性を踏まえた操作研修会を開催するとともに、市公式ホームページで公開するページについては、ウェブアクセシビリティ*に配慮された内容となっているか事前にシステムが確認を行うことで、ウェブアクセシビリティ*の向上を推進します。	市政情報課

2 障がい特性に配慮した広報、情報提供の充実

■ 取組の方向性

① 選挙権行使の支援

投票所のスロープ設置や視覚障がい者向けの点字投票、代理投票、郵便等投票制度など、 選挙権を持つすべての市民が投票しやすい環境整備を継続し、各種制度の周知を図ります。

② 市政参画の支援

市政運営にあたっては、障がい者の意見が反映できるよう会議等の委員委嘱など、引き続き参画機会の確保に努めます。



事業名	事業内容	関係課
障がい者理解促 進に関する情報 提供力向上事業	広報しきや市公式ホームページなどを活用し、誰もが見やすく、 分かりやすいアクセシビリティ*に配慮した情報発信を行うため、担当職員に対し、操作研修会を開催します。	市政情報課
選挙権行使の支 援	代理投票、点字投票及び郵便等投票制度について、広報しき、ホームページ、障がい者の手引き等で普及啓発を図ります。	選挙管理委員会 事務局
緊急通報の事前 登録の実施及び 計画策定におけ る活字文書読上 げ装置対応への 音声コード*の導 入	言語や聴覚に障がいがある人が緊急時にスムーズな通報ができるように、消防や警察に対し協力を要請します。 また、計画策定における音声コード*を導入し、視覚に障がいがある方への情報のバリアフリー化を推進します。	共生社会推進課
マイタイムライン の普及啓発 【新規】(再掲)	地区防災訓練や防災講座等を通じて、自分の住んでいる地区の 洪水リスクを知り、台風などの接近による大雨により河川の水 位が上昇する時に、「いつ」「誰が」「何をするか」自分自身がとる 行動を時系列的にあらかじめ整理しておくための一人ひとりの タイムライン(防災行動計画)の作成を啓発していきます。	防災危機管理課

3 コミュニケーション支援の充実

■ 取組の方向性

① コミュニケーション手段の充実

言語や聴覚に障がいがある市民が、必要な時に手話通訳や要約筆記*を利用できるよう、 登録手話通訳者と要約筆記*奉仕員の派遣と養成を引き続き継続します。さらに、補聴器や 人工内耳を使用する市民に向けてヒアリングループ*などを活用し、聴覚障がい者に配慮した 環境を整備します。

② 手話通訳者名簿の設置

聴覚に障がいのある市民が緊急時に消防や警察に通報するできる NET119*やメール 110番*などの通報システムがあります。これらのシステムを周知するとともに、病院や警察 署、消防署において、緊急時でも直接手話通訳者を手配できるよう登録手話通訳者名簿を設 置しています。



事業名	事 業 内 容	関係課
障がい者サービ ス推進事業	音訳資料の製作、音訳図書の貸出などの事業を実施します。	柳瀬川図書館
手話通訳者及び 要約筆記*者の 派遣事業	言語や聴覚に障がいがある方が、必要な時にスムーズに意思疎通を図ることができるよう手話通訳者や要約筆記*者の派遣事業を行います。	共生社会推進課
子ども手話教室 事業【新規】 (再掲)	小学校4年生から中学生までの児童・生徒とその保護者を対象 として、きこえない当事者を講師に迎え、声を使わずに手話を学 びます。	共生社会推進課
意思疎通支援に 係る福祉用具の 給付と普及啓発 【新規】	補装具及び日常生活用具の福祉用具支給決定を通じて意思疎通支援の充実を図ります。利用者等との相談の中でニーズを把握し、制度や手続きを案内するとともに普及啓発を推進していきます。	共生社会推進課



第4節 健康・医療の充実

1 精神保健・医療の適切な提供等

■ 取組の方向性

① 志木まるごと地域支援プロジェクト*の推進

精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行*を推進し、精神障がいのある人をはじめとする地域定着対象者が、地域で生活できるよう支援体制や社会資源を整備します。

事業名	事 業 内 容	関係課
志木まるごと地 域支援プロジェ クト*の推進 【新規】	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の推進に向け、 多職種との協働によりひきこもり、地域移行*、地域定着の対象 者を一体的に支援する体制の充実を図ります。	共生社会推進課健康増進センター

2 疾病等の予防と、こころとからだの健康づくりの推進

■ 取組の方向性

① こころの健康づくりの支援

「こころの安全週間」等の周知及びこころの健康に関する情報発信に取り組み、精神保健に対する意識啓発を行います。また、精神科医やカウンセラーによる「こころの相談」や保健師による「精神保健相談」により個別のニーズに対応し、継続的な支援を実施します。

② 歯科口腔保健の推進

市民のライフステージに応じた歯と口の健康促進に取り組みます。幼児期から学齢期ではむし歯予防に、成人期では歯周病対策の充実を図り、また、通院が難しい障がい者には在宅での相談や診療を受けられるよう支援し、障がい者にも適切な口腔ケアを提供します。

③ 一般医療機関での障がい者診療の理解促進

障がい者やその家族が適切な医療を受けられるよう、市内医療機関に対し、障がい者診療の理解促進(受診時の介助支援など)に引き続き取り組みます。

④ 成人保健の充実



特定健診・特定保健指導(志木市国民健康保険)、がん検診、骨密度検診など幅 広い健(検)診を通じて、疾病の早期発見と早期治療を促進し、生活習慣病の予防 意識を高め、積極的な健康づくりを推進します。

⑤ 介護予防・健康づくりの推進

高齢者に向けた健康づくり事業を促進することで、健康に対する意識向上を図ります。高齢者あんしん相談センター*(地域包括支援センター)では、個別のケアマネジメントと介護予防に関する総合相談を実施し、高齢者の健康増進を支援します。

⑥ 医療費等負担の軽減

重度障がい者の医療費負担を軽減するため、保険診療の自己負担分への助成を継続します。

事業名	事業内容	関係課
自殺予防啓発事業	こころの安全週間(5月)、自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)等に啓発資料を配布し、こころの病気への理解を促します。	健康増進センター
重度心身障がい 者医療費制度に よる負担軽減	障がい者の健康を守り、本人や家族の経済的負担を軽減するため、重度心身障がい者に係る医療費の一部を助成します。	共生社会推進課
いろは健康21プラン等推進事業	誰もが参加できる健康づくりとして、いろは健康ポイント事業やおいしく減塩!「減らソルト」プロジェクト等を実施するとともに、スマート・ウォーカー*育成講座や「しょく(食・職)場づくり」事業を通じ、健康づくりの担い手を育成します。	健康政策課
国民健康保険保健事業	メタボリックシンドロームに着目した特定健診や特定保健指導及 びがん検診等各種保健事業を実施することにより、生活習慣病 の予防及びがんの早期発見・早期治療を支援するとともに、国民 健康保険の医療費適正化を図ります。	健康政策課保険年金課
5歳児親子いっ しょに歯科検診・ 妊婦歯科検診	検診を受けることで検診受診を習慣づけ、歯の健康を守るため の啓発の機会とします。	健康増進センター
こころの相談	こころの病気やさまざまな悩みごとをもつ市民、精神障がい者 を支える家族の相談を受け、問題解決のための支援を行いま す。	健康増進センター
一般介護予防事業	フレイル*チェックやいろは百歳体操、低栄養防止や口腔機能向 上の訪問事業など、目的別の各種事業の展開により、介護予防 の推進に努めます。	長寿応援課



3 安全・安心な地域の保健・医療の推進

■ 取組の方向性

① 医療的ケア児*への支援

医療的ケア*が必要な障がい児等に対して、関係機関が連携を取りながら相談に応じ、情報の提供やその他の支援を推進します。また、地域において包括的な支援が受けられるように、 保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。

② 地域生活支援拠点*等の体制整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支え、地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域生活支援拠点*の整備を進めます。

行政と医療機関、福祉事業者が連携し、病院から退院後、速やかに地域で安心して生活ができるよう、医療機関を含んだ地域生活支援拠点*の機能充実と登録事業者(地域支援者)の充実を図ります。

事業名	事 業 内 容	関係課
医療的ケア児* 支援プロジェクト 【新規】	医療的ケア児*及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉・教育などさまざまな分野が連携し、支援体制の充実を図ります。	共生社会推進課 健康増進センター 保育課 学校教育課
地域生活支援拠 点*等の充実及 び普及啓発【新 規】	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者 (児)の生活を地域全体で支え、障がい者(児)が住み慣れた地域 で安心して暮らし続けることができるよう、既存のあらゆる社会 資源をつなぐネットワークを強化し、各機関で役割を担う体制を 整備していきます。	共生社会推進課



第5節 自立した生活の支援と意思決定支援*の推進

1 障がい児の育成・療育の充実

■ 取組の方向性

① 乳幼児健康診査の充実

健康増進センターで実施する乳幼児健診や各種相談の充実を図ります。また、心身の発育 発達面に対する継続支援として、児童発達相談センター等との連携を図り、未受診児の家庭 に保健師等が訪問するなど、乳幼児への支援体制の充実に努めます。

② 子どもと家庭の相談室による支援

「やる気をひきだす子育て練習法」を実施し、子育て家庭を支援します。

③ 子育て支援センターによる支援

育児に不安や悩みを持つ親などを対象に、専門職による相談会を実施し、それぞれの家庭に寄り添ったきめ細かな支援を実施します。また、職員は発達に遅れのある子どもに対する適切な支援方法を学び、専門的な知識を習得することで、家庭ごとのニーズに応じた支援を行います。

④ 障がい児及び医療的ケア児*の保育による支援

豊かな人間性を育むため、心身に障がいがある子どもとない子どもが、共に成長するよう統合保育を引き続き実施します。

⑤ 児童発達相談センター及び児童発達支援センター*との連携

児童発達相談センター「すきっぷ」及び児童発達支援センター*「みつばすみれ学園」と連携 して、地域の障がいのある子どもやその家族に対する支援の充実を図ります。

⑥ 公立保育園における障がい児童巡回指導

発達障がい*に関する知識を有する専門員(臨床発達心理士)を保育園に派遣し、保育士に助言・カンファレンス*を実施します。保育士の資質向上を図るため、今後もさらなる充実を図ります。



事業名	事業内容	関係課
乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見を行い、育児 指導を行い、保護者が安心して育児できるよう支援します。	健康増進センター
家庭児童相談事業	家庭児童相談員が、児童福祉法で定められている 18 歳未満の子どものいる家庭を対象に、さまざまな相談に応じ、適切な援助・指導を行います。また、暴言や暴力のない子育てプログラム(やる気をひきだす子育て練習法)のトレーニングを希望者に実施します。	子ども支援課
ひまわり保育	心身に障がいを有する児童及び障がいのない児童との統合保 育を実施します。	保育課
巡回指導	保育士の資質向上を図るため、発達障がい*に関する知識を有する専門職(臨床発達心理士)が公立保育園を巡回し、保育士に助言・カンファレンス*を実施します。	保育課
親子グループ支 援事業	就学前のお子さんを対象に、お子さんと遊びながら親同士の交流や、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士などによる専門相談・支援を実施します。	児童発達相談セン ター
巡回相談	発達が気になる児童に対する巡回相談を保育園、幼稚園、小規模保育施設、子育て支援センターに出向いて実施します。専門スタッフによる、カンファレンス*や支援方法の指導、保護者へのフィードバックも行います。	児童発達相談セン ター
個別相談	18歳未満の児童を対象に小児科医師、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士による発達の相談・支援を実施します。	児童発達相談セン ター
発達障がい*の 理解啓発事業	発達障がい*について広報しきやホームページ等による周知を行い、4月2日から4月8日の発達障がい*啓発週間に啓発を行います。	児童発達相談セン ター
専門相談	未就学児を対象に、小児科医師による発育や発達の相談を実施します。	子ども支援課 子育て支援センター
医療的ケア児* 支援事業【新規】	医療的ケア*が必要な児童を市内の一部の保育園で受入れ、障がいのある児童及び障がいのない児童との統合保育を実施します。	保育課
医療的ケア児* 支援プロジェクト 【新規】(再掲)	医療的ケア児*及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉・教育などさまざまな分野が連携し、支援体制の充実を図ります。	共生社会推進課 健康増進センター 保育課 学校教育課



2 自らの決定による社会参加への支援

■ 取組の方向性

① 行動範囲の支援

自動車運転免許の取得費や身体障がい者が運転する自動車の改造費の補助など、引き続き支援を行います。また、地域で暮らす重度の障がい者の社会参画を推進するため、福祉タクシー利用券の交付、自動車等燃料費や鉄道・バス利用料の補助を継続します。

事業名	事 業 内 容	関係課
行動範囲の拡大	・就職等、社会参加を目的に自動車運転免許を取得する障がい者へ補助を実施します。 ・上肢、下肢、体幹機能障がいのある方が自動車のハンドルやブレーキ、アクセルなどを改造する場合に助成します。 ・地域で暮らす重度の障がい者に対して、社会参加など生活圏の拡大のために自動車等燃料費補助や福祉タクシー利用券、鉄道・バス利用料補助のうちいずれか1制度の補助を実施します。	共生社会推進課
投票所のバリア フリー化【新規】	投票所のバリアフリー化について、広報しき、ホームページ、障が い者の手引き等で普及啓発を図ります。	選挙管理委員会 事務局
意思決定支援* の普及啓発【新 規】(再掲)	障がい者等の意思決定の支援*に配慮し、必要とする障がい福祉サービスなどの支援を行うとともに、その自立と社会参加の実現を図ります。意思決定支援*の質の向上を目的とした研修に参加し、サービス提供事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及啓発をします。	共生社会推進課



3 コミュニケーションの支援と意思決定支援*の推進

■ 取組の方向性

① コミュニケーション手段の充実【再掲】

言語や聴覚に障がいがある市民が、必要な時に手話通訳や要約筆記*を利用できるよう、 登録手話通訳者と要約筆記*奉仕員の派遣と養成を引き続き継続します。さらに、補聴器や 人工内耳を使用する市民に向けてヒアリングループ*などを活用し、聴覚障がい者に配慮した 環境を整備します。

② 手話通訳者名簿の設置【再掲】

聴覚に障がいのある市民が緊急時に消防や警察に通報するできる NET119*やメール 110 番*などの通報システムがあります。これらのシステムを周知するとともに、病院や警察 署、消防署において、緊急時でも直接手話通訳者を手配できるよう登録手話通訳者名簿を設置しています。

事業名	事業内容	関係課
事業参加促進事業	OHC(書画カメラ)・手話通訳者の活用により参加者の拡大を図ります。	いろは遊学館
事業参加促進事 業	事業において聴覚障がい者が参加しやすいよう、手話通訳者の 派遣を依頼します。	柳瀬川図書館
手話通訳者及び 要約筆記*者の 派遣事業(再掲)	言語や聴覚に障がいがある方が、必要な時にスムーズに意思疎通を図ることができるよう手話通訳者や要約筆記*者の派遣事業を行います。	共生社会推進課
NET119*緊急 通報システムの 周知(再掲)	音声による緊急通報が困難な人に、埼玉県南西部消防局の、NE T119*緊急通報システムを周知し、利用を促進します。	共生社会推進課
選挙権行使の支 援(再掲)	代理投票、点字投票及び郵便等投票制度について、広報しき、ホームページ、障がい者の手引き等で普及啓発を図ります。	選挙管理委員会 事務局



4 相談支援体制と地域移行支援*、福祉サービス等の充実と家族支援

■ 取組の方向性

① 地域自立支援協議会の充実

相談支援事業の運営や実績評価、虐待対応、障がい者差別解消の対応、成年後見に関する情報共有、地域の社会資源開発、関係機関との連携推進などについて協議し、地域の実情に適した障がい者支援体制を整備します。専門部会では詳細な協議を行い、本計画の進捗状況についても随時検証します。

② 相談支援体制の充実

相談支援事業所の委託及び専門職員の配置を継続し、サービス利用計画対象者の増加への対応のほか、高次脳機能障がい*や認知症(若年性認知症を含む)、発達障がい*の支援に専門機関を活用するなど、今後も相談支援体制を充実します。

③ 相談支援機能の強化

市及び相談支援事業所は福祉、保健、医療、教育、就労などの関連機関との連携を一層強化します。また、志木市地域自立支援協議会において、相談支援事業の運営に関する評価・検証とともに、困難事例への対応のあり方について協議等を行い、相談支援機能の向上を図ります。

④ 市役所相談窓口の充実

保健師、手話通訳者などの専門職員の配置及び相談担当職員の知識と技術の向上を図ります。また、志木市人材育成基本方針に基づき、専門知識を持つ職員確保・育成に注力し、専門職の新規採用、資格取得支援、各種研修参加を継続します。また、市民が身近な場所で法律相談や人権相談が受けられるよう、相談窓口の充実も推進します。

⑤ 高齢者あんしん相談センター*による相談支援

高齢者あんしん相談センター*(地域包括支援センター)にて、介護支援専門員等の専門職を 配置するなど、高齢の障がい者を含む高齢者に対する相談支援体制を強化します。



⑥ 精神保健の相談体制の充実

精神障がい者及びその家族を対象に、精神科医などによる「こころの相談」や保健師による「精神保健相談」を実施し、地域における相談体制を強化します。また、精神障がい者一人ひとりの個別ニーズに合わせた相談支援を通じて地域生活をサポートします。

⑦ 精神障がい者に対する支援体制の強化

精神障がい者の自立生活を支援するため、保健師が対応する精神保健相談により、精神障がい者及び家族の意向、家庭環境、社会環境を把握し、本人が安定して地域で生活ができるよう支援します。また、関係機関との事例検討会等を随時実施し、継続的な支援体制を強化するとともに、研修参加などを通して保健師等の技術向上に取り組みます。

⑧ 包括的な相談支援体制の充実

さまざまな福祉に関する相談の窓口として基幹福祉相談センター*を設置しています。生活 困窮、障がい、高齢、子どもなど複合的なお悩みがある人の自立支援、各制度・分野にわたる、 複合的な相談に対応するため、専門の相談員が多職種間の連携を推進し、包括的な相談支援 体制を強化しています。また、基幹福祉相談センター*内の障がい者基幹相談支援センター*で は、関係機関の支援も行い、地域の相談力を高め、障がい者の相談支援体制の充実を推進しま す。

⑨ ケアラー*への支援

ヤングケアラー*を含む障がい者の家族支援について、相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供と利用促進を行い、介護者の負担軽減を図ります。



事業名	事業内容	関係課
志木市地域自立 支援協議会の充 実(再掲)	相談支援事業の運営及び実績等に関する評価等を基に本計画の検証を行います。また、障がい者差別解消支援地域協議会として位置づけ、障がい者差別の解消に関する対応について協議を行います。 市内障がい福祉関係者が情報を共有し、地域課題を協議できる体制を整えていきます。	共生社会推進課
相談支援体制の 充実	障がい者の目標やニーズを捉え、切れ目のない支援を構築する ために、相談支援員による福祉サービスの利用計画が必要です。 そのために、相談支援員の質の向上とともに、基幹福祉相談セン ター*と相談支援事業所間の連携を図り、障がい者の立場に立っ た支援ができるよう体制を整えていきます。	共生社会推進課
市民相談	法律相談は、財産管理・任意後見・障がい者差別など法律に関する問題について弁護士が毎週水曜日、人権相談は、身近な悩みについて人権相談員が毎月第1火曜日、行政相談は、国・県・市政及び市民生活について行政相談員が毎月第3木曜日にそれぞれ実施しています。これらの相談事業を行うことで、市民のさまざまな問題を解決します。	総合窓口課
女性·男性相談	女性・男性を対象に、性差別やDV等の悩みに対して公認心理師・ 臨床心理士による適切な助言指導を行います。	子ども支援課
高齢者あんしん 相談センター*事 業	高齢の障がい者を含む高齢者に対する身近できめ細かな相談支援体制を図るため、高齢者あんしん相談センター*において、3職種の専門職を配置し、あらゆる高齢者の相談に対応します。	長寿応援課
福祉制度の周知	福祉サービスの利用が進み、地域生活が充実するよう障がい者の手帳や医療、各種福祉サービスなど、一人ひとりにあった案内を引き続き行います。	共生社会推進課
こころの相談 (再掲)	こころの病気やさまざまな悩みごとをもつ市民、精神障がい者 を支える家族の相談を受け、問題解決のための支援を行います。	健康増進センター
精神保健家族教 室の実施	こころの病気やさまざまな悩みごとをもつ市民及び精神障がい 者を支える家族へ、精神疾患等に関する正しい知識や対応の仕 方、社会資源について情報提供を行います。	健康増進センター
ソーシャルクラブ *の実施	主として慢性期、回復期にある統合失調症の人や安定して地域で生活している精神障がい者を対象に、生活圏の拡大、仲間づくり、生活体験や社会参加の場となるよう実施します。メンバー主体でグループ活動が経験できるよう支援を行います。	健康増進センター
職員研修の充実 (再掲)	志木市人材育成基本方針及び志木市職員研修計画に基づき、市 民から信頼される職員を目指すため、接遇研修の充実を図り、職 員の資質向上を図ります。 また、市職員が障がい者に対して適切に対応するための障害者 差別解消法職員対応研修を実施します。	人事課
障害者総合支援 法に基づく福祉 サービスの充実	障がいのある人や介護者の在宅支援のための居宅介護や、日中活動の場や訓練のための施設通所サービス、また、重度の障がいにより在宅生活が困難な人のための居住系サービスなど、障がい者の社会参画の促進や自立支援のために、福祉サービスの充実を図ります。また、福祉サービスの提供事業者の確保に努めます。	共生社会推進課



施設支援の実施	障がい児の訓練や障がい者の日中活動の場を身近な地域で確保するため、「みつばすみれ学園」「すずらん」「すわ緑風園」に対する運営について、構成市として支援を行います。また、社会福祉協議会が運営している「多機能型事業所」の運営に協力します。	共生社会推進課
障がい者生活サ ポート事業の充 実	障がい者の在宅生活と家族等介護者への支援のため、生活サポート事業の登録事業者の拡大に努めます。	共生社会推進課
難病*患者等へ の生活支援の充 実	指定難病医療給付受給者や小児慢性特定疾病医療*給付受給者などの難病*患者の生活支援のために、ホームヘルパー、短期入所、日常生活用具の給付などを引き続き実施します。また、埼玉県で指定する指定難病患者に対し、医療給付制度の周知を図ります。	共生社会推進課
障がい者を含む 女性・男性に対する配偶者暴力相談支援センター等の相談機能の充実【新規】 (再掲)	女性・男性を対象に、性差別やDV等の悩みに対して公認心理師・ 臨床心理士による適切な助言等を行います。	子ども支援課
包括的支援体制 *の充実	基幹福祉相談センター*が「福祉の相談窓口」として、複合的な課題を抱える相談やどこに相談したらよいかわからない相談に応じる等、包括的な相談支援体制の強化を図ります。	共生社会推進課
利用者の意向を 踏まえた障がい 福祉サービスの 提供【新規】	利用者の意向を踏まえて福祉サービス事業所と確認・調整を行い、利用者の障がい特性、その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成するなど、適切かつ効果的な福祉サービスの提供を図ります。	共生社会推進課
	関係部署等と連携を図り、ヤングケアラー*の存在する家庭を包括的に支援します。	子ども支援課
ヤングケアラー* を含む家族介護	ケアラー*の交流やリフレッシュする機会を設ける事業の実施により、介護者のストレス軽減や介護情報の提供、情報交換できる環境づくりを行います。	長寿応援課
者への支援の充実【新規】	教育関係機関及び福祉サービス事業所と連携し、対象となる世帯の健康状態、生活環境を確認し支援の必要性の把握を図ります。介護者の負担軽減を図るために情報の提供、適切な支援機関への案内または取次ぎなど、その他の必要な支援を行えるよう支援体制を推進します。	共生社会推進課
地域生活支援拠 点*等の充実及 び普及啓発【新 規】(再掲)	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者(児)の生活を地域全体で支え、障がい者(児)が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、既存のあらゆる社会資源をつなぐネットワークを強化し、各機関で役割を担う体制を整備していきます。	共生社会推進課
志木まるごと地 域支援プロジェ クト*の推進 【新規】(再掲)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の推進に向け、 多職種との協働によりひきこもり、地域移行*、地域定着の対象 者を一体的に支援する体制の充実を図ります。	共生社会推進課健康増進センター



5 地域共生社会*の推進

■ 取組の方向性

① 地域共生社会*を実現するための条例の普及啓発・各種取組の推進

誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせるまち、住み続けたいまちの実現や地域福祉の推進を目的として、令和5年4月に「志木市地域共生社会*を実現するための条例」を施行しました。「1.社会参加・相互理解」「2.安全・安心な暮らし」「3.自己決定の尊重」の3つの基本理念を実現するために、さまざまな取り組みを進めます。

② 障がい者団体などへの支援

障がい者団体の自主性を尊重しながら、障がい者やその家族同士の交流と相互援助など の活動を引き続き支援します。

③ 市民活動への支援

市ホームページでのNPO法人及びボランティア団体の情報の紹介や、「志木市元気の出るまちづくり活動報奨金支給制度」の活用により、市民団体等の自主的・自発的な活動を引き続き支援します。

④ 市民協働の推進

志木市市民協働推進条例に基づき、市民と行政が協力して、地域の課題を解決できるよう 市民協働を推進します。

⑤ 支え合いのあるまちづくり

社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアや地域の多様な主体(町内会、市民団体等)の活動を促進します。地域の中心となる人材の育成と活動の場の確保、交流促進を通じて、地域で協力し合う文化を育てます。

⑥ 誰もが必要なサービスを受けられ、自立した生活ができるまちづくり

地域の相談役として重要な役割を果たしている民生委員・児童委員*の活動を支援するとともに、地域で支援を必要とする人が適切な機関につながるよう連携を図ります。また、社会福祉協議会等が実施する住民参加型サービスとの協力・連携により、制度内のサービスでは対応できないニーズに対する支援を促進するなど、就労や健康づくりといった、自立した生活に向けた市民の主体的な取り組みを支援します。

事業名	事 業 内 容	関係課
障がい者団体へ	障がい者団体の活動を支援するため、障がい者団体への補助を	共生社会推進課
の支援事業	行います。	共土社云淮進詠
グループ・サーク	グループ・サークル情報を提供することで、市民活動の支援を図	生涯学習課
ル情報の提供	ります。	市民活動推進課
元気の出るまちづ	市民自らの活動によるふれあいと夢のあるまちづくりを推進す	
くり活動報奨金支	るため、社会貢献活動や複数の団体による交流活動などを行う	市民活動推進課
給制度	市民団体に対して報奨金を支給します。	
ふれあい館「もく	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
せい」施設管理運	で貸し出します。	市民活動推進課
営業務		
+ > A + A + Z +	社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティア活動をはじめ、地域	
支え合いのあるま	における多様な主体(町内会、市民団体等)の活動を促進します。	共生社会推進課
ちづくり	地域で中心となる人材の育成や活動の場の確保、交流の促進等	
	により、地域で支え合う風土を醸成します。	
	地域の相談役として重要な役割を果たしている民生委員・児童	
-// / N N	委員*の活動を支援するとともに、地域で支援を必要とする人が	
誰もが必要なサー	適切な機関につながるよう連携を図ります。	// \- /
ビスを受けられ、	社会福祉協議会等が実施する住民参加型サービスとの協力・連	生活援護課
自立した生活がで	携により、制度内のサービスでは対応できないニーズに対する	共生社会推進課
きるまちづくり	支援を促進します。	
	就労や健康づくりなど、自立した生活に向けた市民の主体的な	
	取組を支援します。	
地域共生社会*の	地域共生社会*を実現するための条例の普及啓発・各種取組等	共生社会推進課
普及啓発【新規】	を行い、進捗管理をすることで条例の理念の浸透を図ります。	/\
ホッとあんしん見	子どもから高齢者、障がいのある人を含めて誰もが住み慣れた	11.71. ±1. Δ.17.54
守りネットワーク*	地域で安心して暮らせるよう、協力事業所等との連携による地	共生社会推進課
3.1.1.	域の見守りネットワークの拡充を図ります。	
	コミュニケーションが困難な障がい児者が、緊急連絡先や医療の	
ヘルプカード*の	情報などを記載し、普段から携帯し提示することで、緊急時や災	 共生社会推進課
配布と周知	害時などに、周囲の人から必要な支援や配慮を求めることがで	
	きる、ヘルプカード*の周知と理解促進を図ります。	



第6節 雇用・就業、経済的自立の支援

1 障がい者の総合的な就労支援

■ 取組の方向性

① ジョブスポットしき 支援体制の充実

障がいがある人の就労を支援するため、市役所に「ジョブスポットしき」を設置し、市が配置する障がい者等就労支援センターの就労支援員とハローワーク朝霞の相談員が連携し、就労相談、職業紹介、就職準備支援、職業定着支援を身近な市役所で一体的に実施することで、一層の支援体制の強化と充実を図ります。

② 職場定着支援の充実

継続的な職場定着支援を行うために、障がい者等就労支援センターでは企業訪問や本人と の面談を実施します。

③ 障がい者就労の促進

個々の障がい者の状況に応じて、就労移行支援事業、就労定着支援事業や就労継続支援事業の利用を促進します。

事業名	事 業 内 容	関係課
ジョブスポットしき 支援体制の充実	ジョブスポットしきのハローワーク相談員と障がい者等就労支援センターの就労支援員が共に協力し、就労促進と職場定着支援の充実を図ります。	共生社会推進課
ジョブスポットしき 周知事業	ジョブスポットしきの普及・促進を図るため周知活動を実施します。	産業観光課
福祉サービス利用 による就労支援の 促進	利用者一人ひとりに対して、就労移行支援事業所を活用することにより一般就労への支援を必要とするのか、または福祉的就労が適しているのかなどを適切に見極めながら、必要な支援を行います。	共生社会推進課
北足立郡市町人権 フェスティバル	北足立郡 14 市町と関係団体で行う北足立郡市町人権フェスティバルに障がい者団体等の出展、販売での参加を依頼します。	人権推進室



2 障がい者の雇用促進

■ 取組の方向性

① ジョブスポットしき による障がい者雇用の促進

ジョブスポットしきのハローワーク相談員と障がい者等就労支援センターの就労支援員が 連携し、雇用の促進を図ります。

② 市における障がい者雇用の促進

地方公共団体に定められた法定雇用率*以上の障がい者雇用を進めるため、計画的に障がい者の職員採用を行います。

③ 障がい者就労事業所の支援

障がい者就労事業所の運営や利用者の就労を支援するため、市の事業において障がい者施設の商品を活用することや、市の委託業務における障がい者就労事業所への発注を支援します。

事業名	事 業 内 容	関係課
障がい者の雇用 促進事業	ジョブスポットしき就労支援センターにおいて、障がい者に対し 職業紹介や相談等の就労支援を実施します。	産業観光課
障がい者の雇用 促進事業	ハローワークと連携した就労相談により雇用の拡大を図ります。 また、企業への定着支援の充実により障がい者の就労継続を支 援します。	共生社会推進課
法定雇用の推進	「障害者の雇用の促進等に関する法律」を遵守し、障がい者枠を設定し、採用を行います。	人事課
障がい者就労事 業所への優先調 達	障害者優先調達推進法*の趣旨に基づき、障がい者施設等から の受注を一層促進し、利用者の自立を支援します。	共生社会推進課



3 経済的自立の支援

■ 取組の方向性

① 障害年金受給手続きの支援

社会保険労務士会あさか支部と市が連携し、国民年金、厚生年金などの請求や受給にかかる相談体制の充実を図るとともに、わかりやすい情報の提供や事務手続の支援を引き続き実施します。

② 障害年金制度の周知

障害年金の制度について周知を図るとともに、障がいに関する相談窓口等との連携強化により、年金受給対象と思われる人に対し、受給漏れ等が生じることのないよう、より一層の支援を行います。

事業名	事業内容	関係課
障害基礎年金等 の受給手続の支 援	障がい者になったとき、「国民年金法」の規定に基づき障害基礎 年金を受給できるよう、事務手続等の支援をします。なお、厚生 年金等の加入者に対しても、社会保険労務士による相談支援を 行います。	保険年金課
障がい者手帳取 得者に対する障 害年金の周知及 び支援	障がい者手帳や自立支援医療*等の幅広い窓口対応において、 障害年金の受給漏れがないように案内を継続します。また、保険 年金課との連携を密に図り、受給手続の支援を行います。	共生社会推進課



第7節 教育の振興、文化芸術活動・スポーツ等の振興

1 インクルーシブ教育*システムの推進

■ 取組の方向性

① インクルーシブ教育*システムの推進

障がいのある子どもの自立及び社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校*等に在籍する障がいのある子どもが合理的配慮*の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにします。

事業名	事 業 内 容	関係課
インクルーシブ 教育*システムの 推進	共に学ぶための「合理的配慮*」に努め、インクルーシブ教育*システム構築のための特別支援教育を着実に進め、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えた連続性のある「多様な学びの場」の整備と「交流及び共同学習」を推進します。	学校教育課

2 学校教育の充実と教育環境の整備

■ 取組の方向性

① ノーマライゼーション*教育の推進

児童・生徒が一人ひとりの違いを認め合い、お互いに助け合う心を育むため、障がいの有無に関わらず、共に育ち、共に学ぶというノーマライゼーション*の理念に基づき、学習活動を通して、一緒に学び、ふれあう機会づくりに引き続き取り組みます。

② 学校における交流、共同学習の推進

社会福祉協議会との連携を一層深め、多様な福祉ボランティアの派遣を受けながら、多くの教職員に福祉教育研修会への参加を呼びかけるとともに、障がい者との交流、社会福祉体験学習を実施します。また、特別支援学級*設置校による音楽、体育、図工、給食、特別活動及び学校行事における交流や共同学習の実施、特別支援学級*の児童・生徒の作品展「太陽展」の開催などを通して、障がいに対する理解を深めます。



③ 教職員への障がい理解についての啓発と指導力の向上

障がいに対する理解を深め、人権に関する正しい指導のできる教職員をめざし、専門医や 有識者の協力を得ながら就学支援委員会及び学校現場における指導・助言を引き続き実施し ます。また、身体障がい・知的障がい・精神障がいについての学習プログラムの研究を行うと ともに、特別支援教育を推進していく特別支援教育コーディネーター*やリーダーの育成を図 り、特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりへの適切な指導を行います。

④ 特別支援教育支援員の配置の促進

市立小・中学校の特別支援学級*や通常学級に在籍する特別な配慮が必要な子どもたちに、 一人ひとりの実態に応じた支援を行うため、特別支援教育支援員を派遣しています。

⑤ 保護者の負担軽減

国の制度改正の動向に留意しながら、障がいのある子どもを育てる保護者の経済的負担を 軽減し、教育の機会均等と特別支援教育の普及奨励を図る特別支援教育就学奨励費の支給 を引き続き実施します。



事業名	事業内容	関係課
・ノーマライゼー ション*教育の推 進事業 ・学校における交 流及び共同学習 の推進事業 ・教職員への障 がいについての 啓発と指導力の 向上 ・支援籍*学習の 推進事業	・障がいの有無に関わらず、共に育ち、学ぶというノーマライゼーション*の理念から学び、ふれあう機会づくりに努めます。 ・日頃より特別支援学級*と通常の学級の児童・生徒の交流を図ります。 ・福祉教育、発達障がい*等の研修会や実体験を通じて、障がい者理解の促進を図るとともに、各学校の特別支援教育コーディネーター*を中心に専門的知識・技能の習得に努めます。 ・「支援籍*学習」の導入により、地域の児童・生徒との交流を促進し、教育における相乗効果を図ります。	学校教育課
教職員への障がいについての啓 発と指導力の向上	障がいに対する理解を深め、人権に関する正しい指導のできる 教職員をめざし、専門医や有識者の協力を得ながら、就学支援 委員会及び学校現場における指導・助言を実施します。 また、スクールカウンセラーが小学校に週に1回訪問するととも に、発達心理を専門とする特別支援教育スクールカウンセラーが 小・中学校を巡回訪問し、一人ひとりの教育ニーズに応えるよう 取り組みます。	教育サポートセン ター
学童保育クラブ 事業	障がいのある子どもが安心して放課後を過ごすことができるよう、1年生から6年生まで学童保育で受け入れます。	保育課
放課後等デイサ ービスの利用促 進	放課後等の障がい児支援として、放課後等デイサービス事業の利用を促進します。	 共生社会推進課
放課後子ども教 室推進事業	子どもたちの安全安心な居場所づくりを目的とした「放課後子 ども教室」を実施し、その中で、学習意欲を高め、学習習慣を身 につけるための放課後学習教室等における学習プログラムを進 めていきます。	生涯学習課
学校施設のバリアフリー化	学校施設のバリアフリー化のため校舎・体育館へスロープ等により段差を解消し、車椅子等も利用できる多目的トイレの整備を引き続き進めます。また、施設の大規模改修等にあわせバリアフリー化を進めていきます。	教育総務課学校教育課
病気療養児支援 の充実と ICT* を活用した学習 機会の確保	病気療養児に対し、体調に応じて ICT*を活用したオンライン授業への参加を提案し、学習機会を確保します。	学校教育課
特別支援教育支 援員の配置の促 進	特別な配慮を必要とする児童・生徒が安全安心で実りのある学校生活が送れるようにするため、各学校長が配置する学級等を決められる特別支援教育支援員を派遣し、特別な支援が必要な児童・生徒の実態に応じた学習支援・生活支援を行います。	教育サポートセン ター
特別支援学級* 等への文化芸術 の鑑賞・体験等 の機会の提供	各学校で実施する文化芸術の鑑賞活動では、通常学級の児童・ 生徒と共に参加します。また、各学校や各中学校区において、特 別支援学級*の教育課程に体験活動を位置付け、実施します。	学校教育課



3 生涯を通じた多様な学習活動の充実

■ 取組の方向性

① 障がい者の読書環境の整備と推進

「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」等を踏まえ、市立図書館、学校図書館、国立国会図書館、視覚障がい者情報提供施設等が連携を図りながら、障がい者の読書環境の整備を推進します。

事業名	事 業 内 容	関係課
障がい者の読書 環境の整備と推 進【新規】	誰もが利用しやすい図書館をめざし、大活字本などの資料の収集や音訳資料の貸出などサービスの充実に引き続き取り組みます。	柳瀬川図書館 いろは遊学図書館



4 教育相談体制の充実と教育と福祉の連携推進

■ 取組の方向性

① 就学前児童への支援

就学に際し、発育や発達がゆっくりした幼児や育児に不安をもつ保護者に対し、児童発達相談センターと連携を図りながら、就学相談、特別支援学級*の見学手配及び就学相談説明会を引き続き実施します。

② 特別支援教育支援員の派遣

障がいのある子どもの教育の充実を図るため、保育園、幼稚園、学校生活への適応及び社会的自立に向けた教育的支援を実施するとともに、特別支援教育支援員を引き続き派遣します。

③ ホームスタディー制度*(在宅学習支援)の充実

「社会的自立のできる人間を育む」ことを目標に、長期欠席の状態にある児童生徒に対し、本人、保護者からの相談を受けるとともに教育支援員を派遣し、個別学習支援を引き続き実施します。

④ 言語指導の援助

言語障がいや言語習得に遅れのある子どもと保護者を支援するため、言語指導員を配置し、専門性を活かした言語指導や言語相談を引き続き実施します。

事業名	事 業 内 容	関係課
就学前児童への 支援	就学に際し、発育や発達がゆっくりした幼児や育児に不安をもつ 保護者に対し、就学相談、特別支援学級*の見学及び体験、就学 相談説明会を実施します。	教育サポートセン ター
特別支援教育支 援員の効果的な 派遣	障がいのある子どもの教育の充実を図るため、保育園・幼稚園から学校生活への適応及び社会的自立に向けた教育的支援を実施するとともに、特別支援教育支援員を派遣します。	教育サポートセン ター
ホームスタディ 一制度*の充実	「社会的自立のできる人間を育む」ことを目標に、長期欠席の状態にある児童・生徒に対し、本人、保護者からの相談を受けるとともに教育支援員を派遣し、個別学習支援を実施します。	教育サポートセン ター
言語指導の充実	言語障がいや言語習得に遅れのある子どもと保護者を支援する ため、言語指導員を配置し、専門性を活かした言語指導や言語 相談を実施します。	教育サポートセン ター



5 文化芸術活動、スポーツに親しむ環境の整備

■ 取組の方向性

① スポーツ、レクリエーションの促進

障がい者が生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、障がい者及び障がい者団体に対するスポーツ施設利用料の減免、またウォーキング大会への手話通訳者、要約筆記*者の派遣などを引き続き継続します。また、障がい者が気軽に参加しやすいスポーツイベントとなるよう、計画段階から企画・検討します。

② 共生社会*の実現に向けた文化芸術活動の充実

障がいの有無にかかわらず、すべての人が楽しめる文化芸術による共生社会*の実現に向けた取組を促進します。

事業名	事 業 内 容	関係課
スポーツ推進事 業	チャレンジスポーツ事業を実施し、スポーツ・レクリエーションの 促進を図ります。	生涯学習課
共生社会*の実 現に向けた文化 芸術活動の充実 【新規】	生き方や個人を尊重し合い、誰もが輝く地域共生社会*の実現に向けて障がいがある人もない人も楽しめるアートのワークショップを企画します。	共生社会推進課



各論2 第7期志木市障がい福祉計画 第3期志木市障がい児福祉計画



第1章 前計画における成果目標の達成状況と総括

障がい福祉計画・障がい児福祉計画においては、計画の進捗管理のために達成すべき基本的な目標となる成果指標を定めることとしています。前計画において、国の基本指針に基づき設定した成果目標の達成 状況は、次のとおりです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に基づき、令和元年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する人数の目標値を設定しました。一方で、施設入所を希望する待機者は大変多かったため、令和5年度末の施設入所者数の目標値は、設定していませんでした。

本市では、地域生活が困難な重度の障がいがある方々から、将来は十分に介護が行き届いた、安心した環境で生活したいという要望が寄せられており、グループホームから入所施設への移行希望者もあわせて、待機者も微増傾向にあります。一方で、入所施設からグループホームへと入所の希望を見直す方もいるため、利用者のニーズに合わせて、グループホームや在宅への移行を含めた、施設入所の支援にも努めてきました。

項目	目標	実績	考え方
令和元年度末時点の 施設入所者数(A)		46人	令和2年3月31日時点
地域生活移行者数(B)	3人	7人	令和元年度末から令和5年度末まで における施設入所から地域生活への 移行者数
移行率(B/A)	_	15.2%	(参考:国指標)6%以上



(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

国の基本指針に基づき、令和5年度までに、保健・医療・福祉関係者による精神障がい(高次脳機能障がい*及び発達障がい*を含む)にも対応した地域包括ケアシステム*構築のための協議の場の設置を目標としました。

本市では、地域自立支援協議会を活用し、保健・医療・福祉関係者による精神障がい(高次脳機能障がい* 及び発達障がい*を含む)にも対応した地域包括ケアシステム*構築のための協議と情報共有の場「志木まるごと地域支援プロジェクト*」を設置しました。

自立生活援助については、利用実績がなかったためO人となっていますが、今後も必要に応じて障がい福祉サービスの支給決定をします。

項目	目標	実績	考え方
協議の場の開催回数	年2回	年2回	令和5年度末における保健・医療・福 祉関係者による協議の場の開催回数
協議の場への関係者の参加 者数	10人	10人	令和5年度末における、保健・医療・福 祉関係者による協議の場への関係者 の参加者数
協議の場における目標設定	有	有	令和5年度末における保健・医療・福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数
及び評価の実施回数	年1回	年1回	令和5年度末における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設定及び評価の実施回数
精神障がい者の地域移行支 援*の利用人数	2人	11人	令和5年度末における精神障がい者 の地域移行支援*対象者数
地域移行*後の精神障がい者 の地域定着支援利用人数	2人	17人	令和5年度末における精神障がい者 の地域定着支援対象者数
地域移行*後の精神障がい者 の共同生活援助の利用人数	1人	11人	令和5年度末における地域移行*後の 精神障がい者の共同生活援助利用者 数
地域移行*後の精神障がい者 の自立生活援助の利用人数	1人	0人	令和5年度末における地域移行*のための精神障がい者の自立生活援助利用者数

[※]上記の精神障がい者の地域移行*、地域定着支援の数値は、障がい福祉サービスの利用の有無に関わらず、「志木まるごと地域支援プロジェクト*」で精神科病棟等から地域移行*への支援対象とした人数です。

[※]地域移行*、地域定着支援の実績値は、令和3年度に発足した「志木まるごと地域支援プロジェクト*」の令和5年度末時点支援人数です。



(3) 地域生活支援拠点*等の整備

国の基本指針に基づき、地域生活への移行等に係る相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れや対応、担い手の専門性、地域の体制づくりなどの機能を備えた地域生活支援の拠点等について、社会資源の整備状況を鑑みながら、地域自立支援協議会等の場を活用して検討及び検証を行うことを目標としました。

本市では、障がい者基幹相談支援センター*を中心に、担い手の育成や、体験の場の提供、緊急時の受入 れ先の確保といった地域の体制づくりと、地域生活への移行等に関する相談支援機能の充実について、地 域自立支援協議会と連携して検討・実施を進めています。

項目	目標	実績	考え方
令和5年度末まで、地域生活支援 拠点*の整備数	17	1つ	障がい者基幹相談支援センター* を中心に、面的整備型で実施。 (参考:国指標)市に1つ以上
令和5年度の、運用状況の検証・ 検討実施回数	年2回	年3回	地域自立支援協議会等の場を活用 して運用状況の検証等を行う。(参 考:国指標)年1回以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 就労移行支援事業所や就労継続支援等を通じた福祉施設利用者の一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一

般就労に移行する人数を目標として設定しました。

それ以前に就労移行支援事業所等から一般就労へ移行した人は、令和元年度は9人であったのに対し、 令和5年度は16人となる見込みであり、令和5年度目標の12人を上回っています。

項目	目標	実績	考え方
令和5年度の一般就労移行者数	12人	16 人* (見込)	令和5年度中に就労移行支援事業 所等を通じて一般就労する人数

[※]実績は令和5年上半期の実績値8人から見込んでいます。

※ここでいう福祉施設とは、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練(宿泊型自立訓練を含む))、就 労移行支援、就労継続支援(A型・B型)を行う事業所です。よって実績値は、第6期にて目標とし て示した就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)すべての実績を合算しています。



② 就労定着支援事業の利用者数

◆国の数値目標(成果目標)

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	目標	実績	考え方
一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の増加	10人	18 人* (見込)	令和5年度一般就労移行者数のう ち、就労定着支援事業利用者数

[※]実績は令和5年上半期の実績値9人から見込んでいます。

③ 就労定着支援事業所の就労定着率

◆国の数値目標(成果目標)

令和5年度末において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上と すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	目標	実績	備考
就労定着率8割以上の就労定	2事業所	2事業所	令和5年度末時点の就労定着支援事業所数
着支援事業所の増加	2事業所	2事業所	令和5年度末の就労定着率8割以上の就労 移行支援事業数



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本方針では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と、放課後等デイサービスについては、福祉圏域で1か所以上設置することとなっています。児童発達支援センター*と重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、既に本市に1か所ずつ設置されており、一方で重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは、本市を含む福祉圏域には既に設置されていますが、本市には設置されていないため、今後の利用者のニーズに合わせ、提供事業者の確保に努めていきます。

項目	目標	実績	考え方
児童発達支援センター*の設置数	1 か所	1か所	令和5年度末までの設置数
保育所等訪問支援の体制の構築	有	有	令和5年度末までの構築
主に重症心身障がい児を支援する児童 発達支援事業所の設置数	1か所	1か所	令和5年度末までの設置数
主に重症心身障がい児を支援する放課 後等デイサービス事業所の設置数	1か所	0か所	令和5年度末までの設置数 (福祉圏域では達成済)
医療的ケア児*が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	有	令和5年度末までの設置 地域自立支援協議会に設置
医療的ケア児*に関するコーディネータ 一の配置	有	有	令和5年度末までの設置数

[※]令和5年10月時点の数値



(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までの目標に沿って、市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を以下のとおり図りました。

人材育成の支援件数については、ヘルパーなどの福祉人材育成と人材の確保・定着は喫緊の課題となっており、障がい者基幹相談支援センター*を中心に、第7期では巡回指導助言などとあわせて、積極的に人材育成に取り組んでいきます。

項目	令和5年度 目標	令和5年度 実績	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	令和5年度末までの確保
相談支援事業者に対する指導・助言 件数	8件	14 件 (見込)	令和5年度末における実績値
人材育成の支援件数	15件	7件 (見込)	令和5年度末における実績値
連携強化の取組の実施回数	12回	40 回 (見込)	令和5年度末における実績値

[※]実績の(見込)は、令和5年上半期の実績値×2で見込んでいます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を以下のとおり構築しました。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	令和5年度 目標	実績	考え方
障害者自立支援審査支払等システム*による審査結果を共有する体制の構築	実施	実施	令和5年度末までに実施 審査支払等システムを令和3年度に導 入し、審査結果を共有しています。
障害者自立支援審査支払等システム*による審査結果の共有の実施回数	年2回	年2回	令和5年度末における実績値 監査等の結果とあわせて、審査支払シ ステムにより他市や福祉事業者と結果 を共有しています。
県が実施する障がい福祉サービス 等に係る研修その他の研修への参 加人数	2人	2人	令和5年度末における実績値
障がい福祉サービス等が提供でき ているかの検証の実施	実施	実施	令和5年度末までに実施
障がい福祉サービス等の質を向上 させるための取組を実施する体制 の構築	構築	構築	令和5年度末までに構築



(8) 発達障がい*者等に対する支援

発達障がい*者等の早期発見・早期支援には、発達障がい*者及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がい*の特性を理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるようにするため、ペアレントトレーニング*等の機会やペアレントメンター*の育成、ピアサポート*活動への参加人数の確保を目標に設定しています。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	令和5年度 目標	令和5年度 実績	考え方
ペアレントトレーニング*等の支援プログラ ムの受講者数	3人	32人	令和5年度末の実績値
ペアレントメンター*の人数	2人	0人	令和5年度末の実績値
ピアサポート*の活動への参加人数	1人	0人	令和5年度末の実績値

ペアレントトレーニング*や支援プログラム等の講座については、目標より多くの方が受講していますが、その後の活動にはつながっていないため、県や子ども支援課、児童発達支援センター*など連携し、ステップアップのための研修や、さまざまな活動場所の案内をしていきます。



第2章 令和8年度の数値目標の設定

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、地域共生社会*を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の提供体制の整備について、国や県の考え方に基づき、令和8年度末における数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、すべての施設入所者に対して、今後、地域生活への移行について適切な意思決定支援*のもとで行い確認するとともに、今後、自立訓練等を利用し、施設の支援者等が地域生活支援拠点*等の関係機関と連携して地域生活への移行を進めるため、令和8年度末までにグループホーム、一般住宅等の地域生活に移行する者の数を数値目標(成果目標)として設定することとしています。

① 施設入所者の地域生活への移行

◆国の数値目標(成果目標)

令和4年度末時点の施設入所者のうち6%以上が地域生活へ移行すること。令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和8年度末の地域生活移行者数は、令和4年度末の施設入所者のうちの6%以上で見込みます。

項目	数値目標	数値目標の考え方
【実績値】令和4年度末時点の施設入 所者数(A)	46人	令和5年3月31日時点
【目標值】地或生活移行者数(B)	3人	令和4年度末から令和8年度末までにおける施設入所から地域生活への移行者数
移行率(B/A)×100	6.5%	(参考:国指標)6%以上



② 福祉施設入所者の数

◆国の数値目標(成果目標)

令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

県は施設入所者数の削減について、入所待機者が年々増加している中、特に強度行動障がい*や重度重複障がい等により、地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況であり、地域移行*の促進と並行して必要な施設整備を行うこととしていることから、目標設定はしないものとしています。本市においても目標設定の考え方は県と同様とします。

項目	目標	目標の考え方
【実績値】令和4年度末時点の施設 入所者数(A)	46人	令和5年3月31日時点
【目標値】令和8年度末の 施設入所者数(B)	設定しない	(参考:国指標) (B)=(A)×5%以上 (参考:県の考え方) 目標設定しない

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、保健・医療・ 福祉関係者が連携して取り組むとともに、自治体を中心に地域精神保健医療福祉体制の基盤 整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行*や定着が可能となります。

国の基本方針に基づき、市は保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に関することや、 精神障がい者の地域移行支援*・地域定着支援等の活動指標を明確にし、各項の取組を積極 的に推進していくこととしています。

◆国の数値目標(成果目標)(県で設定)

精神障がい者が精神病床から退院した後の1年以内における地域での生活日数の平均値 と、65歳以上で1年以上長期入院している患者数及び65歳未満で1年以上長期入院してい る患者数・退院率の数値目標を設定すること。



◆本市の考え方と目標の設定

数値目標については、県で設定することとなっています。市では、保健・医療・福祉関係者による協議の場に関することや、精神障がい者の地域移行支援*・地域定着支援などの活動指標の設定を行います。

項目	令和6年度 目標	令和7年度目標	令和8年度目標	目標の考え方
協議の場の開催回数	年2回	年2回	年2回	各年度における保健・医療・福 祉関係者による協議の場の開 催回数
協議の場への関係者の参加者数	8人	9人	10人	各年度における保健・医療・福 祉関係者による協議の場への 関係者の参加者数
協議の場における目標設定及び	有	有	有	各年度における保健・医療・福
評価の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上	社関係者による協議の場の目 標設定及び評価の実施回数
精神障がい者の地域移行支援* の利用人数	2人	2人	2人	各年度における地域移行*の ための精神障がい者の地域 移行支援*利用者数
地域移行*後の精神障がい者の 地域定着支援の利用人数	2人	2人	2人	各年度における地域移行*の ための精神障がい者の地域 定着支援利用者数
地域移行*後の精神障がい者の 共同生活援助の利用人数	1人	1人	2人	各年度における地域移行*の ための精神障がい者の共同 生活援助利用者数
地域移行*後の精神障がい者の 自立生活援助の利用人数	0人	0人	1人	各年度における地域移行*の ための精神障がい者の自立 生活援助利用者数
地域移行*後の精神障がい者の 自立訓練(生活訓練)の利用人数	1人	1人	2人	各年度における地域移行*の ための精神障がい者の自立 訓練(生活訓練)利用者数

[※]地域移行*、地域定着の目標値については、「志木まるごと支援プロジェクト」による支援人数を含み、発足時からの累積人数ではなく、各年度の新規支援人数を計上しています。



3 地域生活支援拠点*等の整備

地域生活支援拠点*等が有する機能の充実

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点*等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点*等と障がい者基幹相談支援センター*等のそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要があります。

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、自立等に係る相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受入れ対応体制の確保、サービス拠点の整備や地域の連携・体制づくり等の機能を、障がい者基幹相談支援センター*が中核としての役割を担い、情報共有システムを活用し、市と各関係機関が連携を図りながら進めていきます。

◆国の数値目標(成果目標)

令和8年度末までに、各市町村において、地域生活支援拠点*等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点*等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証・検討を行うこと。

強度行動障がい*や高次脳機能障がい*を有する人の支援体制の充実を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市または各福祉圏域(以下「各圏域」という)において、状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

地域生活支援拠点*は、「面的整備型」により既に設置しております。本市においては、障がい者基幹相談支援センター*が中心となり、関係機関等と連携した相談支援体制の強化、体験の機会や場の提供、担い手の育成等、機能の充実を図るとともに、緊急にならない体制づくりや、緊急になった場合の受け入れ先の調整を行います。また、地域自立支援協議会等の協議の場を活用して、地域生活支援拠点*の運用状況の検証や運用方法の検討を行います。

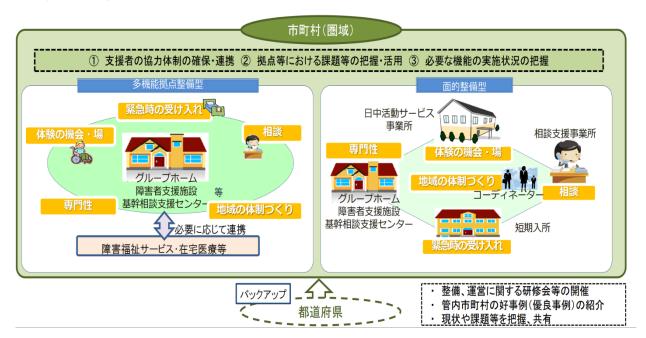
また、強度行動障がい*や高次脳機能障がい*を有する人に対しても、同様に地域生活支援拠点*の中で支援体制の構築を行います。



項目	目標	目標の考え方
地域生活支援拠点*等における支援体制及び 緊急時の連絡体制の構築	有	令和8年度末までに配置
強度行動障がい*児者や高次脳機能障がい*児 者に対する支援体制の整備	有	令和8年度末までに整備

項目	令和6年度 数值目標	令和7年度 数值目標	令和8年度 数直目標	目標の考え方
地域生活支援拠点*(協力事業者)の 設置数	5か所	8 か所	10 か所	各年度における実績
地域生活支援拠点*等のコーディネー ター配置人数	1人以上	1人以上	1人以上	各年度における実績
地域自立支援協議会等の場を活用した、地域生活支援拠点*の運用状況の 検証・検討実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上	各年度における実績

【地域生活支援拠点*等の整備について】



出典:厚生労働省

※志木市は「面的整備型」により設置しています



4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者と、休職後や一般就労を開始して間もない障がい者で、円滑な復職や一般就労を目指すために一時的に就労系障がい福祉サービスを利用する者が、就労定着支援事業を利用し、就労定着する人の数値目標を設定することとしています。

① 福祉施設から一般就労への移行

◆国の数値目標(成果目標)

令和8年度末において一般就労へ移行した者を令和3年度の移行実績の 1.28 倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	数値		備考
福祉施設(※)利用者の一般就労へ	基準値(A)	15人	令和3年度一般就労移行者数
の移行者の増加	目標値(B)	20人	令和8年度一般就労移行者数
移行実績(B/A)	1.33 倍		(参考:国指標)1.28 倍以上

[※]ここでいう福祉施設とは、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練(宿泊型自立訓練を含む))、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)を行う事業所です。

② 就労移行支援事業の一般就労への移行

◆国の数値目標(成果目標)

令和8年度末において就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3年度 の移行実績の 1.31 倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	数值·目標值		備考
就労移行支援事業利用者の一般就労移	<u>基準</u> 値 (A)	12人	令和3年度末時点の就労移行支援事業利 用者の一般就労移行者数
行者の増加	目標値 (B)	16人	令和8年度末時点の就労移行支援事業利 用者の一般就労移行者数
移行実績(B/A)	1.33 倍		就労移行支援事業利用者の一般就労移行 割合(参考:国指標)1.31 倍以上



③ 就労移行支援事業所全体の一般就労移行率

◆国の数値目標(成果目標)

令和8年度末において就労移行支援支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行割合が5割以上の事業所が全体の5割以上とすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	数値		備考
一般就労移行率5割以上の就労移	見込値(A)	2事業所	令和8年度末時点の就労移行支援事業 所数
行支援事業所の増加	目標値(B)	1事業所	令和8年度末の一般就労移行率5割以 上の就労移行支援事業所数
利用率(B/A)×100	50.0%		(参考:国目標値) (B/A)×100=5割以上

④ 就労継続支援A型の一般就労への移行

◆国の数値目標(成果目標)

令和8年度末において就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3年度の移行実績の1.29 倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	数値·目標値		備考
	基準値	0人	令和3年度末時点の就労継続支援(A型)事業 利用者の一般就労移行者数
就労継続支援(A型)事業利用 者の一般就労移行者の増加	目標値	1人	令和8年度末時点の就労継続支援(A型)事業 利用者の一般就労移行者数
	-		就労継続支援(A型)事業利用者の一般就労 移行割合(参考:国指標)1.29 倍以上

⑤ 就労継続支援B型の一般就労への移行

◆国の数値目標(成果目標)

令和8年度末において就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3年度の移行実績の1.28 倍以上にすること。



◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	数値·目標値		備考
就労継続支援(B型)事業利用	基準値(A)	3人	令和3年度末時点の就労継続支援(B型) 事業利用者の一般就労移行者数
者の一般就労移行者の増加	目標値(B)	4人	令和8年度末時点の就労継続支援(B型) 事業利用者の一般就労移行者数
移行実績(B/A)	1.33 倍		就労継続支援(B型)事業利用者の一般就 労移行割合(参考:国指標)1.28 倍以上

⑥ 就労定着支援事業の利用者数

◆国の数値目標(成果目標)

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和8年度末において就労定着支援 事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3年度の利用実績の1.41 倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	数値·目標値		備考
就労定着支援事業利用者数の	基準値(A)	14人	令和3年度末時点の就労定着支援事業利 用者数
増加	目標値(B)	20人	令和8年度末時点の就労定着支援事業利 用者数
移行実績(B/A)	1.42 倍		(参考:国目標値) (B/A)×100=1.41 以上

⑦ 就労定着支援事業所の就労定着率

◆国の数値目標(成果目標)

令和8年度末において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	数値		備考
就労定着率7割以上の就労定着支	見込値(A)	2事業所	令和8年度末時点の就労定着支援事業 所数
援事業所の増加	目標値(B)	1事業所	令和8年度末の就労定着率7割以上の 就労移行支援事業所数
利用率(B/A)×100	50.0%		(参考:国目標値) (B/A)×100=2割5分以上



5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って、地域の障がい福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援 等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒 業まで医療的ケア*や障がいの状況に応じた、切れ目のない効果的で一貫した支援を身近な 場所で提供する体制の構築を図ることが重要となります。

また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン*)を推進することが求められています。

◆国の数値目標(成果目標)

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センター*を各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。
- ・令和8年度末までに、各市町村に設置された児童発達支援センター*や地域の障がい児通 所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・ 包容(インクルージョン*)を推進する体制を構築すること。
- ・令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市または各福祉圏域に少なくとも 1 か所以上確保すること。
- ・令和8年度末までに、医療的ケア児*が適切な支援を受けられるよう、各都道府県、各圏域 及び各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための 協議の場を設けるとともに、医療的ケア児*等に関するコーディネーターを配置すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

児童発達相談センターは、市内に1か所設置されています。また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービスについては、福祉圏域内に提供事業者があり、現在も多くの重症心身障がい児が利用していますが、今後は市内での設置に努めていきます。

項目	目標	目標の考え方
児童発達支援センター*の設置数	1か所	令和8年度末までの設置数 (令和5年度時点 達成済)
児童発達支援センター*や障がい児通所支援事業所等による障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	有	令和8年度末までの構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支 援事業所の設置数	(市内) 1か所以上	令和8年度末までの設置数



主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイ サービス事業所の設置数	(市内) 1か所以上	令和8年度末までの設置数
医療的ケア児*が適切な支援を受けられるため の関係機関の協議の場の設置	有	令和8年度末までの設置 (令和5年度時点 地域自立支援協議 会に設置済)
医療的ケア児*に関するコーディネーターの配置	有	令和8年度までの配置 (令和5年度時点 達成済)
医療的ケア児*支援の協議の場の開催回数 (国基本指針:年1回以上の開催)	年1回以上	令和8年度までの開催 (令和5年度時点 達成済)
保育所等訪問支援事業所の設置数	5か所以上	令和8年度までの設置数 (令和5年度時点3か所設置済)

項目	令和6年度 目標	令和7年度 目標	令和8年度 目標	目標の考え方
医療的ケア児*等に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置人数	3人	3人	4人	各年度におけ る実績値

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般相談支援及び基幹相談支援 センター*等、重層的な仕組みが構築されてきていますが、改めて相談支援体制について検 証・評価を行うとともに、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、専門 的な指導・助言及び人材育成等、各種機能のさらなる強化・充実に向けた検討を行うことが求 められています。

◆国の数値目標(成果目標)

令和8年度末までに、市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。

これらの取組は、基幹相談支援センター*がその機能を担うこと。

◆本市の考え方と数値目標の設定

障がい者基幹相談支援センター*を中心に、専門的な相談支援の実施、事業者の資質・能力の向上の ための研修を実施し、相談支援体制の充実・強化を図ります。



項目	令和6年度 目標	令和7年度 目標	令和8年度 目標	目標の考え方
地域づくりの役割を担う基幹相談支援 センター*の設置	設置済	設置済	設置済	令和8年度末までの確保 (令和5年度時点 達成済)
基幹相談支援センター*による地域の 相談支援事業所の指導・助言回数	14回	15回	15回	各年度における実績値
基幹相談支援センター*による人材育成の支援回数	7回	8回	9回	各年度における実績値
地域の相談機関との連携強化の取組 の実施回数	40回	42回	45 回	各年度における実績値
基幹相談支援センター*における主任 相談支援員の配置人数	_	1	1人	各年度における実績値
協議会における個別事例検討の実施 の体制の確保	有	有	有	令和8年度末までの確保 (令和5年度時点 達成済)
協議会における相談支援事業所参画 による個別事例検討実施回数	12回	12回	12回	各年度における実績値 (基幹相談支援センター*共催)
協議会における個別事例の検討実施 時の参加事業者(機関)数	6事業所	7事業所	8事業所	各年度における実績値 (相談支援事業所連絡会含む)
協議会の専門部会の設置数	7個	7個	7個	各年度における実績値 (プロジェクトチーム含む)
協議会の専門部会の実施回数	38 🛭	39回	40回	各年度における実績値 (プロジェクトチーム含む)



7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が自らの意思で、必要とするサービス等を選択できるよう支援を行うとともに、利用者に、真に必要な障がい福祉サービスを提供できているのか検証を行い、提供していくための体制を構築することが重要となります。

◆国の数値目標(成果目標)

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制 を構築すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

県や福祉監査室と連携し、審査結果に基づき適正な障がい福祉サービス等の実施について 事業所を指導するとともに、自治体間で審査結果情報等の共有を行います。

項目	令和6年度 目標	令和7年度 目標	令和8年度 目標	目標の考え方
障害者自立支援審査支払等システム*による審査結果の共有	実施	実施	実施	令和8年度末までに実施 (事業所、自治体間の共有)
障害者自立支援審査支払等システム*による審査結果の共有の実施回数	年1回 以上	年1回 以上	年1回 以上	各年度における実績値
県が実施する障がい福祉サービス 等に係る研修その他の研修への参 加人数	2人	2人	2人	各年度における実績値

項目	目標	目標の考え方
障がい福祉サービス等の質を向上 させるための取組(※)を実施する体 制の構築	構築済	令和8年度末までに構築 (令和5年度時点 構築済)

※都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者 等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体との共有する取組をいいます。



8 発達障がい*者等に対する支援

発達障がい*者等の早期発見・早期支援は、発達障がい*者及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がい*の特性を理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるようにするため、ペアレントトレーニング*等の機会を確保することが重要となります。

◆国の数値目標(成果目標)

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制 を構築すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

県や子ども支援課、児童発達相談センターと連携し、ペアレントメンター*養成やペアレントプログラム*等の講座受講者を増やしていくことで、その後の活動につながる人材を育成していきます。

項目	令和6年度 目標	令和7年度 目標	令和8年度 目標	目標の考え方
ペアレントトレーニング*等の支援プログラム等の受講者数	32人	34人	36人	各年度における実績値
ペアレントトレーニング*等の支援プログラム等の実施者数	3人	3人	3人	各年度における実績値
ペアレントメンター*の人数	1人	1人	1人	各年度における実績値
ピアサポート*の活動への参加人数	1人	1人	1人	各年度における実績値



第3章 障がい福祉サービス等の実績及び今後の見込量

第7期障がい福祉計画では、「指定障がい福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援 事業」の各事業について、令和6年度から8年度までの見込量を設定します。

また、第3期障がい児福祉計画では、「児童通所」、「障がい児相談支援」について、令和6年度から8年度までの見込量を設定します。

なお、見込量については、令和3年度から5年度までの過去3年間の実績値と利用者のニーズを考慮して設定しますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による実績値の減少等があることから、令和元年度や直近の数値等も参考に見込量を設定しています。

1 指定障がい福祉サービス

指定障がい福祉サービスは、全国一律で共通に提供されるサービスであり、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に大別され、実績値や利用者ニーズを考慮して見込量を定めます。

■ 1) 訪問系サービス

訪問系サービス

- 1 居宅介護 (ホームヘルプ)
- 2 重度訪問介護
- 3 同行援護
- 4 行動援護
- 5 重度障がい者等包括支援

地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、現に利用している人数と今後の増加を見込み、平均的な利用量等を勘案してサービス見込量を設定します。訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援を、それぞれのサービスごとに見込みます。



① 居宅介護

身体介護や家事援助が必要な障がい者等に対して、居宅において、入浴、排せつ 及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助 言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

◆ サービス見込量 ◆

	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	116人	124人	128人
	時間/月	2,060 時間	2,276 時間	2,280 時間
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
実績	実人数	124人	105人	104人
	時間/月	2,276 時間	1,861 時間	1,702 時間

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障がい者等に対して、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

◆ サービス見込量 ◆

	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	4人	5人	5人
	時間/月	965 時間	1,240 時間	1,240 時間
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
実績	実人数	4人	3人	2人
	時間/月	828 時間	965 時間	744 時間

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時に同行 し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介 護、その他外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。



◆ サービス見込量 ◆

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	25人	29人	32人
	時間/月	600 時間	680 時間	750 時間
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
実績	実人数	22人	21人	22人
	時間/月	385 時間	476 時間	567 時間

④ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難を有し常時介護を要する障がい者等に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

◆ サービス見込量 ◆

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	2人	3人	3人
	時間/月	35 時間	60 時間	60 時間
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
実績	実人数	1人	1人	2人
	時間/月	9 時間	8 時間	30 時間

⑤ 重度障がい者等包括支援

重度の障がい者等に対して、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

◆ サービス見込量 ◆

重度障がい者等包括支援については、提供施設がなく設定が困難なため、県と協議のうえ数値の設定は行わないこととします。



	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	一人	一人	一人
	時間/月	一時間	一時間	一時間
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
実績	実人数	-人	-人	-人
	時間/月	一時間	一時間	一時間

◆ サービス提供体制確保の方策 ◆

訪問系サービスの利用者は、同行援護と行動援護を中心に増加しています。地域生活支援拠点*の整備により、障がいのある方が自らの意思でサービスを選択し、住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、訪問系サービスによるヘルパー派遣事業の充実を図ります。

また、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム*を推進することで、入院中の精神障がい者の地域生活への移行が進み、訪問系サービスの利用の増加が見込まれるため、地域移行支援*事業者や相談支援事業者と連携して、サービス提供体制の確保に努めます。

■ 2) 日中活動系サービス

日中活動系サービス

- 1 生活介護
- 2 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 3 就労選択支援
- 4 就労継続支援(A型·B型)
- 5 就労定着支援
- 6 療養介護
- 7 短期入所

① 生活介護

障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または 生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者等で、常時介護を要する人 に対して、主として日中、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の 家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活 動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要 な援助を行います。



◆ サービス見込量 ◆

	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
≘⊥i as i	実人数	127人	131人	135人
計画	(※うち重度障がい者)	(7人)	(10人)	(11人)
	日数/月	2,483 人日分	2,586 人日分	2,694 人日分
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
実績	実人数	121人	119人	123人
	日数/月	2,213 人日分	2,289 人日分	2,370 人日分

※うち重度障がい者については、強度行動障がい*や高次脳機能障がい*を有する者、医療的 ケア*を有する者等の重度障がい者数をいいます。

「日数/月」(人日分)とは、「月間の利用人数」×「一人1日あたりの平均利用日数」

◆ サービス提供体制確保の方策 ◆

現在利用している人数に今後の利用を見込み、平均的な一人あたりの利用量を勘案してサービス見込量を設定しました。(重度障がい者の数についても同様。)

サービスの利用実績も年々増加傾向にあることから、引き続き特別支援学校*の卒業生や地域移行*後の日中活動の場の確保等による新規利用者も見込み、安定したサービス提供ができるよう、特別支援学校*や障がい者基幹相談支援センター*、相談支援事業者等と連携を取りながら、多様な事業者の参入を促します。

②-1 自立訓練(機能訓練)

障がい者等に対して、障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、または 居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

②-2 自立訓練(生活訓練)

障がい者等に対して、障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、または居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。



◆ サービス見込量 ◆

□ 自立訓練(機能訓練)

	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	2人	2人	3人
	日数/月	20 人日分	25 人日分	30 人日分
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
実績	実人数	3人	1人	1人
	日数/月	20 人日分	12 人日分	14 人日分

□自立訓練(生活訓練・宿泊型を含む)

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	11人	12人	13人
	日数/月	88 人日分	94 人日分	100 人日分
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
実績	実人数	11人	8人	8人
	日数/月	0 人日分	97 人日分	82 人日分

◆ サービス提供体制確保の方策 ◆

現在利用している人数に今後の利用を見込み、平均的な一人あたりの利用量を勘案してサービス見 込量を設定しました。

また、地域生活支援拠点*や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム*を推進することで、入院中の精神障がい者の地域生活への移行が進み、自立訓練(生活訓練)の利用量の増加が見込まれるため、地域移行支援*事業者や相談支援事業者と連携して、サービス提供体制の確保に努めます。

③ 就労選択支援

障がいを持っている人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との調整を行います。障がい者本人と支援者側が共に課題や、就労に必要な配慮等について、整理・評価(アセスメント*)を行うことで、一般就労や就労系障がい福祉サービスにつなげます。令和7年10月から開始される新しいサービスであり、全市区町村にて実施されます。

◆ サービス見込量 ◆

=1.050	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	_	2人(※)	3人(※)

※令和7年10月の事業開始までに、サービスに対するニーズに合わせ、計画期間内において数値の調整をします。



◆サービス提供体制確保の方策 ◆

令和7年10月以降に新設されるサービスであるため、特別支援学校*卒業生等を中心に、ニーズ に応じてサービス提供事業所の確保をしていきます。

令和6年4月から週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度の身体・知的障がい者と精神障がい者については、実雇用率において算定できるようになりました。障がい者の就労機会拡大のため、就労選択支援の活用を進めるとともに、引き続きハローワークや障がい者等就労支援センターと連携して、障がい者の就労支援を継続していきます。

④ 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者等であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

◆ サービス見込量 ◆

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	27人	30人	33人
	日数/月	440 人日分	450 人日分	460 人日分
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
実績	実人数	57人	25人	25人
	日数/月	579 人日分	442 人日分	434 人日分

◆サービス提供体制確保の方策 ◆

令和4年度に市内3か所から1か所と減少したことから、新たなサービス提供事業所の確保が必要と考えています。

しかしながら、近隣市に就労移行支援事業所が増加してきたことに伴い、新たな参入を希望する 事業所については、近隣市のサービス提供事業所の、支援内容とできる限り重複しないよう配慮し ながら確保していきます。

⑤-1 就労継続支援A型(雇用型)

企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がい者等に対して、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。



◆ サービス見込量 ◆

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	7人	7人	7人
	日数/月	132 人日分	132 人日分	132 人日分
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
実績	実人数	11人	7人	7人
	日数/月	198 人日分	144 人日分	132 人日分

⑤-2 就労継続支援B型(非雇用型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等のうち、通常の事業所に雇用されていた人であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人に対して、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

◆ サービス見込量 ◆

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	187人	207人	228人
	日数/月	2,839 人日分	3,098 人日分	3,381 人日分
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	実人数	172人	154人	163人
	日数/月	2,323 人日分	2,384 人日分	2,460 人日分

◆サービス提供体制確保の方策 ◆

雇用型である A 型事業所については、就労選択支援サービス開始や週所定労働時間10時間以上 20時間未満の重度の身体・知的障がい者と精神障がい者についての法定雇用率*の見直しなどが 行われることにより、一般就労への支援を拡充していくため、積極的な確保は行いませんが、市内に A 型事業所がないため、ニーズに応じてサービス提供事業所を確保します。

B 型事業所については、利用者が年々増加傾向にあるため、新たなサービス提供事業所の確保が必要と考えますが、近隣市のサービス提供事業所も増えており、できる限り作業内容が重複しないよう配慮しながら確保していきます。



⑥ 就労定着支援

就労支援により一般企業に就職した障がい者が職場に定着できるよう、障がい者 の就職した事業所を訪問し、障がい者や企業を支援します。

◆ サービス見込量 ◆

=1.05	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	16人	18人	20人

◆サービス提供体制確保の方策 ◆

雇用型である A 型事業所については、就労選択支援サービス開始や週所定労働時間10時間以上 20時間未満の重度の身体・知的障がい者と精神障がい者についての法定雇用率*の見直しなどが 行われることにより、一般就労への支援を拡充していくため、一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、就労定着支援を行う事業者の確保を進めていきます。

⑦ 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他必要な医療を要する障がい者等であって常時介護を要する人に対して、主として日中、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

◆ サービス見込量 ◆

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
山岡	実人数	9人	10人	11人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
J (1) A	実人数	7人	8人	9人

◆サービス提供体制確保の方策 ◆

医療的ケア*が必要な重度の身体障がい者に対応できる、専門的な医療機関の施設が限られていますが、引き続き、施設と連携しながらサービスの確保に努めます。



⑧ 短期入所

介護者の病気やその他の理由により、短期間の入所を必要とする人に、施設で入 浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◆ サービス見込量 ◆

□ 短期入所(福祉型)

	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
≘⊥æ.	実人数	11人	11人	11人
計画	(※うち重度障がい者)	(2人)	(2人)	(2人)
	日数/月	88 人日分	88 人日分	88 人日分
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
実績	実人数	12人	6人	10人
-	日数/月	68 人日分	51 人日分	58 人日分

□短期入所(医療型)

	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
≘⊥i as i	実人数	3人	3人	3人	
計画	(※うち重度障がい者)	(3人)	(3人)	(3人)	
	日数/月	20 人日分	20 人日分	20 人日分	
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
	実人数	3人	2人	2人	
	日数/月	11 人日分	14 人日分	16 人日分	

[※]うち重度障がい者については、強度行動障がい*や高次脳機能障がい*を有する者、医療的ケア*を有する者等の重度障がい者数をいいます。

◆サービス提供体制確保の方策 ◆

今後、介護者の高齢化等に伴い、地域生活支援拠点*の機能充実を図り、普段から体験的な利用などを進めることで、一層ニーズが高まることが予測されることから、サービスを提供できる施設の確保に努めます。



■ 3)居住系サービス

居住系サービス

- 1 自立生活援助
- 2 共同生活援助 (グループホーム)
- 3 施設入所支援

① 自立生活援助

施設から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、 本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、訪問や支援 を行います。

◆ サービス見込量 ◆

サービスに対する需要等を図りながら、計画期間内において検討します。

=±æ	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	1人	1人	1人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
20,120	実人数	0人	0人	0人

② 共同生活援助(グループホーム)

施設から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、訪問や 支援を行います。

◆ サービス見込量 ◆

	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	117人	137人	157人
	(※うち重度障がい者)	(5人)	(6人)	(7人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
入何只	実人数	58人	75人	97人

※うち重度障がい者については、強度行動障がい*や高次脳機能障がい*を有する者、医療的 ケア*を有する者等の重度障がい者数をいいます。

◆サービス提供体制確保の方策 ◆

令和4年度に市内にグループホームが増加したことに伴い、入居者も急増しました。近隣にも多くのグループホームが開所しており、市内のグループホームは令和5年度現在、ほぼ充足していますが、今後は重度障がい者の受入れを行うグループホームや、短期入所併設の日中支援型のグ

ループホームを中心に、身近な地域での生活を希望する障がい者の二一ズに沿って、引き続き整備して いきます。

③ 施設入所支援

施設に入所する障がい者等に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び 食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を 行います。

◆ サービス見込量 ◆

=1==	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	47人	48人	49人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
2 3/30	実人数	46人	46人	47人

◆サービス提供体制確保の方策 ◆

施設入所については県が入所待機者名簿から入所調整をしているため、県の入所決定に合わせて、関係機関と連携しながらサービスの提供に努めます。

2 相談支援サービス

相談支援サービス

- 1 計画相談支援
- 2 地域移行支援*
- 3 地域定着支援

サービス利用の調整を必要とする人や、地域生活への移行や定着のための支援を必要とする 人に適切なサービスを提供するために、実績値や利用者ニーズを考慮して見込量を定めます。

① 計画相談支援

障がい者が福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、サービス 利用開始後、一定期間ごとにモニタリング*を行う等の支援を行います。



◆ サービス見込量 ◆

=1.75	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	140人	155人	173人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
2012	実人数	112人	113人	127人

② 地域生活への移行に向けた支援(地域移行支援*・地域定着支援)

地域移行支援*は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行*の取組と連携しつつ、地域移行*に向けた支援を行うものです。

地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などに対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

◆ サービス見込量 ◆

□ 地域移行支援*

=1.000	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	2人	3人	3人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
2 3/12	実人数	0人	0人	0人

□ 地域定着支援

=1:=:	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	2人	3人	3人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
20120	実人数	0人	0人	0人

◆サービス提供体制確保の方策 ◆

指定特定相談支援事業者については、計画を作成する以外にも地域生活支援拠点*の調整や一般相談支援など、多くの役割が求められており、今後も引き続き利用者の増加が見込まれるため、提供事業者の確保に努めます。

また、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム*を進めるにあたり、地域移行支援*及び地域定着支援を行う相談支援事業者の充実は必須であるため、今後も提供事業者の確保に努めるとともに、障がい者基幹相談支援センター*を中心に、相談支援専門員*の支援及び研修を行うことで、サービス等利用計画の質の向上に努めます。



3 児童発達支援

児童発達支援

- 1 児童発達支援
- 2 放課後等デイサービス
- 3 保育所等訪問支援
- 4 居宅訪問型児童発達支援
- 5 障がい児相談支援

障がい児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法に基づき設定 される障がい児支援サービスについて、実績値や利用者ニーズを考慮して見込量を定めます。

① 児童発達支援

日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することが できるよう、未就学の障がい児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行いま す。

◆ サービス見込量 ◆

障がいや発達に遅れのある児童の数の推移や現にサービスを利用している障がい児の数、今 後のニーズの見込から見込量を設定します。

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	170人	192人	218人
	日数/月	1,657 人日分	1,915 人日分	2,213 人日分
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	実人数	148人	132人	131人
	日数/月	1,115 人日分	1,241 人日分	1,187 人日分

◆サービス提供体制確保の方策 ◆

市内だけでなく、近隣の児童発達支援事業所も増加しており、利用希望者も年々増加しています。今後は医療的ケア児*などの重症心身障がい児の受入れが可能な児童発達支援事業所を中心に、提供事業者の確保に努めます。



② 放課後等デイサービス

学校に通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を提供します。

◆ サービス見込量 ◆

障がいや発達に遅れのある児童の数の推移や現にサービスを利用している障がい児の数、 今後のニーズの見込から見込量を設定します。

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	254人	294人	341人
	日数/月	2,662 人日分	2,981 人日分	3,339 人日分
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
実績	実人数	175人	190人	220人
	日数/月	1,876 人日分	2,123 人日分	2,355 人日分

◆サービス提供体制確保の方策 ◆

市内だけでなく、近隣の放課後等デイサービスも増加しており、利用希望者も年々増加しています。今後は医療的ケア児*などの重症心身障がい児の受入れが可能な放課後等デイサービスを中心に、提供事業者の確保に努めます。

③ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障がいのある児童に対して障がいのない児童との集団生活 への適応のための支援を行います。本市では同様の事業として、児童発達相談セン ター等による巡回による相談支援を実施しています。

◆ サービス見込量 ◆

サービスに対する需要等を図りながら、計画期間内において検討します。

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	65人	85人	110人
	日数/月	50 人日分	65 人日分	85 人日分
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	実人数	18人	10人	7人
	日数/月	11 人日分	11 人日分	8 人日分



◆サービス提供体制確保の方策 ◆

今後の利用者のニーズに合わせ、提供事業者の確保に努めます。

④ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある子どもたち に、自宅で発達支援を受けられるように支援します。

◆ サービス見込量 ◆

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	2人	3人	3人
	日数/月	8 人日分	12 人日分	16 人日分
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
20120	実人数	3人	4人	4人

⑤ 障がい児相談支援

障がい児が福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、サービス 利用開始後、一定期間ごとにモニタリング*を行う等の支援を行います。

◆ サービス見込量 ◆

=1.55	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	110人	126人	144人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	実人数	83人	84人	90人



4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人の能力や適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援を行う必須事業と、市の実情に応じて柔軟に実施することができる任意事業とに分かれます。

市で実施している地域生活支援事業は次のとおりです。

必須事業

- 1 理解促進研修·啓発事業
- 2 自発的活動支援事業
- 3 相談支援事業
- 4 成年後見制度*利用支援事業
- 5 成年後見制度*法人後見支援事業
- 6 日常生活用具給付等事業
- 7 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業
- 8 移動支援事業
- 9 地域活動支援センター事業

任意事業

- 1 重度身体障がい者訪問入浴サービス事業
- 2 日中一時支援事業
- 3 障がい者自動車運転免許取得費補助事業
- 4 巡回支援専門員整備事業



① 理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁*」を除去するため、広く市 民に向けて障がいの理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

実施形式としては、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動など事業の目的を達成するために有効な形式をとることとされています。

また、事業を実施するにあたり、地域共生社会*の実現に向けて、障がいのある人が、自らの決定に基づき参加し、障がいのある人もない人も共に理解し合える事業を 実施します。

◆ 実施状況と今後の見込 ◆

年度	区分	内容
令和3年度	実施	電話リレーサービス*と遠隔手話通訳説明会、聴覚障がいの理解 (当事者団体、サークル活動紹介)、パネル展示など
令和4年度	実施	障がいのある人もない人も楽しめる打楽器ワークショップ 地域共生社会*を実現するためのふれあいフェスティバル同時 開催
令和5年度	実施	障がいのある人もない人も楽しめる書道のワークショップ 成年後見制度*理解促進事業同時開催
令和6年度 以降	実施	障がい理解・障がい者虐待防止に向けた、継続的な事業の実施

② 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業を行います。

実施形式としては、ピアサポート*、災害対策活動の支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等、事業の目的を達成するために有効な形式をとることとされています。

◆ 実施状況と今後の見込 ◆

年度	区分	内容	
令和3年度	実施	 市内の障がい者やその家族で構成されている障がい者団体に補	
令和4年度	実施	川州の岸がい省々との家族で構成されている岸がい省団体に補 助金を交付し活動支援を実施	
令和5年度	実施	助立で文刊し石到文版で天順 	
令和6年度 以降	実施	市内の障がい者が集える団体の活動が今後も安定して継続できるよう、引き続き補助金交付等の支援を実施	

③ 相談支援事業

障がい者等の福祉に関するさまざまな問題に対して、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障がい者虐待の防止とその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。



◆ 実施状況と今後の見込 ◆

□ 障がい者等相談支援事業

市からの委託による障がい者等相談支援事業所数を見込みます。

=1:155	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
計画	設置数	1事業所	1事業所	1事業所	
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	設置数	1事業所	1事業所	1事業所	

□ 障がい者基幹相談支援センター*

=1.75	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	設置数	1事業所	1事業所	1事業所
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	設置数	1事業所	1事業所	1事業所

□ 障がい者基幹相談支援センター*等機能強化事業

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
司四	区分	実施	実施	実施
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2 177	区分	実施	実施	実施

□ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

च्यक	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	区分	検討	検討	検討
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
7	区分	1	1	

④ 成年後見制度*利用支援事業

成年後見制度*とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人に対して、その人の権利を守る援助者(成年後見人、保佐人もしくは補助人)を選ぶことで、法律的に支援する制度です。成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に対して申立てが必要ですが、申立人がいない場合は、市長が代わって申し立てることができます。

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、財政的な支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対しては、後見人等の報酬などの経費の一部について、補助を行います。



◆ 実施状況と今後の見込 ◆

【申立て 人/報酬助成 人】

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	1人/3人	1人/4人	1人/5人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	実人数	0人/2人	0人/4人	1人/3人

⑤ 成年後見制度*法人後見支援事業

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などが成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。一般的に法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度*に基づく後見事務を行うため、担当職員が何らかの理由でその事務を行えなくなったとしても、担当職員の変更により後見事務を継続して行うことができるという利点があります。

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人*の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

年度	区分	内容
令和3年度	実施	 - 志木市社会福祉協議会が自主事業として法人後見事業を実施。
令和4年度	実施	また、日常生活自立支援事業の支援者から市民後見人*として
令和5年度	実施	選任された市民後見人*の監督業務も実施している。
令 和 6 年 度 以降	実施	障がい者の権利擁護を図り、地域で安心して暮らせるよう、引き 続き事業を実施。



⑥ 日常生活用具給付等事業

在宅の障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とします。

	▼ Shekine Tooke ▼					
	計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
△業訓婦	可凹	件数/年	5件	5件	5件	
介護訓練 支援用具		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
又派 八	実績	十反	はおり十段		(見込値)	
		件数/年	4件	5件	5件	
	=1.00	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自立	計画	件数/年	6件	6件	6件	
		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
又饭用 吴	実績	干反	P和3 牛 皮	中和 4年 度	(見込値)	
		件数/年	5件	4件	5件	
	計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
在宅療養等	司四	件数/年	6件	7件	8件	
支援用具	実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
又饭用兴		十段		13/14 1-1-1/2	(見込値)	
		件数/年	1件	5件	5件	
	計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
情報・		件数/年	20 件	21件	22 件	
意思疎通		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
支援用具	実績	十反	で作り十尺	7144410	(見込値)	
		件数/年	12件	18件	19件	
	計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
排泄管理	司四	件数/年	1,600件	1,650件	1,700件	
支援用具		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
又]及用六	実績	十尺	で作り十尺	7744 41 反	(見込値)	
		件数/年	1,366件	1,466件	1,566件	
	計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
住宅	미삐	件数/年	3件	3件	3件	
改修費		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
以炒貝	実績	十汉	コルロン十一区	コポロナナル文	(見込値)	
		件数/年	2件	0件	2件	



⑦ 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術の習得者を養成し、意 思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むこ とができるようにすることを目的とします。

聴覚障がい者等との交流活動の促進や市の広報活動などを支援いただく日常会話程 度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

◆ 実施状況と今後の見込 ◆

登録手話通訳者数を見込みます。

=Las	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	人数	9人	10人	10人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	人数	7人	9人	9人

日常会話程度の手話表現技術の研修は、志木市社会福祉協議会で実施しています。市では、さらに技術を高め、市の登録手話通訳者の養成に向けて、ステップアップ講習及びレベルアップ講習を実施しています。

◇手話通訳者派遣事業

◆ 実施状況と今後の見込 ◆

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	件数	300件	310件	320件
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	件数	204件	257件	300件

◇要約筆記*者派遣事業

=1:12:1	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	件数	14 件	15件	16件
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	件数	14 件	13件	14件



◇手話奉仕員養成研修事業

◆ 実施状況と今後の見込 ◆ (修了者数 入門 人/基礎 人)

=1.75	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	人数	24 人/12 人	25 人/13 人	25 人/13 人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	人数	10人/10人	24 人/7 人	23 人/10 人

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要な外出や余暇活動等による障がい者の移動を支援することにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

◆ 実施状況と今後の見込 ◆

	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	100人	105人	110人
	時間/月	22,500 時間	23,000 時間	23,500 時間
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	実人数	83人	90人	95人
	時間/月	20,079 時間	21,810 時間	22,000 時間

⑨ 地域活動支援センター事業

障がい者等に対して地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、 社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを 目的とします。

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	施設数	1か所	1か所	1か所
	人/月	86人	87人	88人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)
	施設数	1か所	1か所	1か所
	人/月	85人	82人	85人



■ 2) 任意事業の種類ごとの実施状況及び利用見込について

① 重度身体障がい者訪問入浴サービス事業

重度の身体障がい者の身体の清潔の保持などを図るため、移動入浴車を 自宅に派遣し、入浴サービスを提供します。

◆ 実施状況と今後の見込 ◆

=Las	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	18人	19人	20人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	実人数	18人	18人	18人

自宅で介護者やヘルパーによる入浴が困難な重度の障がい者に対し、引き続き周知に努めます。利用者は、年度途中での施設入所による減と、新規利用者の増加より、月により増減しています。

今後も重度の障がい者や介護者の負担軽減を図り、利用を促進していきます。

② 日中一時支援事業

介護者が日中一時的に障がい児者の介護が困難になった時に、介護者に代わって施設で介護します。

◆ 実施状況と今後の見込 ◆

=1 面	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	12人	12人	13人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	実人数	6人	10人	11人

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による利用者減の影響により、実人数が少なくなっているため、令和4年度実績を元に利用人数を見込んでいます。

③ 障がい者自動車運転免許取得費補助事業

自動車運転免許の取得により就労が見込まれるなど、社会活動への参加に効果があると認められる障がい者に対し、免許取得に要した費用の一部を補助するものです。



◆ 実施状況と今後の見込 ◆

= ↓an	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	実人数	1人	1人	1人
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	実人数	1人	1人	1人

④ 巡回支援専門員整備事業

発達障がい*に関する知識を有する専門員(子ども発達支援員)が、保育園等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、支援を担当する職員や障がいのある子どもの保護者に対して、早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

= ↓क	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	回数	80回	81回	82 回
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
	回数	87回	79 回	80回



資料編



1 計画策定の経過

本計画の策定にあたり、必要な事項の検討・審議を行いました。

日 程	内 容
令和5年5月18日	志木市福祉施策庁内推進会議 ・次期障がい者計画等策定のスケジュールについて ・次期障がい者計画等策定のためのアンケート調査内容について ・次期障がい者計画等の骨子案について
令和5年5月25日	志木市地域自立支援協議会(全体会) ・次期障がい者計画等策定のスケジュールについて ・次期障がい者計画等策定のためのアンケート調査内容について ・次期障がい者計画等の骨子案について
令和5年7月1日(基準日)	市民アンケートの実施 ・次期障がい者計画等策定のための市民アンケート調査
令和5年8月1日 ~令和5年8月2日	市内障がい者団体ヒアリング実施
令和5年9月22日	志木市地域自立支援協議会(暮らし部会) ・次期障がい福祉計画(素案)、障がい児福祉計画(素案)について ・市内障がい者団体ヒアリング、アンケート調査の報告
令和5年9月28日	志木市地域自立支援協議会(ビジョン部会) ・次期障がい者計画(素案)について ・市内障がい者団体ヒアリング、アンケート調査の報告
令和5年10月31日	志木市福祉施策庁内推進会議 ・次期障がい者計画(素案)・障がい福祉計画(素案)・障がい児福祉計画(素案)について ・市民意見公募の実施について
令和5年11月27日 ~令和5年12月26日	市民意見公募実施
令和5年11月29日	志木市地域自立支援協議会(ビジョン部会) ・次期障がい者計画(素案)について ・市民意見公募の実施について
令和5年12月13日	志木市地域自立支援協議会(暮らし部会) ・次期障がい福祉計画(素案)・障がい児福祉計画(素案)について ・市民意見公募の実施について
令和6年1月29日	志木市自立支援協議会(全体会) ・次期障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 原案の承 認について



2 志木市地域自立支援協議会規程

平成19年3月6日告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、志木市障害者等相談支援事業実施規則(平成18年志木市規則第51号)第5 条第2項の規定に基づき、志木市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び 運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第77条第1項第3号に規定する相談支援事業の運営及び実績の評価に関すること。
 - (2) 人権の擁護、虐待の防止等の困難事例への対応の在り方に関すること。
 - (3) 地域の社会資源の開発等及び障害者支援関係機関による連携体制の推進に関すること。
 - (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の6第2項に規定する障害児の支援を行う関係機関による連携体制の推進に関すること。
 - (5) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画の策定に向けた協議及び推進に関すること。
 - (6) 障がい者差別に関する事案の共有、分析及び紛争解決の後押し並びに障がい者差別の解消に関すること。
 - (7) その他協議会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市内の障がい者団体が推薦する者
 - (2) 公募による市民
 - (3) 保健、福祉、医療、教育、法律及び労働に関する関係団体が推薦する者



(4) 識見を有する者

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年以内とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(会議)

- 第8条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、委員が会議に出席できないときは、あらかじめ当該委員が指名する者が、当該委員 を代理して出席することを認めることができる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、及び資料の提出を求めることができる。

(公聴会)

第9条 協議会は、第2条に規定する事項について、必要があると認めるときは、公聴会を開く ことができる。

(謝礼)

第10条 市長は、予算の範囲内で委員に対し謝礼を支給することができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部共生社会推進課において処理する。

(会議の記録等)



- 第12条 福祉部共生社会推進課長は、会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。
- 2 福祉部共生社会推進課長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。



3 志木市地域自立支援協議会委員名簿(令和5年5月)

区分	団体名	氏 名	備 考
	志木市身体障害者福祉会	菅生 征史	
	志木市手をつなぐ育成会	北澤 恭子	副会長
障がい者団体	志木市聴覚障害者の会	平井 光代	
	志木市視覚障害者六星の会	寺橋 義雄	
	志木市心身障害児者を守る会	小澤 静枝	
障がい者団体、事業所	志木市精神保健福祉を すすめる会	上田 将史	
公 募		村上 有紀	
	志木市民生委員・児童委員* 協議会	林 資子	
	志木市社会福祉協議会	佐々木 明子	
	社会福祉法人邑元会	日下 喬史	
	朝霞地区医師会	鎌田 昌和	
	埼玉司法書士会	平澤純	
│ 保健、福祉、医療、 │ 教育、労働、法曹	市内小中学校校長会	田中孝幸	
	所沢おおぞら特別支援学校*	佐藤 久美子	
	朝霞公共職業安定所	栗原理恵	
	朝霞地区福祉会	寺嶋 深雪	
	志木市商工会	村田敬吾	
	朝霞保健所	横山創	
識見を有する者	元立教大学教授	平野 方紹	会長

任期:令和5年5月1日~令和7年4月30日 (順不同、敬称略)



4 志木市福祉施策庁内推進会議設置要綱

令和2年4月23日告示第100号

(設置)

第1条 市における福祉施策を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、福祉施策庁内推進会 議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 福祉施策の総合調整に関すること。
 - (2) 各種の福祉に関する計画の進行状況の検証に関すること。
 - (3) その他福祉施策を円滑に推進するための調査研究に関すること。

(組織)

- 第3条 会議は、福祉部長、福祉部共生社会推進課長及び審議事項に関係する部長(相当職を含む。)、課長(相当職を含む。)並びに福祉部長がその都度指名する職員をもって組織する。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、 委員長が指名する。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 福祉施策を具体的に検討するため、会議に部会を置くことができる。

(会議の記録等)

- 第7条 事務を所掌する課及び所において、会議の経過及び結果を記録するものとする。
- 2 福祉部共生社会推進課長は、前項の規定により記録した書面を保管し、別に定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

- 第8条 会議の庶務は、福祉部共生社会推進課において処理する。
- 2 部会の庶務は、事務を所掌する課及び所において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



5 志木市地域共生社会を実現するための条例

令和5年3月27日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地域共生社会を実現するための施策の推進に関し、基本理念、市の責務並びに市 民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、個性、 生き方等を尊重し、互いに支え合い、市民誰もが生きがいを持って輝くことができる地域社会の実現 を図り、もって地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 地域共生社会 子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者等が必要に応じて適切な福祉的支援を受けながら、個人の状況に関係なく、個性、生き方等を尊重し、互いに支え合う社会をいう。
 - (2) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
 - (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
 - (4) 福祉的支援 地域生活課題(福祉サービスを必要とする市民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題をいう。)を抱える市民に対し、国、地方公共団体、公的機関、市民及び事業者が実施する支援をいう。

(基本理念)

- 第3条 地域共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。
 - (1) 誰もが個性を尊重し合い、学び、様々な主体とのつながりを構築しながら、地域社会を構成する 一員として社会参加することができること。
 - (2) 誰もが必要な福祉的支援を受けることで、安全で安心した環境の下で生活することができるよう 全ての市民及び事業者が互いに支え合うことができること。
 - (3) 誰もが自らの意思で選択し、又は決定することができること。 (市の青務)
- 第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる責務を有する。
 - (1) 地域共生社会の実現に向けた必要な支援を受けることができる体制を整備すること。
 - (2) 地域共生社会の実現に向けた取組を推進するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施すること。
 - (3) 地域共生社会の実現に向けた認識、理解、取組等を市民及び事業者と共有すること。 (市民及び事業者の役割)
- 第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、地域共生社会の実現に向けた認識や理解を深めると ともに、地域共生社会の実現に努めるものとする。
 - 2 市民及び事業者は、市が実施する地域共生社会を実現するための施策に協力するものとする。



(基本的施策の推進)

- 第6条 市は、地域共生社会を実現するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。
 - (1) 誰もが経済活動、市民活動、余暇等を通じて生きがいを持つことができる施策を推進すること。
 - (2) 市民及び事業者に対し、福祉的支援を必要とする市民及び当該市民に対する支援を行う者についての理解を図るための施策を推進すること。
 - (3) 市民及び事業者が行う地域共生社会の実現に向けた活動を支援するための施策を推進すること。
 - (4) 社会福祉を目的とする事業の全分野と連携して施策を推進すること。
 - (5) 福祉的支援をする者への地域共生社会を実現するための教育並びに人材育成及び人材確保を促進するための施策を推進すること。
 - (6) 福祉的支援を必要とする市民であることを理由とする差別的取扱いを受けることのない環境の整備を図るための施策を推進すること。
 - (7) 福祉的支援を必要とする市民の意思決定支援*に係る施策を推進すること。
 - (8) 手話を含む言語その他の意思疎通手段についての理解を図るための施策を推進すること。
 - (9) 市民の心身の健康保持を図るため、心身の状態に応じた健康増進、介護予防、認知症予防等の健康な生活を維持するための施策を推進すること。
 - (10) 福祉的支援を必要とする市民及び当該市民に対する支援を行う者へ必要な情報が行き届くよう、情報発信に係る施策を推進すること。
 - (11) 福祉的支援を必要とする市民が、個々の状況に合った福祉的サービスを受けることができる包括的な相談支援体制を充実させるための施策を推進すること。

(財政上の措置)

第7条 市は、地域共生社会を実現するための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



6 市民意見公募の実施

計画策定にあたって広く市民の意見を求めるため、市民意見公募を実施しました。

■ 市民意見公募の概要

項目	内容
実施期間	令和5年11月27日(月)~12月26日(火)
公表場所	 ・志木市ホームページ ・志木市役所共生社会推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前仮出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、児童発達相談センター、教育サポートセンター
応募件数	1 0件



7 用語解説

【あ行】

アセスメント

支援対象者の要望や課題を明確にするために行う評価のことです。支援機関や福祉事業者などは、対象者本人や家族から心身の状態や日常生活の状況を聞き取り、情報を記載したアセスメント(評価)シートを作成します。そしてその内容に基づき、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成していきます。

ICT (アイシーティー)

Information and Communication Technologyの略で、人々の生活を豊かにするために、インターネットなどの情報を効率的に処理できる技術を活用することです。

アウトリーチ

直訳すると、「外に手を伸ばす」ことを意味しますが、福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのことをいいます。

アクセシビリティ

アクセシビリティは、英語では"Accessibility"で、「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳されています。

一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われています。 いま、高齢者や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が容易に開かれた情報通信の世界へ アクセスできる「情報通信アクセシビリティ」が求められています。

意思決定支援

自らの意思を決定することが困難な、認知症高齢者や障がい者などが、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、後見人や家族等を含めた本人に関わる支援者らによって、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援を行うことをいいます。



あんしんサポートねっと

物忘れなどのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活が送れるように、 社会福祉協議会の生活支援員が定期的に自宅に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金 の出し入れのお手伝いをする制度です。

インクルーシブ/インクルーシブ教育

インクルーシブ(inclusive)とは、「包括的」や「すべてを含む」といった意味があり、その意味から障がいの有無や国籍、肌の色、年齢、性別などに関係なく認め合い共生することを示す言葉として使います。

インクルーシブ教育とは、障がいのある者とない者が、可能な限り同じ場で共に学ぶことをとおして、共生社会の実現を目指すという考え方で、平成 18 年 12 月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示されました。

インクルージョン

「包容、包含、包摂」を意味します。社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うことをソーシャルインクルージョンといいます。

医療的ケア

人工呼吸器の装着・痰の吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為、その他日常生活を 営むために必要な医療のことです。また、医療的ケアを要する状態にある障がい児を総称して「医療 的ケア児」といいます。

また、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう、日常生活における相談を受け、保健・医療・福祉・子育て・教育等の必要なサービスを総合的に 調整する役割を担う、専門資格を持つ相談員をいいます。

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。

「世界中にある環境問題・差別・貧困・人権問題といった課題を、世界のみんなで 2030 年までに解決していこう」という計画・目標のことです。

※「持続可能な」とは、「人間の活動が自然環境に悪影響を与えず、その活動を維持できることを意味しています。(改善する動きを)長期間に渡って、実施し続けられる」という意味です。



音声コード(uni-voice)

日本で開発された高密度の二次元記号です。デジタル化された文字情報がコード内に含まれているため、コードを元に音声を出力することができるものです。音声化するためには、活字文書読み上げ装置やスマートフォン等の、活字文書を読み上げるアプリ等を使います。

【か行】

学習障がい(LD)

全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、書く、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す障がいの総称です。

カンファレンス

対象となる障がい児者の現状や課題などを、実際に支援を行う関係機関や支援者が報告し合い、 情報共有を行うことで、メンバー間で課題などを協議しながら、より良い支援方法を検討すること を目的とした情報・意見交換の場のことをいいます。

基幹福祉相談センター

基幹福祉相談センターは、障がい、高齢、子ども、生活困窮など各制度・分野にわたる、さまざまな生活課題に対応するため、専門的な相談支援を行うとともに、関係する機関との連携をリードする役割を担いながら支援を図る福祉の相談窓口です。

本市では令和2年10月に開所し、「後見ネットワークセンター」と「生活相談センター」、「障が い者基幹相談支援センター」の機能を有しています。

共生社会

⇒「地域共生社会」を参照してください。

強度行動障がい

自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻繁に示すことなどを特徴としている障がいのある人 をいいます。

ケアラー

高齢や身体上または精神上の障がい、さらには疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人をいいます。

高次脳機能障がい

病気や事故などの原因により脳が損傷されることにより、失語、記憶障がい、遂行機能障がい、 社会的行動障がい等の後遺症を呈している状態のことです。

高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、医療、介護、福祉、健康など総合的に支援するため、保健師もしくは看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、お互いに連携をとりながら地域の高齢者を支援するための総合的な相談窓口として、高齢者やその家族、地域住民などからさまざまな相談を受けたり、訪問などを行っています。

合理的配慮

合理的配慮とは、障がい者が社会生活をする上で直面する事物、制度、慣行、観念などの障壁を取り除くものであり、障がい者から障がいを持たない人と同じことができるよう対応を求められた場合は、負担が重すぎない範囲で可能な配慮(工夫)をすることをいいます。また、そのような対応をすることを相手に伝え、相手の了承を得ることも合理的配慮に含まれています。

心のバリアフリー

障がいの有無や国籍、年齢等に関わらず、お互いが思いやりを持って助け合うこと、差別や偏見 をなくすことなど、意識や行動の上でのバリアフリーをいいます。

個別避難計画

避難行動要支援者(P146)一人ひとりに応じて、避難支援を行う人や避難場所、避難支援を行う上での留意事項などを記載した計画です。

【さ行】

支援籍

障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障がいのある児童生徒に対する適切な教育的支援を行うため、在籍する学校または学級以外で学習活動を行うことをいいます。



志木まるごと地域支援プロジェクト(通称:しきまるプロジェクト)

志木市独自の「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」を推進するプロジェクトをいいます。①地域移行支援*②地域定着支援③ひきこもり支援の3つの柱で対象者を把握、追跡、評価を行います。また、精神科病院にて会議を開催し、精神科医や臨床心理士からも助言を受けることもあります。志木市地域自立支援協議会(暮らし部会)のプロジェクトとして位置づけられており、埼玉県精神保健福祉センター、保健所、精神科病院、共生社会推進課(障がい福祉担当課)、健康増進センター、障がい者相談支援事業所、障がい者基幹相談支援センター、自立支援協議会暮らし部会長などが構成メンバーとなっています。

児童発達支援センター

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活適応のための訓練などを行うとともに、施設の有する専門機能を活用し、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への支援・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設をいいます。

市民後見人

判断能力がなく、自ら法律的な契約行為ができない人の成年後見人を引き受けることができる一般市 民です。

知的障がいや精神障がい、認知症などで判断能力が不十分な人が増加していくことが予想されますので、この制度の利用を広げるため、市民後見人を養成し、制度の利用をサポートできる体制を整える必要があります。

社会的障壁

障がい者が社会的生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣行のことをいいます。



障がい者基幹相談支援センター

障がい者基幹相談支援センターは、専門職(障がい福祉事業者)への支援や助言を行うととも に研修等を行うことにより、障がい福祉事業者や相談支援専門員等、サービスや支援の担い手と なる人材の育成をします。

本市では令和2年10月、「基幹福祉相談センター」の中に設置し、障がいに関する相談を中心とした、高齢、子ども、生活困窮等を含む、複合的・横断的な課題についても、包括的に応じる体制を構築しています。

障害者優先調達推進法

国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めた法律です。(厚生労働省)

小児慢性特定疾病医療

子どもの慢性疾病(悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患など)のうち、国が指定した疾患 (小児慢性特定疾病)の診療にかかる医療費の自己負担分を軽減する制度です。

自立支援医療(精神通院医療)

精神通院医療は、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む)を有し、通院による精神医療を継続的に受診する状態にある人に対し、その通院医療に係る医療費の自己負担分を軽減する制度です。

障害者自立支援審査支払等システム

障がい福祉サービス費・障がい児支援給付費等について、事業所の請求受付から市町村の支払いまで一連の事務処理を行うための、全国共通の審査支払システムのことをいいます。

スマート・ウォーカー

健康に対する意識や知識の向上を目的に、志木市の健康に関する事業や、ノルディックウォーキング・ポールウォーキングの普及などに取り組む地域で活動する担い手のことをいいます。



成年後見制度

知的・精神障がいや認知症などで判断能力が不十分な場合、財産管理や遺産分割、介護その他商法上の契約などで権利を侵されたり不利益を被ることがないように、本人の代わりをする契約代理 人を選任したり誤った契約を取り消すようにすることのできる保護・支援制度です。

相談支援専門員

障がい児者が障がい福祉サービスを利用する際に必要となるサービス等利用計画の作成の他、日常生活及び社会生活等における障がいのある人の総合的な相談支援を行う者をいいます。実務経験と研修の受講により資格を得ることができます。

ソーシャルクラブ

地域で生活する精神障がい者(主として統合失調症の方)を対象とし、生活体験や仲間づくりなど社会参加のきっかけをつくる場です。

【た行】

地域移行(支援)

地域移行は、入所施設や精神科病院等から、地域での在宅生活に移行することをいいます。

地域移行支援とは、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって、サービスや支援が必要な人に対し、医療、福祉、行政の支援者が連携しながら、地域での在宅生活への移行に向けた 支援を行うことをいいます。

地域共生社会(共生社会)

子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者など、必要に応じて住み慣れた地域で福祉的な支援や サービスを受けながら、それぞれの立場や状況に関わらず、互いに理解し、尊重し、支え合う社 会のことをいいます。

本市では令和5年4月に、わかりあい 支えあい 誰もが輝く社会を実現するため、「志木市地域 共生社会を実現するための条例」を施行しました。

「共生社会」とは、異種のものが、相互に作用し合う状態で共に生きる社会をいいますが、広くは自然や動物との共生等、人間以外との共生社会という意味でも使われています。本計画上の用語で使用する「共生社会」については、上記のような支え合いや相互理解など、福祉的な視点から見た「共生社会」です。



地域生活支援拠点

障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける ことができるよう、5つの機能(相談、緊急時の受入れ対応、体験の機会の場、専門的人材の確 保・養成、地域の体制づくり)を備えた体制のことです。

地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護 状態となっても住み慣れた地域で生きがいを持って、自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける ことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が日常生活の場で途切れることなく提 供できる地域での体制づくりをいいます。

注意欠陥多動性障がい(ADHD)

多動性、不注意、衝動性などの症状を特徴とする発達障がいの一つと言われています。注意力を 維持しにくい、時間感覚がずれている、さまざまな情報をまとめることが苦手などの特徴がありま す。じっとしている等の社会的ルールが増加する、小学校入学前後に発見される場合が多くあるよ うです。

電話リレーサービス

聴覚や発語に困難がある人ときこえる人を、タブレット端末を介してオペレーターが手話・文字入力と音声を通訳することにより双方向から電話ができる、法律に基づく公共インフラサービスです。



特別支援学校

児童・生徒一人ひとりの障がいの状況等に応じた適切な教育課程のもと、専門性の高い指導や施設・設備等による教育を担うとともに、地域の特別支援教育のセンター的機能の役割を果たす 学校のことです。

特別支援学級

障がい等のある児童・生徒に対して、その特性に応じた教育支援を行う学級のことです。

特別支援教育コーディネーター

学校において、児童・生徒への適切な支援のために、関係機関・関係者間を連絡・調整し、協同 的に対応できるようにするための役割を担う人材のことです。

【な行】

難病

原因不明の難治性疾患を総称する用語であり、一般的には治りにくい病気などのことを指す言葉 として使われますが、医学用語として具体的かつ明確に定義されているものではありません。 本計画では、指定難病医療費助成制度の対象疾病(指定難病)を指します。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、 地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方です。

ノンステップバス

誰でもバスの乗降がしやすいように、床面を低くして乗降口のステップ(階段)をなくしたバス のことです。

NET119

聴覚や発語に障がいがある人が救急車や消防車を呼ぶ必要があるとき、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を活用し、どこからでもメールで通報することができる機能です。利用するためには事前の登録が必要です。



【は行】

パーキング・パーミット制度(埼玉県思いやり駐車場制度)

パーキング・パーミット制度とは、障がい者や要介護高齢者、妊産婦など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。令和5年 11 月1日から埼玉県版のパーキング・パーミット制度「埼玉県思いやり駐車場制度」が始まりました。

対象となる方の車のルームミラーなどに利用証を掲示して該当の駐車区画に駐車し、必要とする 人がより安心して駐車場の利用ができるようにするものです。

発達障がい

発達障害者支援法において、「発達障がい」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。コミュニケーションの障がいや、対人関係・社会性の障がいなどが症状における特性の一例です。

ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、ほかの障がいのある人の相談相手になったり、 同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことをいいます。 ピアサポートを行う人たちのことを、「ピアサポーター」といいます。

ヒアリングループ

補聴器や人工内耳を使用している方が参加する会議などで使用する設備です。使用することにより、周りの騒音や雑音に邪魔されずに、目的の音・声だけを正確に聴き取ることができます。

避難行動要支援者

高齢者や障がい者、難病患者など、災害時に自ら情報収集や避難行動を行うことが困難な人をいいます。避難の支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の情報を、事前に消防や 民生委員などに提供し、災害に備えて地域での協力体制の推進を図ります。



ホームスタディー制度

学習意欲があるにも関わらず、長期欠席の状態にある児童・生徒に対し、ホームスタディー教育 支援員を派遣し、学習を支援する制度です。学校の教室以外に学習の場を確保するとともに、子ど もたちが学校や教室に復帰するためのきっかけをつくります。

この制度は、「社会的自立のできる人間を育む」ことを目標にしています。

ペアレントメンター

発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えたり、情報提供等を行うものです。

ペアレントトレーニング

保護者や身近な養育者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、子どもへの適切なかかわり方や子どもの特性を踏まえたほめ方、しかり方等を学ぶプログラムです。保護者のかかわり方や心理的ストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指すことを目的とするものです。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正してい くことを目的にした簡易的なプログラムです。(厚生労働省)

「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取り組むことで、保護者が子育てを前向きに行えるようにするものです。

ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、障がいのある方などが災害時や日常 生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものです。

包括的支援体制

複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度で縦割りに分かれている相談支援機能を包括的・総合的にコーディネートし、制度の縦割りを超えた支援体制を構築することをいいます。



フレイル

病気ではありませんが、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、 虚弱な状態のことをいいます。

法定雇用率

障がい者雇用における法定雇用率とは、障害者雇用促進法 43 条第 1 項に基づき、事業主が常時雇用している労働者のうち一定割合は障がい者を雇用しなければならないことが義務付けられたものです。

国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は 2.6%、令和6年4月1日から 2.8%、令和8年7月1日から 3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。

ホッとあんしん見守りネットワーク

志木市ホッとあんしん見守りネットワークは、子どもから高齢者まで、すべての市民を対象とした、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのための地域での見守りの取組です。地域で孤立することや消費者被害に遭うことなどがないよう、日常の生活や仕事の中で、異変に気がついた人が、市役所共生社会推進課(基幹福祉相談センター)などに通報することで、早期発見・早期対応を図るためのものです。

【ま行】

民生委員・児童委員

地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣から委嘱されます。活動は、社会福祉の精神により 地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関 への協力、地域児童の健全育成などを行っています。

メール 110番、(FAX110番)

聴覚や発語に障がいがある人が、警察署へ緊急に連絡をとるための専用のメールです。

この他に、「FAX110番」(0120-264-110) による緊急連絡の方法があります。緊急通報カードなどに記入して FAX します。



モニタリング(継続サービス利用支援)

ケアマネジメントの一過程をいいます。支援計画に照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスで十分であるか、あるいは不必要なサービスが提供されていないかなどを観察・把握することをいいます。モニタリングされた事項は、支援チームにおいて再検討し、必要に応じて支援計画の変更を行います。

【や行】

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、 介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている、18歳未満の子どものことをいいます。

要約筆記

要約筆記は、聴覚障がいや音声言語機能障がいのある方のコミュニケーションを支援するため に、病院や学校、講演会などで、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳です。市では、 無料で要約筆記奉仕員を派遣しています。



第 5 期 志 木 市 障 が い 者 計 画 第 7 期 志 木 市 障 が い 福 祉 計 画 第 3 期 志 木 市 障 が い 児 福 祉 計 画

令和6年3月 志木市

編集・発行:福祉部共生社会推進課 〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

電 話:048-473-1111 (代表) FAX:048-471-7092

e-mail:fukushi-syougai@city.shiki.lg.jp







志木市